

昭和二十年十月 日

厚生大臣事務引續事項

裏面白紙



裏面白紙



裏面白紙

目次

- 一 大臣官房所管事項
- 二 健民局所管事項
- 三 衛生局所管事項
- 四 勸業局所管事項
- 五 保險局所管事項
- 六 軍事保護院所管事項

厚生省

大臣官房所管事項

一 人事ノ運用ニ關スル件

一 厚生省職員數

一 豫算ニ關スル件

厚生省

一 人事ノ運用ニ關スル件

厚生省ニ於ケル有資格者ノ人事ニ關シテハ厚生、内務兩省間ノ協定ニ依リ交  
流ノ連絡ヲ採リツツアリ

一 當省所管職員總數概ネ左ノ如シ

高等官	八三二一人
同 待 遇	一三一
判 任 官	一、一四七
同 待 遇	八六一
其ノ他	一〇、三五九

### 厚 生 省

計

一三、三三〇

内 務

(一) 厚生本省

高等官	一、六五一人
判 任 官	三、七四〇
其ノ他	七、六八八

計

一、三〇七

(二) 軍事保健院

高等官	四七二人
判 任 官	四八三人

其ノ他

四、八五六

計

五、八一十

由關係官衙

高等官

一九五人

判任官

二九〇

其ノ他

四、三三五

計

四、八二〇

國地方廳

高等官待遇

一二一人

判任官待遇

八六一

厚生省

計

九八二人

厚生省機構改正ニ關スル件

厚生省機構ニ付テハ別紙ノ通官制改正方請議中ノモノナリ

命令第 號

厚生省官制中左ノ邊改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

國民局

衛生局

社會局

勞務局

國務局

保健局

第四條 國民局ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 人口ノ調査ノ企畫ニ關スル事項

二 武運、體育進修其ノ他體育興進ニ關スル事項

三 母性、乳幼兒及兒童ノ保健指導ニ關スル事項

四 其ノ他人口ノ調査及國民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ總ノ主管ニ屬セザル

モノ

裏面白紙



第五條中第四項乃至第六項ヲ左ノ如ク改ム

四 疾病ノ療養ニ關スル事項

五 強力量ニ關スル事項

六 胎前衛生ニ關スル事項

七 其ノ他國民ノ健康ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 救護及救済ニ關スル事項

二 臨時災害保護ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 其ノ他社會保護ニ關スル事項

五 住宅ニ關スル事項

第七條 勞務ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 賃金、給料及ノ他労働ノ條件ニ關スル事項

二 労働標準ノ増進及ノ他労働管理ニ關スル事項

裏面白紙

- 三 其ノ他事務ニ關スル事項ニシテ他ノ王會ニ屬セザルモノ
- 第七條ノ二 國務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 國務ノ籌備ニ關スル事項
  - 二 議員等ニ付テ政務討論ニ關スル事項
  - 三 國務顧問ニ關スル事項
  - 四 國務會議及政務會議ニ關スル事項
- 第九條中「國務會議」ヲ「國務院會議」ニ、  
「國務局」ヲ「國務院」ニ改ム  
第九條ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

修造ニ伴フ復員及被災者等ノ厚生ニ關スル施策ノ萬全ヲ期スル爲之ガ行政費額ヲ要  
請スル事ノ要アルニ依ル

理由

裏面白紙

(臨時軍令省ニ臨時防疫局ヲ設置スルノ件)

勅令第 號

第一條 大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ續後遺ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ  
兼ラシムル爲臨時軍令省ニ臨時防疫局ヲ置ク

第二條 局長ハ技監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

裏面白紙

復員ニ伴フ遺産、防産等ニ關スル施策ノ爲ムヲ期スル爲之ガ行政機構ヲ整理スルノ  
要アルニ依ル

遺 出

裏面白紙



厚生省分課規程改正案  
第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

母子課

體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口、營養、企畫ニ関スル事項

二 國民優生活ノ施行其ノ他民族優生ニ関スル事項

三 國民生活ノ指導ニ関スル事項

四 國立公園其ノ他公園ニ関スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル人口、營養及體力ノ向上ニ関スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ関スル事項

二 妊産婦及乳幼児ノ營養確保ニ関スル事項

三 保育施設及母子愛育施設ニ関スル事項

四 結婚及出産ノ奨励ニ関スル事項

五 其ノ他母性乳幼児及児童ノ保護指導ニ関スル事項

第九條 體鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 武道、振興及體育訓練ノ普及奨励ニ関スル事項

二 武道及體育運動團體ニ関スル事項

三 録成場其ノ他訓練施設ニ関スル事項

四 其ノ他體育訓練ニ関スル事項

第十條 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

醫務課

藥務課

保健課

醫齒療課

第十一條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫師、齒科醫師其ノ他醫齒科關係者ニ関スル事項

二 國民医療法ノ施行ニ関スル事項

三 八、主管ニシテナル國民ノ保健衛生ニ関スル事項  
第十一條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 藥事法ノ施行ニ関スル事項
- 一 醫藥品ニ關シテ藥部外品、醫療機械器具其、他衛生資材ニ関スル事項
- 三 藥事法ニ關シテ官事務所ニ関スル事項
- 四 藥用植物ノ栽培及採取ニ関スル事項
- 五 阿片、毒物及劇物ニ関スル事項
- 六 其、他 衛生ニ關スル藥事ニ関スル事項

第十二條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保健所及保健婦ニ関スル事項
- 一 國民ノ體力ヲ施行ニ関スル事項 但シ體力検査直後ノ指、（同ノ事項ニ  
關シテ  
衛生課  
ニ  
掌ル）
- 二 營養ニ関スル事項
- 四 飲食物ノ衛生ニ関スル事項
- 五 清掃衛生ノ普及ニ關スル場所ノ衛生ニ関スル事項

- 六 水道及下水道ニ関スル事項
- 七 屠場及屠畜ニ関スル事項

第十三條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 結核ニ関スル事項
  - 二 健民修練ニ関スル事項
  - 三 癩ニ関スル事項
  - 四 トラホーニ其、他慢性傳染病ニ関スル事項
  - 五 精神病、寄生虫病、皮膚病及地方病ニ関スル事項
  - 六 勤勞衛生ニ関スル事項 但シ体力管理ニ関スルモノヲ除ク
- 其、他 衛生ニ關スル醫務ニ關スル事項

第十四條 衛生局ニ東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所置ク

製藥監理官事務所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 製藥品ノ品質検査ニ關スル事項  
二 製藥品ノ製造工場ニ於ケル衛生管理ニ關スル事項  
三 製藥品ノ販賣ニ關スル事項  
四 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
五 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
六 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
七 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
八 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
九 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
十 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
十一 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
十二 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
十三 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
十四 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
十五 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
十六 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
十七 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
十八 製藥品ノ輸入ニ關スル事項  
十九 製藥品ノ輸出ニ關スル事項  
二十 製藥品ノ輸入ニ關スル事項

福利課  
住宅課

第十七條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保護及治療並ニ罹災救助ニ関スル事項
- 二 戦後援護ニ関スル事項

三 方面委員ニ関スル事項

四 他 主任官ニ屬セザル社會事業ニ関スル事項

第十八條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 同和事業ニ関スル事項
- 二 興生事業ニ関スル事項

三 公益質屋ニ関スル事項

四 社會福利施設ニ関スル事項

第十九條 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 住宅ニ関スル事項
- 二 住宅営園ニ関スル事項

裏面白紙



第二十條 勞務局ニ左ノ三課ヲ置ク

勞政課  
管理課  
給與課

第二十一條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 一般勤勞政策ニ関スル事項
- 二 勤勞者ノ組織ニ関スル事項
- 三 労働會議ニ関スル事項
- 四 勤勞者ノ調査ニ関スル事項
- 五 他ノ主管ニ屬セザル勤勞ニ関スル事項

第二十二條 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 工場法ノ施行ニ関スル事項
- 二 鑛業ニ関スル事項
- 三 商店法ノ施行ニ関スル事項
- 四 勤勞者ノ表彰及懲戒ニ関スル事項
- 五 他ノ主管ニ屬セザル勤勞管理ニ関スル事項

第二十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賃金ノ給付其他給與ニ関スル事項
- 二 勤勞者ノ扶助及保護ニ関スル事項
- 三 勤勞者用物資ニ関スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

庶務課  
業務課  
補導課

第二十五條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞需給計画ノ企画ニ関スル事項
- 二 復員対策ノ一般の企画ニ関スル事項
- 三 職業指導所ノ監視及監督ニ関スル事項
- 四 職業適正ノ調査ニ関スル事項
- 五 勤勞登錄其他関係ノ調査ニ関スル事項
- 六 他ノ主管ニ屬セザル事務ニ関スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第三章 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤労需給ニ一般の企畫ニ関スル事項

二 勤労需給状況ノ一般の査察ニ関スル事項

三 職業ニ関スル登録其ノ他調査統計ニ関スル事項

四 職業適性ノ調査ニ関スル事項

五 勤労者ノ管理及監査ニ関スル事項

六 勤労者有職員ノ養成及訓練ニ関スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤労需給ニ関スル事項

第三章 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 復員計ニ係ル実施ニ関スル事項

二 勤労者員ノ斡旋充足ニ関スル事項

三 勤労者員ノ集ニ関スル事項

四 職業指導ニ関スル事項

第三章 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導及勤労訓練ニ関スル事項

二 土建其ノ他日備勞務ノ斡旋充足ニ関スル事項

三 授産及内職施設ニ関スル事項

四 技術者ノ養成ニ関スル事項

五 技術者檢定及技能檢査ニ関スル事項

- 一 勤労需給計畫ノ實施ニ関スル事項
- 二 復員對策ノ實施ニ関スル事項
- 三 勤勞委員ノ斡旋ニ関スル事項
- 四 職業指導ニ関スル事項

第三十條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 職業補導ニ関スル事項
- 二 勤勞訓練ニ関スル事項
- 三 授産及内職ノ施設ニ関スル事項
- 四 技術者ノ養成ニ関スル事項
- 五 技術者檢定及技術檢査ニ関スル事項

第三十一條 保險局ニ左ノ三課及一併ヲ置ク

- 庶務課
- 保險課
- 年金課
- 健康保險指導所

第三十二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 社會保險制度ノ調査企画一般ニ関スル事項
- 二 主官ニ屬セサル社會保險ニ関スル事項

第三十三條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健康保險法ノ施行ニ関スル事項
- 二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ関スル事項
- 三 厚生保險特別會計健康助定及同業務助定並勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ関スル事項
- 四 國民健康保險法ノ施行ニ関スル事項

第三十四條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 厚生年金保險法ノ施行ニ関スル事項
- 二 船員保險法ノ施行ニ関スル事項
- 三 厚生保險特別會計年金助定及同船員助定ニ関スル事項

第三十五條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險法ニ關シテ、健康維持ニ関スル事務、調査及指導ニ関スル事項

第三條 臨時防疫局ニ左ノ二課ヲ置ク

防疫課

檢疫課

第三四條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 急性傳染病ニ関スル事項
- 二 性病ニ関スル事項

第三五條 檢疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 海港檢疫及航空檢疫ニ関スル事項

決算ニ關スル事項

一 厚生省所管昭和二十一年度決算（追加決算ヲ含ム）

（一）一般會計支出決算

逓 信 部

四〇三、〇九三、四六七 円

陸 時 部

二三五、六一四、〇九四

計

六三八、七〇五、五六一

（二）特別會計収入・支出決算

（1）厚生保險特別會計

健康勘定

保 險 院

歳入歳出共

一六七、七三一、四七八 円

年 金 勘 定

歳 入

八〇九、一三四、三四〇 円

歳 出

五〇、四八六、九五六

差引歳入超過

七五八、六四七、三八四

船 員 勘 定

歳 入

五一、二〇五、七九九 円

歳 出

三四、九七八、八五三

差引歳入超過

一六、二二六、九四六

要 務 勘 定

収入計出共

三一、一八六、六〇〇 円

(一) 労働者災害扶助責任保険特別會計

収入計出共

一三、四四三、七六一 円

三、豫備金關係

(一) 昭和二十年年度緊急対策費第一豫備金支出額

五〇七、二一四、〇〇〇 円

(二) 昭和二十年年度第二豫備金支出額

五五、六六五、三五七 円

保 險 院

支出要求中ノモノ

緊急車庫保険額費

五五、五五三、五七二 円

緊急労働員給費

要求額

四、〇〇一、三二九 円

所要額

二、九六〇、〇〇〇

大蔵省査定額

九〇〇、〇〇〇

差引復活要求額

二、〇六〇、〇〇〇

緊急諸委託費

一八七、八〇〇

失業保険實施準備費

五九、四八三

三、其ノ他

昭和二十一年度歳出豫算節約額 八〇、五一五、五〇八 円

一般會計 八〇、二四四、八二一

特別會計 二七〇、六八七

厚生保險特別會計 二五九、〇七八

労働者災害扶助責任保險 一一、六〇九

昭和二十一年度概算ニ付テハ現在各局ヨリ提出ノ案ニ基キ大體  
若ヘ提出スベク豫計中ナリ

保 險 院

國民局所管事項

- 一、國民體育ニ關スル件
- 一、國立公園ニ關スル件
- 一、保健所ニ關スル件
- 一、國民榮養ニ關スル件
- 一、戰後生活指導ニ關スル件
- 一、母子及姉妹奨励ニ關スル件
- 一、乳母兒榮養ノ確保ニ關スル件
- 一、引揚氏援護ニ關スル件
- 一、戰災者援護ニ關スル件
- 一、戰後社會事業対策ニ關スル件
- 一、興生事業ニ關スル件
- 一、神祕籍臺者ニ關スル件

保 險 院



一、國民體育ニ關スル件

現下ノ諸試考ニ鑑ミ民力涵養ノ根基タル國民體力ノ鍛成ハ刻下ノ要務ナリ之ヲ爲從來ノ般以訓練の旨ノ實施ヲ中止シ本記申  
體育行政機構ノ擴充強化ヲ圖ルト共ニ体操  
式體立ニ一般スポーツノ獎勵、健康村ニケル健全感ホク普及  
セントス

一、國立公園ニ關スル件

國立公園ハ海外十二ヶ所ノモ具ノ管理業務ニ關シテハ決裁  
信直トシテ暫時中止セラレタリタルモ新日本發足ニ當リ本案  
ノ使命ニ從ヒテ自然ノ風光ヲ遊ビ日本ヲ代表シ國際親善ニ資ス  
ル爲之ヲ管理業務ヲ活メナラシムルト共ニ新ニ選定セラレタル  
候補地ニ對シテモ指定ヲ考慮セントス

保 險 院

一 保健所ニ關スル件

保健所ハ昭和十二年四月制定ノ保健所法ニ基キ國民ノ體位ヲ向上セシムル爲地方ニ於テ保健上必要ナル指導ヲ爲ス所トシテ都道府縣及五人都市ニ依リ設置セフレタルモノナルモ其後國民優生法、國民體力法ニ於テ各種ノ権限ヲ保健所長ニ附與セラル、ニ及ビ河次廳力管理ヲ中軸トセル行政廳タル性格ヲ更ニ明確ニスヘク保健所法ノ改正ヲ考慮シ又以後ニ於ケル國民健康確保ノ重要性ニ鑑ミ之ガ一層ノ強化補充ヲ圖ルベク手續中ナリ。

保  
險  
院

一 國民栄養ニ關スル件

地方ニ於テ従來行ハシタル栄養改善、栄養指導ノ諸事業ハ時局下感、重要性ヲ増ヘタルニ鑑ミ、現下ノ事態ニ即應セル施策ヲ圖ルニ能ハセシムルト共ニ昭和二十年四月栄養士規則ヲ制定シタルニ付續キ都道府縣ニ栄養士養成所ヲ設置スベク考慮中ナリ。

一 後生活指導ニ關スル件

終戦ニ依リ今後ノ國民生活ハ愈々以テ改善ナルベク此ノ事

態ニ對處スル爲明期ニシテ漸進ナル新生活體制ノ確立ヲ目  
トシ、國民生活ノ實態把握ニ付諸調査ヲ實施スルト共ニ  
必要ナル研究ヲ行ヒ高條諸團體ヲ連シテ諸般ノ施策ヲ推進  
セシメツ、アリ。

一母子及妊婦養育施設開ニ關スル件

大都市ニ於ケル母子及妊婦養育施設開ハ計畫概不三割ヲ實施  
済ナル處終戦ニ伴ヒ、諸般ノ事情ヲ考慮シ昭和二十年十月  
十六日ヨリ都市ヘノ施設ヲ容易ナラシムルコト、シ日下取  
進中トナリ。

保 險 院

一乳幼児養育ノ確保ニ關スル件

牛乳、乳製品等乳幼児ノ絶対必需栄養ノ確保ヲ圖ル爲妊産  
婦及乳幼児養育確保対策要ニ依リ厚生、農林、省及關係  
團體等協力ニ依リ之ガ改善ヲ實施促進中ナリ。

一 引揚民援護対策ニ關スル件

外地及外國ニ在住スル邦人ニシテ内地ニ引揚ニ豫想セラル者ノ數ハ約三百八十三萬餘人ニシテ之等在留邦人ハ本年九月ヨリ昭和二十三年四月迄ニ引揚ヲ爲ス豫定ニシテ現在樺太及支那、滿洲、朝鮮ノ各地ヨリ逐次引揚ケツツアリ政府ニ於テハ去ル八月三十日「外地及外國在留邦人引揚者應急援護措置要綱」ニ決定シ尙主要上陸地ニ下關、門司ニ引揚民母所ヲ設置スル等ノ措置ヲ講ジ上陸地ニ於ケル宿舍、軒庇、食料ノ給與、醫療ニ萬全ヲ期スルト共ニ定着先ニ於ケル就職ノ斡旋、職業輔導並生活困難者ニ對スル保護等ノ方計策ニ萬全ヲ期シツ、アリ

一 戦災者援護ニ關スル件

戦災者ノ遺念対策ニ關シテハ既ニ決定ヲ見タル基本方針ニ基キ關係各省ノ緊密ナル連絡ノ下ニ軍需品具ノ他各種統制機關等ノ保有物資ノ速カナル配給並一般民間ヨリノ供出運動ヲ強力ニ實施セシメ併ヤ民間工場ニシテ所製物資ノ緊急増産ヲ實施セシメツ、アルト共ニ住宅及住宅用資材ノ急速ナル補給ヲ行ヒ戦災者用住宅ノ整備ヲ進メツ、アリ

一 戦後ノ耐會事業対策ニ關スル件

戦後ノ國內事情ノ急轉ニ伴ヒ今後耐會事業ハ益々其ノ重要性ヲ加ヘ來リタルニ鑑ミ廣ク衆知ヲ聚メ之カ適切ナル施策ヲ策定スル爲厚生省ニ耐會問題対策委員會ヲ設置スヘク目下之カ計畫ヲ進メツ、アリ

保 險 院

一 興生事業ニ關スル件

興生事業ハ内地在住外地同胞ノ皇民化及保護指導ヲ目途トシ昭和十一年ヨリ協和事業タル名稱ノ下ニ之ヲ行ヒ來リタルガ昭和十三年厚生省ノ新設ニ伴ヒ同省社會局後ニ生活局更ニ國民局之ガ主管スルコトトナリ今ニ至リタリ

昨年十二月政府ノ企圖セル外地同胞ノ政治待遇改善ト照應シ内地在住者ノ一般待遇改善ヲ實施スルコトトナリ昭和十九年度ニ於テ第二豫備會三百萬余圓（本年度六百二十余萬圓）ヲ計上シ本省並ニ地方職員ノ充實ヲ圖リ興生事業委員會ヲ設置シ外務團體タル中央及地方興生會ヲ改組擴充シ本事業ノ劃期的刷新擴充ヲ行ヒタリ

保 險 院

中央興生會ハ昭和十三年十一月道管協和會ノ連絡調整機關トシテ創設セラレタル中央協和會ヲ昭和十九年十一月末改稱シタルモノニシテ改定ト表裏一体トナリ所期ノ使命ヲ遂行シ來リタリ

然ルニ今次終戦ニ伴ヒ本事業中亡了軍兵、兵隊思想及、出動朝鮮人勞務者勤勞等實施不可能又ハ不必要トナリタルニ要ハ之ヲ停止シ矯風教化、保健衛生其ノ他ノ事業ハ之ヲ繼續實施スルモノトシ特ニ時局ノ急變ニ因ル人心ノ不安動搖防止、失業者救済及職業輔導ニ重點ヲ置キ兼ニ歸併、歸台者ノ保護ニ施ニ萬遺憾ナキヲ期シ更ニ朝鮮人及台人トシテ地人トノ間ニ最モ緊密ナル關係ヲ確保維持シ公道ニ立リ共和親ノ實ヲ揚グル爲メ新事業ニ對應スル適切ナル施策ノ計畫實施ニ最意努力中ナリ

一 歸鮮歸台者ニ關スル件

終設ニ件ビ内地在住朝鮮人及台灣人ニシテ歸還ヲ希望スル者ニ對シテハ其ノ希望ヲ容レ充分ナル保護ノ下ニ之ヲ迅速且剛滑ニ輸送スルコトトシ八月二十八日關釜連絡汽路ノ開始ニ依リ關係各省ト協定ノ上優先的ニ應召解除軍人約五萬人及集團出動朝鮮人勞務者約三十二萬人ニ就キ月間約十萬人ノ輸送計畫ヲ目下實施中ナリ

内地在住一般朝鮮人約百七十萬人中歸還希望者見込約七十萬ノ輸送ニ付テハ右計畫輸送ノ了後之ヲ行フ豫定ニシテ之ガ諸般ノ準備ヲハツツアリ。尙内地在住台灣人約三萬人中歸還希望者ハ少數ノ見込ナルモ配船

### 保 險 院

計畫樹立シ雖キ現ニアルヲ以テ未ダ輸送實施ノ慮ビニ至ラズ此等一般朝鮮人及台灣人歸還希望者ノ出發待期中ニ於ケルニ活保護ニ付興業會台灣協會等ノ組織團體ヲ指導シ救護ナキヲ期シツツアリ

衛生局所管事項

- 一 醫療關係者ノ復員對策ニ關スル件
- 一 戰後醫務對策ニ關スル件
- 一 醫藥品其ノ他ノ衛生資材ノ確保ニ關スル件
- 一 結核對策ノ徹底ニ關スル件
- 一 イ、復員ニ伴フ結核對策
- 一 ロ、結核療養施設ノ擴充
- 一 花柳病豫防對策ニ關スル件
- 一 歸還軍人、軍屬及引揚民ノ海港檢疫施行ニ關スル件
- 一 海港檢疫事務ノ一元化ニ關スル件

保  
險  
院

一 醫療關係者ノ復員對策ニ關スル件

戦争終結ニ伴フ醫療關係者ノ復員ハ相當多數ニ上ル界込ナルヲ以テガ特別ノ措置ヲ講ズルノ必要アル爲臨時復員計畫委員會ノ一部門トシテ醫療關係者特別部會ヲ設ケ各關係方面トノ連絡ヲ圖リ尙地万應其ノ他ヨリノ資料ヲ取纏メ近ク之ガ具體的方策ヲ樹立セムトス

保  
險  
院



一 戦後歸郷対策ニ關スル件

戦災地ニ於ケル歸郷機關ノ滅失、戦争終結ニ伴フ歸郷關係者ノ復員等現下國內歸郷事情ノ改變ニ對處シ戦災地ニ於ケル歸郷機關ノ復興ト其ノ他ノ地域行ニ無難地域ニ於ケル歸郷機關ノ普及ヲ圖ルト共ニ兵ノ還正ナル程度ヲ爲シ以テ歸郷歸郷ノ普及向上ト戦後ニ於ケル國民体力ノ向上並ニ國民生活ノ安定ニ寄與スル爲目下戦後國民歸郷對策要綱案ヲ作成シ關係方面ト連絡ヲ執リ急速ニ之ガ實現ヲ圖ル方針ナリ

保 險 院

一 醫藥品其ノ他ノ衛生資材ノ確保ニ關スル件

戦後ニ於ケル國民体力ノ保持増強ヲ圖ル爲メ醫藥品其ノ他ノ衛生資材ノ供給ヲ確保スルノ要愈々緊切ナルニ至リ化學工業及機械工業ヲシテ可及的ニ醫藥品並ニ之ガ原料生産及醫機器械器具生産ノ各部門ヘノ吸收轉換ヲ爲シ以テ其ノ生産増進ノ充實強化ヲ圖ラントス

保  
險  
院

一、結核対策ノ徹底ニ關スル件

イ、復員ニ伴フ結核対策

復員軍人、軍屬、勤勞者及外地ヨリ歸還スル者ノ中ニ  
ハ相當數ノ結核患者有リ之ガ病毒蔓延ヲ防止スルハ喫  
緊ノ要務ナルヲ以テ之等復員者ニ對スル豫防措置等復  
員ニ伴フ結核対策ノ万全ヲ圖ラントス

ロ、結核療養施設ノ擴充

戰爭ニ伴ヒ激<sup>増</sup>セル結核患者ノ療養ノ徹底ヲ期スル爲  
軍關係其ノ勉メ既存施設ノ轉活用ニ依リ日本醫檢團ヲ  
シテ總ニ所費ノ結核療養施設十萬病床計畫ノ完成ヲ圖

保 險 院

ラシムルモノトス

一 花柳病預防対策ニ關スル件

戦後性病ノ蔓延スルハ自然ノ趨勢ニシテ其ノ預防撲滅ツ劇ル  
ハ劇下極メテ緊要ナルヲ以テ其ノ対策トシテ特殊從業婦ニ  
對スル健康診断ノ施行強化ヲ圖ルト同時ニ日本看護協會ヲシテ  
花柳病ノためノ診療所ヲ設置セシメ之ガ預防並ニ治療ニ當ラ  
シムルコト、セリ 他万財團法人日本性病預防協會ヲシテ性  
病預防兼治ノ規格設定、性病預防醫ノ再教育、治療方針ノ確  
立、検査方法ノ改善等ヲ研究セシメ併セテ預防忌煙啓蒙ノ事  
業ヲナサシメ以テ花柳病ノ預防撲滅ヲ期セントス

保 險 院

一 歸還軍人、車馬及引揚民ノ海港復役施行ニ關スル件

戦争終結ニ伴フ歸還軍人、車馬及引揚民ニ對スル海港復役ヲ  
務台國政高司令部ヨリノ指令ニ基キ之ヲ施行スルコトトシ目  
下之ガ復役實施ノ爲メ必要ナル官制（復員臨時海港復役所官  
制）ノ制定方々果敢スルト共ニ之ニ要スル所費豫算モ準備中  
ニシテ近ク要求ノ制定ナリ

保 險 院

一海陸軍費一元化ニ關スル件

海陸軍費ニ關スル事柄ハ現在厚生省及逓信省ニ於テ夫々所管  
シ居ルモ現下ノ如キ引續狀況ヨリシテ之ガ軍費效果ノ實ヲ考  
グルニハ右軍費一元化ニスルノ望アリ

保  
險  
院

勤務局所管事項

- 一、國民勤務勸員令（勸令）廢止及勤務配置令（省令）制定ニ關スル事項
- 一、臨時國民登録實施ニ關スル事項
- 一、勤務研究所ニ關スル事項
- 一、復員者ノ就職對策ニ關スル各省共通要望事項ニ關スル事項
- 一、臨時復員對策委員會ニ關スル事項
- 一、労働組合ニ關スル事項
- 一、勤務管理行政機構ノ刷新整備ニ關スル事項
- 一、大日本產業報國會解散ニ伴フ豫算措置ニ關スル事項
- 一、日本勤勞厚生會ノ設立ニ關スル事項
- 一、賃金統制ニ關スル事項
- 一、震災都市ノ應急簡易住宅建設ニ關スル事項

厚生省

一國民勤勞勤員令（勅令）廢止及勤勞配置令（省令）制定ニ關スル事項

戦争終結後ノ學歴ニ即應シ國民勤勞勤員令ヲ廢止シ之ニ伴フ勤勞秩序ノ混亂防止並ニ國民ノ完全就職特ニ復員ニ伴フ軍人軍屬・軍需關係從業官等ノ職務轉換ヲ迅速且圓滑ニ遂行スルコトヲ目的トスル勤勞配置令ヲ制定スベク十月五日閣議決定十月十日公布施行ノ豫定ニ在リ

一臨時國民登録實施ニ關スル事項

戦争終結後ニ於ケル勤勞事情ノ激變特ニ車ノ復員、軍民需ノ產業轉換ニ伴フ勤勞者ノ異動、前職復歸、失業等勤勞實態ヲ的確完全ニ把握スルタメ十二月一日現在ヲ以テ全國一齊ニ臨時國民登録ヲ實施スルコトトシ目下關係事務進行中ナリ  
尙本年十一月一日實施スベキ定期國民登録ハ之ヲ停止スルモノトス

### 厚生省

一勤勞研究所ニ關スル事項

勤勞ニ關スル科學的研究ヲ爲シ以テ勤勞行政ニ科學的基礎ヲ與ヘ且ツ又勤勞行政關係官及民間關係者ヲ養成訓練シテ之ニ勤勞ニ關スル科學的知識ヲ備ヘシメ研究ノ成果ヲ適確ニ行政ニ反映



マシムルノ要喫緊ナルニ鑑ミ厚生省ニ「勤勞研究所」ヲ設置ス  
ルコトトシ日下之ガ法制的、豫算的措置ヲ取進メツツアリ

一復員者ノ就職対策ニ關スル各省共通要望事項ニ關スル事項

戦争終結ニ伴フ復員者ハ外地外島ヨリ引揚氏ヲ併セテ三二四萬  
人ニ達スベク之ガ就職対策トシテ(一)前職復帰、(二)女子代替就職  
等種力就職斡旋ヲ圖ラントスルモ現状ノ擁護移センカ近キ將來  
ニ於テ六百萬ノ就職不能者ヲ生ズル見込ニシテ關係各省ヲシテ  
速ニ各種民需産業、戦災復舊事業等ヲ開始セシムルノ外各般ノ  
施設ニ之等復員者ヲ吸收セシムルノ要アルヲ以テ別途關係各省  
ニ對シ石炭礦對策實施上共通のナル事項ニ付要望セントシ日下  
取進中ナリ

### 厚生省

一臨時復員對策委員會ニ關スル事項

戦争終結ニ伴フ復員者ノ就職對策ニ關シ必要事項ヲ調査審議ス  
ルタメ本委員會ヲ設置シ委員百氏六九名、厚生次官ヲ以テ委員  
長ニ充テ九月五日第一回本會議ヲ開議セリ、爾今必要ニ應ジ本  
委員會ヲ活潑ニ運用セントス

一労働組合ニ關スル事項

今後労働組合ノ結成必須ノ状勢ニ鑑ミ之ヲ中正穩健ニ導ク爲所  
要ノ法的措置ヲ講スベク目下研究中ナリ

一 勤勞管理行政機構ノ刷新整備ニ關スル事項

終戦後ノ新事態ニ對處セシムル爲從前ノ勤勞管理行政機構ニ付  
検討ヲ加ヘ之ガ刷新整備ヲ圖ルノ要アルヲ以テ差當リ勤勞管理  
行政ヲ警察機構ヨリ分離セシメ、~~之ヲ~~之ヲ機會ニ關係官吏ノ實質向上ヲ圖ル爲目下所  
要ノ措置ヲ講ジツツアリ

厚生省

一 大日本産業報國會解散ニ伴フ豫算措置ニ關スル事項

戦争終結ニ伴フ新事態ニ對處スル爲大日本産業報國會ハ九月末  
日ヲ以テ解散セルガ右解散ニ伴ヒ同會ノ行ヘル全産業戦士空襲  
被害共済運動ニ要シタル経費及同會職員ノ退職手當及残務整理  
ニ要スル経費等ノ赤字補填ニ關シ目下大蔵省ニ對シ所安傳言ノ  
支山方交渉中ナリ

一 日本勤勞厚生會ノ設立ニ關スル事項

今後ニ於ケル勤勞情勢ヲ察スルニ勤勞者ノ福利厚生ニ關スル應  
設ヲ充實スルハ極メテ緊要ナルニ鑑ミ、之ガ實施推進機關トシ

ヲ日本勸業厚生會（假稱）ヲ民間獨、自主的企圖ニ依リ設立セ  
シムルヤウ工作中ナリ

一 貨金統制ニ關スル事項

差當リ貨金統制令中終戰ニ依リ具ノ必要性ヲ失ヒタル最高初給  
貨金、貨金總額制限等、諸統制方式ヲ廢止スルコトトシ新タナ  
ル最低貨金、自治的統制方式等、設定ニ付テハ目下考究中ナリ

一 罹災都市應急簡易住宅建設ニ關スル事項

本件ニ關シテハ九月四日閣議ニ於テ全國罹災都市ニ於ケル假小  
屋住ノ罹災者ヲ主タル對照トシ罹災者越冬對策、一環トシテ第  
一次三十萬戸ヲ目途トシ緊急建設スルコトニ決定目下着々實施  
中ナリ

保 險 院

五

保険局所管事項

一 社會保險制度ノ強化整頓ニ關スル件

厚生省

一、社會保險制度、強化整備ニ関スル件

戦後ニ於ケル社會保險制度ハ國民經濟生活ノ  
最低保障ト國民医療ノ徹底確保ヲ目標ト  
シ、拡充強化ヲ要ス。

(1) 現制度ニ付

(1) 各種社會保險制度、統合整備、件

(2) 診療機関、充實整備ト診療報酬、適

正化、件

備考

直營診療所、増設、医薬品、充足、施策

(2) 戦後措置ニ付

(1) 失業保險制度、創設準備、件

(2) 國民家族手当制度、研究、件

(3) 國民健康保險組合、普及等社會保險範圍拡充、

件

軍醫保護院所管事項

- 一 戦後ニ於ケル軍醫保護ニ關スル件
- 一 軍病院義肢製作所其ノ他軍直轄事務ノ移管ニ關スル件
- 一 軍事保護院ノ機構強化ニ關スル件
- 一 遺族協振軍人並ニ其ノ家族ノ生活及職業保護ニ關スル件
- 一 諸郷軍人ノ援護ニ關スル件

厚生省

一、戦後ニ於ケル軍事援護ニ関スル件  
戦争終結ニ依リ從來ノ軍事援護ノ根本理念ハ一  
変シタルモ其ノ重要性ハ愈々増大セルヲ以テ今後  
ハ新事態ニ即應スル指導精神ノ下ニ國民ノ軍事  
援護精神ヲ益々昂揚持續セシムル共ニ援護事業  
ノ強化徹底ヲ圖リ又遺族家族及傷痍軍人ニ対シテ  
ハ各々平和日本再建ニ奉公セシムルヤフ之カ指導ニ  
遺憾ナキヲ期スル要アリ

### 軍事保護院

一、軍病院 義肢製作所其ノ他軍直轄事務ノ移管ニ関  
スル件

陸海軍ノ復員ニ伴ヒ軍直轄事務中陸海軍病院ノ診  
療業務ハ本院ニ移管セラルコトナリ軍直轄ト連絡  
シ既ニ諸般ノ準備ヲ進メツ、アリ其ノ他義肢製作所  
賞関係陸海軍業務等ノ事務ニ付是之ガ移管ニ付考  
査中トス

一 軍事保護院ノ機構強化ニ関スル件  
終戦ニ伴ヒ歸郷軍人ノ援護及遺族傷痍軍人ノ職業  
保護並ニ陸海軍病院其ノ他軍業務ノ移管等ニ依リ  
事務繁劇ヲ加フルヲ以テ軍事保護院ノ機構ヲ強  
化スルコト、シ官制改正ノ手續中トス

### 軍事保護院

一 遺族傷痍軍人並ニ其ノ家族ノ生活及職業援護ニ関ス  
ル件

遺族傷痍軍人並ニ其ノ家族ノ生活援護ニ付テハ軍事  
扶助法ノ運用並ニ法外援護ノ徹底ニ依リ其ノ生活ニ  
支障ナクラシムルト共ニ今後ハ是等援護ヲ受クル者ヲ  
シテ無為徒食スルコトナク自立自營ノ精神ヲ涵養  
セシムル方針ノ下ニ職業輔導及授産事業ノ擴充  
強化ヲ圖ル要アリ又時局ノ急変ニ依リ輔導科目ノ  
轉換並ニ援護施設ノ改変重度傷痍軍人ニ對スル職  
場保護ニ関スル措置等夫々急速實施ノ要アルヲ以テ  
諸般ノ準備ヲ進メテアリ



一、歸郷軍人ノ援護ニ関スル件

歸郷軍人ノ援護ハ失業問題ニ関聯シ戦後経営ノ  
緊急事項ニ付特ニ慎重適切ナル處置ヲ要スルヲ以テ  
原職復歸ハ勿論就職ニ付テモ優先的ニ之カ斡旋ヲ為  
サシムルヲ要シ又生業援護ニ付テモ之ヲ強化スベク目下夫  
々取運中ニ在リ尚民間団体タル財団法人遺族傷痍軍  
人保護並退職軍人職業輔導会及恩賜財團復員援護  
会ハ之ヲ統合シ右団体ヲ通シ積極的且強力ニ就職ノ  
相談指導職業輔導等ヲ實施セシムベク目下諸般ノ  
準備ヲ進メテアリ

軍事保護院

昭和三十一年四月二十四日

事務官

大臣

次官

同

大臣事務引継事項ニ関スル件  
標記之件別紙、通決定相成可然哉

裏面白紙

昭和二十一年四月 日

厚生大臣事務引継事項

裏面白紙

64

目次

- 一 大臣官房所管事項
- 二 衛生局所管事項
- 三 社會局所管事項
- 四 警察廳所管事項
- 五 勸業局所管事項
- 六 保甲局所管事項
- 七 醫務局所管事項
- 八 引揚渡船所管事項

馬生

大臣官房所管事項

- 一、人事ノ運用ニ關スル件
- 一、厚生省職員數
- 一、労働省設置ニ關スル件
- 一、豫算ニ關スル件

厚生省

一人奉ノ運用ニ關スル件

厚生省ニ於ケル有資格者ノ人奉ニ關シテハ厚生、内務兩省間ノ協定ニ依リ交流ノ建前ヲ採リツツアリ

一、當省所管職員總數概ネ左ノ如シ

一級官	四六八
二級官	一、八八六
二級官待遇	一、二二一
三級官	一、九三〇
三級官待遇	八六一

厚生省

其ノ他	二二二、六二七
計	二七、四七一

内務

(一)厚生本省

一級官	六八
二級官	一二四
三級官	二四〇
其ノ他	六〇二

計	九七二
---	-----

(二)診療局

白引揚援護院

一級官	二八人
二級官	一、一六二
三級官	六四四
其ノ他	一二、四九〇
計	一四、三二四

一級官	七人
二級官	四一〇
三級官	七五六
其ノ他	五、二〇〇
計	六、三七三

厚生省

關係官衙

一級官	五人
二級官	一九〇
三級官	二九〇
其ノ他	四、三三五
計	四、八二〇

地方廳

二級官待遇	一二一人
三級官待遇	八六一

計

九八二

厚生省



一 労働省設置ニ關スル件

三月上旬、マツクアーサー司令部公衆衛生福祉部サムス大佐及  
経済科学部専備科コーン氏ヨリ、非公式ニ、労働省を設置シテ  
ハ如何。トノ意見アリ、コレト併行シテ、別ニサムス大佐ヨリ  
非公式ニ、公衆衛生部門ヲ強化シテハ如何。トノ示唆アリ依テ  
厚生省ニ於テハ、非公式ノ事務當局研究案トシテ、労政、勤務、  
保険ヲ中核トスル労働省設置案及衛生、社会ヲ中心トスル社会  
保険省設置案竝ニ、労政、勤務ヲ中核トスル労働省設置案及衛生、  
社会、社会、保険ヲ中心トスル社会保健省設置案ノ二案提出ヤリ。  
但シ、本案ニ付テハ、尚研究ノ餘地尠分ニアリ、且ツ本問題ハ

厚生省

内閣全體トシテ研究スベキ問題ナルコトニ付テハ先方モ了解シ  
アリ。

決算ニ關スル事項

「四」本省所管昭和二十一年度豫算（閣議決定ヲ經次ノ議會ニ提出スベキモノ）

（一）一般會計政出豫算

經常部	三五五、八六一、四八四 円
臨時部	一、七四〇、八六一、三六一
計	二、〇九六、七二三、八四五

（二）特別會計政入政出豫算

（1）厚生保險特別會計

健康勸定

政入政出共

年金勸定

保 險 院

政入政出共	三四五、八六六、四七八 円
年金勸定	
政入	一、七四二、〇九九、三四〇 円
政出	一五〇、一七六、九五六
差引政入超過	一、五九一、九二二、三八四
船員勸定	
政入	八一、二一八、五九二 円
政出	三二、一五五、八五三
差引政入超過	四九、〇六二、七三九
業務勸定	

収入取込共	四二、二四八、三二三	円
（一）災區有災者扶助責任保険特別會計		
収入取込共	三五、三八九、九四五	円
（二）昭和二十一年 <sup>（施行）</sup> 改正 <sup>（施行）</sup> 内實行取算額（四五六月分）		
（一）一般會計取込取算		
経常部	三五、五四六、五四五	円
臨時部	四八五、五〇六、六一九	
計	五二一、〇五三、一六四	
（二）特別會計取込		
（一）厚生保険特別會計		
使取取込	三〇、四二一、六七五	円
年金取込	二五、七六九、二四五	
給付取込	四、六〇四、八六三	
業務取込	八、五五八、二六五	
（二）労働者災害扶助責任保険特別會計		
六、九〇二、二四五		円
三、具ノ他 懸案事項ナシ		

保 險 院

衛生局所管事項

- 一 國民醫療法ノ改正ニ関スル件
- 一 醫藥関係者ノ資質向上ニ関スル件
- 一 衛生試験所整備擴充ニ関スル件
- 一 麻薬取締監督強化ニ関スル件
- 一 特殊衛生用物資ノ處理ニ関スル件
- 一 畜藥品生産増強ニ関スル件
- 一 結核豫防ニ関スル件
- 一 國民優生法ニ関スル件
- 一 保健所ニ関スル件
- 一 保健婦ニ関スル件
- 一 國民榮養調査ニ関スル件
- 一 榮養改善事業ニ関スル件
- 一 母子保健ニ関スル件
- 一 恩賜財團母子愛育會ニ関スル件
- 一 飲食物衛生ニ関スル件
- 一 清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ関スル件
- 一 水道及下水道ニ関スル件
- 一 屠場及屠畜ニ関スル件
- 一 國立公園ニ関スル件

保  
險  
院

「傳染病預防對策ニ関スル件」  
「化御病預防法ノ改正ニ関スル件」

保  
險  
院

一 國民醫療法ノ改正ニ関スル件

國民醫療法ニ付テハ現下ノ情勢ニ應ジ各方面ヨリ之ガ改正ヲ必要トスル意見アルヲ以テ醫療制度協議會ヲ設置シ目下之ガ改正ノ要否其ノ他醫療制度ニ関スル各般ノ問題ニ付審議中ナリ。

保  
險  
院

一 醫務関係者ノ資質向上ニ関スル件

給按関係者即チ醫師、齒科醫師、産婆、保健婦、看護婦ノ資質向上ニ関シ聯合軍務司令部主催ノ下ニ夫々資質向上ニ関スル委員會ガ設置セラレ厚生省、又郵省及教育機関ノ代表者ガ委員トシテ參畫シ目下夫々教育制度及免許制度ニ付研究ヲ進メツツアリ、右ノ中醫師ニ関シアハ既ニ醫育機関ノ大學昇格、教育内容ノ刷新、醫育機関卒業後一年間ノ實地研修ノ實施並ニ醫師國家試験ノ實施等ガ決定セラレタリ。

保 險 院

一衛生試験所整備補充ニ關スル件

衛生試験所ハ昭和二十年三月戦災ニ依リ神田區和泉町所在  
會並ニ機械器具等諸施設焼失ノ爲至急復興遂行ノ必要上  
軍衛生材料不取調會並ニ施設一時使用方ヲ大蔵省國有財産部  
ノ許可ヲ得執務中ナルモ右廠ハ終戦後荒廢甚シク之ガ修繕ナ  
ル整備ニ付テハ相當ノ費用ト努力ヲ要スルモノアリ。  
聯合國軍高司令部ノ意向トシテモ本試験所機構ヲ補充シ公衆  
衛生ノ確保ヲ期シ修繕ニ付此際別途請求ヲ要求スルト共ニ機  
構ノ整備充足ヲ計ルノ要アリ。

保  
險  
院



一 麻薬取締法改正ニ付スル件

昨年十月以降聯合西報高司令部ヨリ麻薬禁止令違反ヘロイン  
使用禁止令ガ稀次イデ發セラレ之ニ即應シボツダム宣言ニ基  
ク勅令ニ依リ省令ノ公布及急通牒ヲ以テ屢次之ガ取締ノ強化  
ヲ期シツツアリシガ更ニ麻薬ノ取締ニ關シ新ニ確證ナル統制  
及取締ノ實施方ノ指令ヲ發シタルヲ以テ之ガ強化ヲ期スル  
爲ニ本年三月第二號勅令ヲ以テ之ガ取締ニ關シニ要スル勅令ノ  
支出ヲ領ギ本省ニ於テ警察官一人技師五人助二人技手五人、  
地方警察員分トシテ技師六人技手一五六人ノ配置ヲ命ケルト  
共ニ近ク勅令ヲ以テ麻薬取締令ヘ改正、立案中一及省令ヲ以  
テ麻薬取締規則ヘ改正、立案中一ヲ公布シ之ガ全面的具體的  
取締ノ方針ヲ樹立セントシツツアリ。

### 保 險 院

一、警察衛生用物資ノ確保ニ關スル件

聯合軍ヨリ返還ラテクベキ五物件ハ内務省ニ於テ受領保管ノ  
上、物品統制株式會社ニ引渡シ令社ハ之ヲ現行ノ下部運輸  
科ヲ經ジテ配給スルコトトシ着々之ガ進捗ナル警報ヲ送メツ  
ツアリ

五物件ノ聯合軍ヨリノ引渡シハ昨年未ヲ以テ大部分ヲ了シ  
之ガ配給ニ付テハ下取敢二月未ヲ以テ二割程度ヲ全額的ニ戰  
災者及引揚者救護用ニ優先配給セリ

又、和ニ必要ナル重要物資、衛生材料ノ特定取ニ付テハ越冬  
対策其ノ御緊急部長ノ發生ニ當ヘ警備スルコトトシ其ノ他ノ

### 保 險 院

全取ニ付テハ三月中旬全國プロツク會社ヲ全國七ヶ所ニ於テ  
關係各都道府縣會社ヲ爲シ目下着々之ガ配給ヲ爲シツツアリ

一 國產品生産増強ニ關スル件

國產品原料輸入杜絶ニ件ヒ國內未利用資源ヲ開發シ被災工場ノ復舊ヲ圖ラシメ被災ノ引揚者ノ救済並見込物資トシテ被災品ノ生産増強ニ努メ國民供養ノ進行増進ヲ期センガ爲メ國貨方面ト進路之ガ促進ニ努メツツアリ。

保 險 院

一 新検査防止ニ關スル件

(一) 復員者新検査対策

復員者、引揚者等ニ對シ新検査ニ關スル御座診察ヲ行ヒ發見  
サレタル患者及ソノ家族等ニ對シ検査並ニ検附ニ關スル振  
舞ヲナス

(二) 新検査防接種

船中ノ發病ヲ防止スル爲メ未感染者等ニ青少年ニ對シ新検査  
防ワクチンB・G・Gノ接種ヲ行フ

保 險 院

一國民優生法ニ關スル件

國民優生法ニ依ル優生手術ノ實施ハ戰時中停止中ナリシモ終  
戰ト共ニ再發見ヲナシ以テ國家社會ノ負擔トナル惡質遺傳病  
者ノ減少ヲ圖ラントス

保  
險  
院

一 保費所ニ関スル件

保費所ハ昭和十二年四月公布セラレタル保費所法ニ基キ國民ノ  
地位ヲ向上セシムル爲地方ニ於テ保費上必要ナル指導ヲ爲ス所  
トシテ都道府縣及五大都市ニ依リ設置經營セラルルモノナル所  
昭和十九年ニ主リ各級官公營保費指導施設ヲ統合シ保費所制ノ  
整備費尤ヲ劇ルト共ニ其ノ運営強化ノ基準トシテ保費所選任制  
新要綱ヲ制定シ以テ其ノ機能ノ十全ナル發揮ヲ圖リツツ今日ニ  
及ビタリ

保 險 院

一 保身婦ニ関スル件

保身婦ハ保身婦規則（昭和二十年五月三十一日制定）ニ基キ保  
身指導及療養指導ニ従事シ以テ國民體力ノ向上ニ寄與スベキ責  
務アルモノトス

昭和二十一年二月戦後ノ事態ニ對シテスル高保身婦養成所指定規  
程ヲ改正シ修業年限ノ延長及内容ノ充實ヲ圖リ以テ保身婦ノ資  
質向上ヲ期シツツアリ

保  
險  
院

一 國民榮譽調査ニ関スル件

昭和二十年十二月十一日付聯合勸業最高司令部發日本帝國政府ニ  
對スル覺書ニヨル年四回ニ亙ル國民榮譽調査ニ関シテハ昭和二  
十一年十二月中ニ東京都ヲ、昭和二十一年二月中ニ東京都外十八  
府縣ヲ調査完了シ目下統計報告ヲ續中ナル所更ニ來ル五月中ニ  
於テ東京都外二十八道府縣ヲ實施セントシ目下準備中ナリ

保 險 院



一 委善改善事業ニ因スル件

國民委善ノ改善ハ剩下地ニ重要事ナルヲ以テ前年度ニ引續キ昭和二十一年度ニ於テ千餘畝一〇四、〇〇〇畝ヲ以テ左ノ如キ委善ヲ行ハントス

イ 市町村委善指導員ノ養成

ロ 委善効率増進指導

ハ 未耕地、休耕地ノ徹底利用

ニ 山野草未利用資源ノ活用方法ノ普及

ホ 妊産婦及學童ノ委善指導

ヘ 委善其、協同改善ノ普及奨励

## 二 保 險 院

ト 農村自治生活協立指導

「母子保健ニ関スル件」

今次戦争ノ影響ハ抵抗力極メテ弱キ妊産婦乳幼児ニ特ニ甚シク  
之ガ状況ハ栄養不足ニ依リ妊産婦ニ於テハ體重ノ低下、母乳分  
泌不良ノ増加等ニ現ハレ乳幼児ニ於テハ體重ノ低下、栄養要注  
意者ノ増加等ノ結果トナリ其ハ及ブ所甚ク憂慮スベキ状況ニア  
リ。而ルニ必需栄養品特ニ牛乳乳製品今後ノ見透ハ容易ナラヌ  
趨勢ニ在ルヲ以テ之ガ確保ニ関シ関係機関ト連絡ヲ密ニシ之ガ  
確保ニ付具體策目下考究中ナリ

保 險 院

一 恩賜財團母子愛育會ニ関スル件

恩賜財團母子愛育會ハ昭和十八年十二月二十三日 皇太子殿下御誕辰ノ佳節ヲトシ三者（恩賜財團愛育會、日本小兒保健報國會、日本母性保護會）合同ニ依リ新發足ヲ見タル我國民間ニ於ケル母子保健保護事業推進ノ中樞團體ナリ

長クモ 天皇陛下ニ於カセラレテハ母子ノ教化並ニ養護ニ力ヲ致シ以テ人口増強ニ寄與セントスル趣被聞食 恩召ヲ以テ同會ニ對シ多額ノ御内帑金ヲ下賜アラセラレタリ

爾來同會ハ學生、文部兩省ノ外廓團體トシテ母子ノ保健保護ニ関スル凡ユル事業ニ互リ活潑ナル活動ヲナシツツアルモ特ニ現

### 保 險 院

下ノ情勢ニ鑑ミ之ガ事業ハ一層是ヲ推進セシムル必要アルヲ以テ政府ハ特ニ百萬圓（昭和二十一年度）ヲ補助シ之ガ活動ヲ助成セントス

「飲食物衛生ニ関スル件」

飲食物衛生取締ハ明治三十三年法律第十五號「飲食物其ノ他ノ  
物品取締ニ関スル法律」ヲ根柢トシ之ニ基ク省令、地方廳令等  
ニ依リ各地方長官ニ於テ其ノ取締ニ遺憾ナキヲ期シツツアリシ  
モ近時諸物食料ニ食糧品ノ缺乏ニ伴ヒ衛生上有害或ハ不適當ナ  
ル物品ヲ販賣スルモノ増加シ特ニ「メタノール」「パラニトロ  
オルトトルイヂン」等ニ因ル中毒事件多數發生セルヲ以テ昨年  
十月各地方長官ニ對シ取締ノ強化ニ関シ指示シタリ然ル處昨年  
十二月聯合軍最高司令官ヨリ「有毒飲食物取締」ニ関シ覺書ニ  
授シタルヲ以テ右ニ基キ本年一月勅令第五十二號「有毒飲食物

保 險 院

取締令」ヲ公布シタルガ右ニ関シ本年四月聯合軍最高司令官ヨ  
リ再度ノ指令アリタルヲ以テ右ニ基キ同令ヲ「メタノール」「  
四鉛エチル鉛」以外ノ有害物質ニモ適用スルト共ニ「メタノ  
ール」ヲ微量含有スル飲食ノ許可方ニ関シ勅令改正案ヲ立案中ナ  
リ  
尙人工甘味質取締ニ関シテハ現下ノ一般的甘味不足ニ鑑ミ無害  
人工甘味質（サツカリン等）ノ使用ヲ許可スルト共ニ有害人工  
甘味質ノ取締ヲ強化スル爲「人工甘味質取締規則」改正ヲ目下  
閲議中ナリ

一 汚穢衛生及多量集合スル場所ノ衛生ニ関スル件

汚穢衛生ハ汚物掃除法ニ基キ主トシテ市ニ於テ之ガ實施ニ當リ  
ツツアルモ近時戦災資材、勞力等ノ關係上都市ノ汚穢ハ概ネ不  
允ナルヲ以テ本年三月衛生局長、防疫局長ヨリ各地方長官ニ  
通牒ヲ發シ之ガ汚穢ノ強化徹底方ヲ指示シタリ

墓地及火葬場ニ付テハ墓地及埋葬取締規則ニ基キ内務、厚生兩  
省ノ共管ニシテ厚生省ニ於テハ專ラ保健衛生上ヨリ之ガ取締ヲ  
行フモノトス

埋骨、拾遺等ニ関シテハ之ガ取締ニ関スル中央法令ナク專ラ地  
方長官其ノ地方ノ實情ニ即シ之ガ取締ヲ實施シ來レルニ付ニ浴

### 保 險 院

揚ニ付テハ近時戦災、燃料不足等ニ依リ公衆衛生保持上遺骸ノ  
點多キヲ以テ之ガ整備ニ関シ目下考究中ナリ

「水道及下水道ニ關スル件」

水道及下水道ハ水道修補（明治二十三年二月十三日）及下水

道法（明治三十三年三月七日）法律第九號）ニ基クモノニシテ之ガ監督ハ

厚生大臣及内務大臣ノ手ニ係ル所トス

而シテ上下水道ハ相當ニ普及シ昭和十九年四月ニ於テ其ノ全

國施設敷ハ上水道六九〇、下水道五三ニ達セルモ戰災ニ因リ

都市ニ於ケル上下水道ハ相當ニ普及セザリタルヲ以テ復興院

トモ連絡ヲ圖リ之ガ急復後修ヲ進リツツアリ

尙上下水道ハ保險修繕上重要ナル施設ノ一ナルヲ以テ從來之

ガ施設、修繕ニ關シ國家補助（昭和二十年一月二、五八七、〇

### 保 險 院

〇〇〇）ヲ爲シ來リタルが國家財政ノ現狀ニ鑑ミ昭和二十一

年修繕ニ於テハ（七六六、〇〇〇）從來ヨリ補助シ來レル上

水道ニ關スル補助ヲ一時中止シ昭和二十二年修繕ニ關スルコ

トトナリタルモ右ハ市町村財政ニ種々ノ困難ヲ招來スル虞多

キヲ以テ之ガ修復策ニ關シ目下考究中ナリ

一 屠場及屠畜ニ關スル件

屠場及屠畜ニ關シテハ屠場法（明治三十九年四月  
法律第三二一號）ニ基キ主  
トシテ厚生大臣指揮ノ下ニ各地方長官ニ於テ之ガ取締ヲ實施  
中ナルガ近時食糧運送ニ件ヒ牧畜ノ畜養増進シタルヲ以テ  
林、内務、司法各當局ト關係ノ上屠場外屠殺（自家用其他）  
ノ制限ヲ強化スル等ノ手段ニ依リ之ガ取締ノ徹底ヲ期スベク  
省令ノ改正等ニ關シ目下考究中ナリ

保 險 院

一 国立公園ニ關スル件

国立公園法（昭和十六年）ニ基ク既設十二国立公園ハ自

然天風景地保護ヲ主眼トシテ指定セルヲ以テ國民ノ利用上多

少遊覽ノ誘アルヲ以テ新ニ利用ヲ主目的トシ人口稠密地方ヨ

リ到達至便ノ風景地ヲ選定シ国立公園ニ指定スベク秩父、大

島天城、志摩、琵琶湖、金剛高野、英彦山耶麻呂等ヲ候補地

トシテ調査中ニシテ調査完了セルモノヨリ順次指定ノ豫定ナ

リ

當ホ平和日本建設ニ伴ヒ国立公園行政ハ大イニ進展ヲ期待セ

ラレ目ツ外客誘致、國庫收入上ヨリモ甚矣國策ナルヲ以テ之

### 保 險 院

方發祥ノ爲ニ国立公園法ノ改正、国立公園事業促進、国立公

園委員會議ニ地方官並職員出席等ニ付至急考慮ヲ要スルモ

ノトス



一傳染病豫防対策ニ関スル件

發疹「チフス」種瘡ハ近來稀有ノ流行狀況ヲ示シ「コレラ」キ  
蔓延ノ危險性アルヲ以テ之ガ徹底的防遏ヲ期スル爲防疫行政ノ  
強化充テ置ルト同時ニ痘苗豫防「ワクチン」等ノ生産ヲ増強  
シ懸投ノ急速ナル終熄ヲ期シツツアリ

保  
險  
院

「花柳病豫防法ノ改正ニ関スル件」

昭和二十年九月二十二日聯合國最高司令部指令公衆衛生對策ニ  
関スル件及昭和二十年十月十六日聯合國最高司令部指令花柳病  
豫防對策ニ関スル彙審ニ基ク措置トシア從來ノ花柳病豫防施策  
ノ強化ヲ圖ル爲昭和二十年十一月二十二日厚生省令第四五號ヲ  
以テ昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基ク花柳病豫防法特例ヲ  
公布シタルヲ石ハ時間的餘裕ナキ爲ニ採リタル暫定的措置ニシ  
テ花柳病豫防法自體ノ改正ヲ進目ト認ムルヲ以テ目下之ガ改正  
ニ因シ調査研究中ニ屬ス

保 險 院

社會局所官事務

- 一 生活困難者緊急生活救護ニ關スル件
- 一 生活保護法（假令）制定ニ關スル件
- 一 方回交命令改正ニ關スル件
- 一 暴行・偷竊者等ノ救護ニ關スル件
- 一 舟浪元兵ノ他兒童保護施設ニ關スル件
- 一 同和音楽ニ關スル件
- 一 與生音楽ニ關スル件
- 一 非日本人ノ登録ニ關スル件
- 一 華人及朝鮮人労働者ニ似ル損失補償ニ關スル件
- 一 公益質屋社ニ公共福利施設ニ關スル件
- 一 非日本人ノ生活保護ニ關スル件
- 一 救済用物資ニ關スル件

保 險 院

一生活困窮者救済生活保護ニ關スル件

終戦後ノ國內現狀ニ鑑ミ各年十二月十五日生活困窮者救済生活保護ニ關スル閣議決定ニ基キ且チニ各地方長官ヲシテ具體的實施計畫ヲ立案セシメ此ニ夫々之カ實施ヲ見ツツアリ

尙右ニ安スル經費ニ付テハ本年度予算附加途上ニ於テ閣議決定當時ノ予定ヲ變更スルヲ懸念ナクセラレ且次ノ新制ヲ輕ク日下第二條附加支出並水申ナリ

一生活保護法（改定）制定ニ關スル件

各年十二月十四日勅令單以高司令部指令ニ依ル標榜的救済對象ノ一環トシテ生活困窮ナル國民ノ全部ヲ対象トシテ其ノ救済生活ヲ保障スルコトヲ旨トシ現行ノ救済

保 險 院

法、母子保護法、労働保護法、戦時災害保護法、軍需補助法等ノ各條法改定法令ヲ全面的ニ改定シ新ニ國民救済ニ關スル標榜的法令ヲ制定スベク來ル特別議會ニ提案ヲ準備中ナリ前シテ石新法施行ニ安スル經費取崩ニ付テハ既に大減額トノ改訂ヲ了セ

一労働委員令改定ニ關スル件

現下急激ノ國內狀勢ニ鑑ミ標榜的救済對象ノ一方途トシテ現行労働委員制度ニ依本的改訂ヲ加ヘ現行労働委員令ヲ改定シ時局ノ要請ニ對應スルノ安アルヲ以テ目下之カ改定案ヲ準備中ナリ前シテ石ニ關スル百氏報告ノ意見ヲ徵スルト共に改定案ニ付議案研究協議ヲ遂グル為労働委員制度改定等ニ關スル協議會ヲ設置シ來ル二十

日「火曜日」共ノ第一回會ヲ召集ノ趣走ナリ

一 寡婦、幼穉者等ノ保護ニ關スル件

元「保護院」ニ於テ實施セル慈善中絶家族、孤獨老人等ノ保護事業ハ社會局ニシテ  
ト交ケ協同シテ天々信託スルコトトナリタルモ單人家族、孤獨老人等ノ保護ハ一以  
ノ赤婦及幼穉者等ノ保護トナセテ死下ノ虞大ナル社會問題ナルヲ以テ之ヲニテスル  
方策ヲ日下考究中ナリ

一 浮浪兒共ノ他兒童保護事業ニ關スル件

今次戦争ニ因ル戦火孤兒ノ發生等ノ爲存浪兒激増セルニ依リ初古協同會等ヨリノ  
編案モアリタルヲ以テ取扱ヘズ別科ノ科キ組織活版ヲ附シタルモノ本件對策ノ重要件  
ニ鑑ミ之カ根本政策ニ付研究中ナリ

### 保 險 院

一 同和奉養ニ關スル件

陋習ニ依ル小口貯ナル差別的偏見是際ニ關スル同和奉養十ヶ年計畫ハ昭和二十年度  
ヲ以テ一應終了スルコトトナリタルヲ以テ昭和二十一年度ニ於テハ之カ臨時計畫ヲ  
取小規模ニシテ六〇〇〇圓ニ止ムルト共ニ財團法人同和奉養會モ今年三月十四日  
解散スルコトトナリ日下之カ清算手續中ナルカ同和奉養ニ付テハ更ニ微利ノ生アルヲ  
ヲ以テ他日必要アルトキハ新組織ニ即應スル所ナル趣東京ニ由ツルコトトセリ

一 吳生畢業ニ關スル件

内地在仕朝鮮人寺ヲ保護信等シ來レル財團法人中大興生會ハ前年ノ信務ニ鑑ミ客生十一月十五日ヲ以テ解散シ新ニ政府ノ承認ト相俟テ日韓友好ノ實ヲ舉グルヲ目的トスル正當無効タル日韓協會設立セフレロ財團法人ノ範圍ナル至移ニカメツツアルト共ニ昭和二十一年度ニ於テハ朝鮮人救護ニ要スル經費トシテ一〇〇〇〇〇圓ヲ計上シ日韓國ノ善思ノ以テ之費シツツアリ

一 非日本人ノ會社ニ關スル件

二月十七日ノ朝日新聞報局台部ノ指令ニ基キ二月十八日現在ヲ以テ日本ニ居住スル朝鮮人、中國人、琉球人及臺灣人ノ會社ヲ其地ノ之カ業町ヲ四月五日可令部ニ報告セリ且下石會社ニ基キ前年布告者ノ許登報必ハ朝鮮人ハ八月二十日迄、中國人ハ五月十二日迄、臺灣人ハ五月十一日迄ノ元迄ニ協力シツツアリ

保 險 院

一 華人及朝鮮人労働者ニ於ル損失補償ニ關スル件

終戦ニ伴ヒ華人又ハ朝鮮人ナルカ或ニヒムヲ得ス學業主ニ於テ負擔セル休業手續其ノ應ノ損失ニ付テハ政府酌量ノ上以府ニ於テ必要ナル補償ヲ考得スルモノトスルノ昨年十二月十日ノ閣議決定ニ基キ土產團體ノ損失補償トシテ一〇〇〇〇〇〇圓ニ限サレタルヲ以テ且下建設工業救護協會ニ對シ補償金支竹方手續中ナリ  
海土產團體以外ノ嶺山統制會、石炭統制會、鹽運米會、造船統制會、海運統制會、セメント統制會、日本通運、輕金屬統制會團體ノ附屬業ニ付テモ同様補償ノ要アル

ニ付目下之カ予算トシテ六三三、一、四三二圓ヲ要水中ナリ

一 公益實地ニ公共福利施設ニ關スル件

公益實地ニ公共市場、公共宿泊所、公共食堂、寺社舊公共福利施設ハ概其ニ依リ  
能失破壊セルモノ多キノミナラズ修繕後之カ運営ニ多大ノ困難ヲ來タシ居ルモ現下  
居住生活ノ實情ニ鑑ミ今後ノ新施設ニ即應セル之等福利施設ヲ擴充スベク目下其ノ  
具體的措置ニ付テ考允中ナリ

一 非日本人ノ生活施設ニ關スル件

終戦後日本ニ居住セルドイツ人及露國住民ニシテ貧乏困窮又ハ送金社絶等ノ事由

### 保 險 院

ニ依リ生活困難ヲ來セル者ニ對シ郵政省郵政司官部ノ指令ニ基キ昭和二十年度ニ於  
テハドイツ人生活施設費一、二〇、〇〇〇圓及露國住民生活施設費一、〇二五、〇〇〇圓  
ヲ夫々計上支給シ來レルカ昭和二十一年度ニ於テハドイツ人生活施設費九〇、〇〇〇  
〇圓、一、一月一五〇圓ノ六ヶ月一、〇〇〇人分、露國住民生活施設費八七、〇〇〇  
圓、一、學生一、二〇〇人、一、一月一五〇圓ノ三ヶ月分ヲ夫々計上目下右ニ依リ施設ヲ  
實施シアルモ經費ニ不足ヲ生ズル懸念ニ於テハ更ニ増収安水方考懸中ナリ

一 救済用經費ニ關スル件

郵政省ヨリ送還ヲ受ケタル元軍用物資中乾パン、服類及衣服類ノ一部ヲ郵政省郵政司  
官部ノ指令ニ依リ一収失業者、職災者、引揚者共ノ生活困窮者ニシテ該部ノ不足

ニ依リ物資入手困難ナル者ニ對シ無償配給スルコトナリ目下各都道府縣共現地軍  
ト連絡ノ上輸送其ノ他ノ障礙ヲ克服シ各保有府縣ヨリ該物資ノ取得ニ盡力努メツツ  
アルモ冬期用衣料ニ付ハ二月二十一日給與開始ノ指令アリタルヲ以テ既ニ一部ノ  
取得済ナル東京都外十二都道府及ビ保有縣ニ於テハ給與ヲ開始セリ其ノ他ノ府縣ニ  
於テモ現地軍ノ協力ヲ得取付ト同時ニ給與開始ノ準備ヲ進メツツアリ  
尙カバン、軍需ニ付ハ近ク給與開始ノ指令アル見込ナリ

保 險 院



厚生省發社第五六號

昭和二十一年三月三十日

厚生省社會局長

軍人援護事業實施ニ關スル件

軍人援護事業ニ關シテハ官民一致克ク其ノ遂行ニ盡カセラルル處ナ  
ルモ現下ノ状況ニ於テハ其ノ繼續實施ハ不可能ニ立至リタルヲ以テ現ニ  
實施中ノ事業ニシテ其ノ性質上又ハ個々ノ内容ニ於テ尙存續ヲ要ス  
ルモノニ付テハ之ヲ國民一般ヲ對象トシタル救済福祉事業ニ止揚収  
ン也ハ概テ廢止スルコトニ相成候條判記御了知ノ上可然措置相成ト共ニ  
是ニ被援護者ノ取扱ニ付テハ慎重ヲ期シ徒ニ悲萎落膽セシムルガ如キコト

ナク自立邁進ノ氣風ヲ振起セシムル様之が指導ニ努メラレ度依命此段及  
通牒候也

一般軍人援護		遺族援護	
一 傷疾軍人及現役兵等 二 傷疾軍人等ノ子女若英 三 軍中被害者ノ遺族 四 戦死軍人遺族 五 戦死軍人遺族ノ遺族 六 戦死軍人遺族ノ遺族	一 遺族扶助法 二 遺族扶助法ニ準ジ援護シ得ル者及收容者保 三 遺族扶助法ニ付テハ新社會法令ニ依收セラルル見込 四 昭和三十年年度限り廃止 五 昭和三十年年度限り廃止 六 昭和三十年年度限り廃止	一 戦死軍人遺族 二 戦死軍人遺族ノ遺族 三 遺族、家族指導等 四 市町村婦人相談所 五 特別攻撃隊員等ノ遺族 六 祭料並御下賜品	一 昭和三十年年度限り廃止 二 昭和三十年年度限り廃止 三 昭和三十年年度限り廃止 四 昭和三十年年度限り廃止 五 昭和三十年年度限り廃止 六 昭和三十年年度限り廃止

裏面白紙

分	傷 疾 軍 人 伴 護	教 化
一 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成 二 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成	一 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成 二 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成	一 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成 二 遺 棄 者 生 業 援 護 事 業 助 成
存 療	保 留	療 止
昭 和 三 十 年 度 限 り 療 止 昭 和 三 十 年 度 追 加 助 成 予 當 年 以 上 八 年 以 下 者 昭 和 三 十 年 度 以 降 一 般 失 明 傷 疾 者 保 護 事 業 二 次 救 済 施 策 予 定 昭 和 三 十 年 度 無 償 配 付 八 道 富 士 丸 團 体 ヲ シ テ 継 續 実 施 ノ 予 定 但 シ 讀 書 新 報 社 點 字 八 廢 刊 ト ナ レル ヲ 以 テ 點 字 毎 日 二 切 替 フ ル 予 定 新 報 鉄 道 東 車 割 引 證 無 償 東 車 証 及 特 定 印 便 切 手 二 付 テ 未 定 関 係 者 ト 折 衝 上 決 定 次 第 通 知 ス 傷 疾 軍 人 軍 人 遺 族 家 族 三 對 々 國 民 ノ 支 援 協 力 ヲ 期 ス 爲 ノ 軍 人 援 護 思 想 普 及 事 業 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 七 日 軍 事 保 護 院 副 總 裁 文 部 次 官 達 名 通 牒 二 依 ル 軍 人 援 護 教 育 事 業 二 次 救 済 施 策 傷 疾 軍 人 再 起 奉 公 信 念 堅 持 セ ン ル 精 神	昭 和 三 十 年 度 限 り 療 止 昭 和 三 十 年 度 追 加 助 成 予 當 年 以 上 八 年 以 下 者 昭 和 三 十 年 度 以 降 一 般 失 明 傷 疾 者 保 護 事 業 二 次 救 済 施 策 予 定 昭 和 三 十 年 度 無 償 配 付 八 道 富 士 丸 團 体 ヲ シ テ 継 續 実 施 ノ 予 定 但 シ 讀 書 新 報 社 點 字 八 廢 刊 ト ナ レル ヲ 以 テ 點 字 毎 日 二 切 替 フ ル 予 定 新 報 鉄 道 東 車 割 引 證 無 償 東 車 証 及 特 定 印 便 切 手 二 付 テ 未 定 関 係 者 ト 折 衝 上 決 定 次 第 通 知 ス 傷 疾 軍 人 軍 人 遺 族 家 族 三 對 々 國 民 ノ 支 援 協 力 ヲ 期 ス 爲 ノ 軍 人 援 護 思 想 普 及 事 業 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 七 日 軍 事 保 護 院 副 總 裁 文 部 次 官 達 名 通 牒 二 依 ル 軍 人 援 護 教 育 事 業 二 次 救 済 施 策 傷 疾 軍 人 再 起 奉 公 信 念 堅 持 セ ン ル 精 神	昭 和 三 十 年 度 限 り 療 止 昭 和 三 十 年 度 追 加 助 成 予 當 年 以 上 八 年 以 下 者 昭 和 三 十 年 度 以 降 一 般 失 明 傷 疾 者 保 護 事 業 二 次 救 済 施 策 予 定 昭 和 三 十 年 度 無 償 配 付 八 道 富 士 丸 團 体 ヲ シ テ 継 續 実 施 ノ 予 定 但 シ 讀 書 新 報 社 點 字 八 廢 刊 ト ナ レル ヲ 以 テ 點 字 毎 日 二 切 替 フ ル 予 定 新 報 鉄 道 東 車 割 引 證 無 償 東 車 証 及 特 定 印 便 切 手 二 付 テ 未 定 関 係 者 ト 折 衝 上 決 定 次 第 通 知 ス 傷 疾 軍 人 軍 人 遺 族 家 族 三 對 々 國 民 ノ 支 援 協 力 ヲ 期 ス 爲 ノ 軍 人 援 護 思 想 普 及 事 業 昭 和 十 五 年 二 月 二 十 七 日 軍 事 保 護 院 副 總 裁 文 部 次 官 達 名 通 牒 二 依 ル 軍 人 援 護 教 育 事 業 二 次 救 済 施 策 傷 疾 軍 人 再 起 奉 公 信 念 堅 持 セ ン ル 精 神

其  
他

表  
彰

終  
止

其  
他

大日本傷痍軍人會  
改組

等々ノ設置職場ノ表彰修養ノ各  
 種會合ヲ実施シタルノ  
 軍人遺家族、傷痍軍人教化指導ノ爲  
 實施セル軍人援護功勞者、軍人遺家族  
 族、傷痍軍人ノ妻、婦、軍人ノ善行者等  
 ノ表彰  
 三月二十七日附ヲ以テ解散シ同日附ヲ以テ新  
 二財団法人補助會トシテ一般傷痍者ヲテ  
 含ムテ援護スルコトトシテ會ノ事業ヲ引  
 継キ實施ス

裏面白紙

社發第 三八七號

昭和十一年四月十五日

厚生省 社會局長

各地方長官 殿

浮浪児其他児童保護等ノ應急措置實施

ニ関スル件

児童保護等ノ施策ニ付テハ夫々配意實施中ノコトト被存候處數  
尖孤児其ノ他ニシテ停車場、公園等ニ浮浪スルモノ不勤之カ保護不徹  
底ノ向有之ニ付テハ概ネ左記ニ依リ至急其ノ應急保護對策ヲ講セシ  
度

追而本件ニ付テハ内務省警保局トモ打合有ル所爲念

記

一 郡廳府縣ニ在リテハ社會事業主務官公吏、他少年教養院時

員、少年教護委員、方面委員、社會事業團體職員、警察官

等ヲモ活用シテ停車場、公園其ノ他浮浪児ノ徘徊スル處

ル場所ヲ隨時巡察シテ浮浪児等ノ發見ニ努メ之ヲ保護者ニ

引渡シ又ハ児童保護施設等ニ收容スル等適切ナル措置ヲ講シ爾

後指導ノ徹底ヲモ圖ルニト

尚停車場、公園等々等ナル場所ニ公立又ハ團體經營ニ依ル「児童

保護相談所」ヲ設置シ児童保護ノ相談ニ應ゼシムル共ニ警察官

吏、鉄道職員、少年教護委員、方面委員、町内會長其ノ他

一般民等ノ協力ニ依リ浮浪児等ノ發見ニ努メ夫々保護措置ヲ

講ゼシムルニト

二 郡廳府縣児童保護主管課ニ「児童保護相談所」ヲ設ケ管内

ノ「児童保護相談所」市町村、警察官署等児童保護

現地機關ノ連絡ニ任ゼシメ併セテ自ラモ浮浪児等ノ發見及保護

ニ當ラシムルニト

右「児童保護相談所」ノ職務ハ本官事務関係官公使ラシテ  
之ニ當ラシルノ他必要ニ應ジテ少年教護委員、方面委員、教育関係職  
員、児童保護団体其他ノ社会事業団体役員ヲキテ参考スルコト  
ニ前項ノ児童保護相談所ハ都廳府縣ノ他必要ナル地方事務所、市  
役所、区役所及町村役場ニモ之ヲ設置セシムルコト  
四前項ニ依リ発見シタル浮浪児ニ付テハ別紙様式第一號ニ依ル  
台帳ヲ記入セシメ児童保護対策ノ参考ニ資スルコト共ニ此後保  
護指導ニ活用セシムルコト

五警察官吏ニ於テ発見シタル浮浪児等ハ直ニ「児童保護相談所」其  
他市区町村ノ児童保護関係者等ニ連絡セシムルコト  
犯罪ノ容疑ナキニ不拘單ニ浮浪児ナルノ故ヲ以テ警察官  
署ニ留置スルコトナカラシムルコト  
犯罪ノ容疑アルニ由リ警察官署ニ留置スル場合ト雖モ年  
者ハ他ノ容疑者ト區別シテ其ノ特性ニ基キ處遇上特ニ  
セシムルコト

六「児童保護施設」ニ於ケル必要物資ノ整備並ニ施設ノ拡張及  
増設ニ努ムルコト共ニ都廳府縣ニ在リテハ管内ノ新種施  
設ノ状況ヲ常時知悉シ置クコト 都廳府縣ニ在リテ  
ハ児童保護施設ノ收容餘力其ノ他児童保護ニ必要ナル  
事項ヲ管内地方事務所市区町村児童保護相談所等ニ連絡  
シ置クコト 都廳府縣ハ別紙様式第二號ニ依ル児童保  
護施設調ヲ本年五月十日迄ニ當省ニ以テ見込ヲ以テ  
報告スルコト  
七都廳府縣ハ概ネ左ノ各點ニ留意ノ上児童保護施設ニ對スル  
指導助成及監督ヲ徹底スルコト  
八關係職員ノ資質ノ向上ニ努ムルコト

(2) 施設ノ清潔整備ヲ図ルコト 尚傳染病予防ノ措置ニ付テモ配  
意スルコト

(3) 必要物資ノ斡旋ニ努ムルコト

(4) 養老院ニ児童ヲ收容スル向アルモ斯ルコトハ成ル可ク之ヲ避  
ケ止ムヲ得ザル場合ト雖モ老者ト児童トハ之ヲ区分スル  
コト

(5) 其ノ他施設ノ活動ヲ積極的ナラシメ児童保護ノ熱意ヲ振起  
セシムルコト

(6) 前各號ノ事項ヲ徹底スル為隨時公私ノ施設ヲ視察シテ  
其ノ指導、助成及監督ニ努ムルコト

右ノ児童保護施設ニ要スル物資其ノ他浮浪兒等ノ保護ニ要スル物  
資ノ確保ニ付テハ經濟部ト児童保護主管部局トノ連絡ヲ緊密  
ナラシメ遺漏ナキヲ期スルコト 尚其ノ計画ノミナラズ末端配  
給ノ實相ニ付テモ常ニ配意シ過誤ナカラシムルコト

概ネ左ニ掲グル者ニ依ル児童保護委員會ヲ置キ前  
項ニ掲グル保護指導等ニ當ラシムルト共ニ児童保護ノ根本施  
策ヲ確立實施セシムルコト

(1) 児童保護其ノ他社會事業主務官吏

(2) 學校長其ノ他教育関係者

(3) 判事、検事及少年保護司

(4) 少年教護院長及矯正院長

(5) 警察官

(6) 少年教護委員

(7) 方面委員其ノ他社會事業ニ熱意ヲ有スル者

(8) 醫師

(9) 児童保護施設ノ責任者

(10) 其ノ他児童保護ニ熱意ト能力トヲ有スル者  
尤前各項ノ措置ヲ講スルニ當リテ公徒ナル形式的措置ヲ廢シ其

裏面白紙

体的問題ヲ着々解決スル様努ムルコト特ニ直接関與スル官  
公吏其ノ他ノ職員ガ熱意ヲ以テ積極的ニ事ニ當ル様指導ス  
ルコト 尚從ニ行政区劃管轄区域等ニ拘泥シテ為ニ保護ヲ怠  
ル如キコトナク進ンデ保護指導ヲ為ス様努メシムルコト  
一。前各項ノ實施ニ要スル經費ニ付テハ本省ニ於テモ配意  
中ナルモ事急ヲ要スルニ付地方費其ノ他ニ依リ適宜措  
置スルコト

二。都廳府縣ハ別紙様式第三號ニ依ル浮浪兒保護狀況調ヲ毎月  
調査シ翌月十五日迄ニ當省ヘ報告スルコト



裏面白紙

170  
 守永保藏三帳

姓名	昭和 年 月 日	出生年月	昭和 年 月 日	職業	
本籍		籍貫		宗教	
宗廟		通称		現況	
親戚		備考			

保藏	年月日	
経過		
(備考)		

原因	親戚者(姓名)	性別	年齢
性行不良	不良少年	男	17
知能程度	通称(能力)	程度	
健康状態	特異(其他)		

一、本台帳は、由北より由南まで、昭和 年 月 日、  
 二、保藏( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 三、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 四、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 五、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 六、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 七、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 八、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 九、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、  
 十、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、( )、



様式第三册

浮浪児保護状況調

月分

行府郡

浮浪児  
運動状況

性	列	計	計	計	計	計
男	前月	本月	計	保護	其他	計
女	前月	本月	計	保護	其他	計
計	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計
	前月	本月	計	保護	其他	計

本月中二名  
浮浪児保護ノ  
券持ニ探ルル  
尙置境守  
部子存存  
所行見童保護  
施設等

浮浪児保護ニ  
困難トセラルト  
事清及施設ニ  
改良

毎月末に現在ノ以テ調査シテ出来得ル毎月二回管内一箇調査  
ノ結果ニ依リて保護ニ依ルコトトスルニ増シテ保護ニ依リテ調査ノ結果ニ依リテ調査  
本月中増加数トハ期間中新規ニ発生スル浮浪児数ヲ其他補給数トハ  
先月自ラ減少百等ニ戻リ浮浪児状況ニ見ル者又ハ他府郡等  
移動シタル者ニ付記入スルコト  
三 管内ニハ既住ニテ保護シタルコトナル浮浪児数ヲ再

勞政局所管事項

- 一、労働組合法施行ニ關スル件
- 一、労働委員會ニ關スル件
- 一、労働法制審議會ニ關スル件
- 一、労働關係調整法（假稱）制定ニ關スル件
- 一、労働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件
- 一、國立労働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件
- 一、給與統制ノ改善ニ關スル件
- 一、生産管理ナル爭議行為ニ對スル方針ニ關スル件
- 一、労働省設置ニ關スル件

保  
險  
院

一、労働組合法施行ニ關スル件

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號ヲ以テ労働組合法、本年二月二十六日勅令第百八號ヲ以テ同法施行令公布セラレ本年三月一日ヨリ之ガ施行ヲ見タリ、而シテ今後ニ於ケル労働運動ノ趨勢ト現下ノ労働事情ニ鑑ミ労働組合ノ健全ナル發達ヲ期スルタメ積極的ニ之ガ指導育成ヲ講ジツツアリ

二、労働委員會ニ關スル件

労働委員會ハ組合法第二十六條ニ基キ使用者代表、労働者代表、第三者代表ノ各同數ニヨリ構成スルコトナレリ、而シテ中央労働

保 險 院

委員會ハ組合法施行令第二十四條ニ基キ事務局ヲ當初厚生省内に設置シタルモ四月十七日芝罘芝公園協働會館内に移轉シ事務ヲ開始セリ 地方労働委員會ハ三月一日ヲ期シ夫々廳内縣ニ結成設置ヲ見、事務局ニハ教育民生部長（教育民生部設置ナキ府縣ニ於テハ内務部長）幹事ニハ労働局長（労働課長）及地方事務官タル労働官夫々兼任シ書記ハ労働課員之ニ當ル

三、労働法制審議會ニ關スル件

終戦ニ依リ労働情勢ノ客観的大轉換ニ基キ新ナル労働法制ノ制定ニ關シ官製的ナ色彩ヲ拂拭シ民間有識者ノ意見ヲ參酌スルタメ閣

議諒解ノ下ニ勞務法制審議會ヲ設置シ専ラ労働組合法案ヲ審議之  
ヲ成文化シ第八十九帝國議會ニ於テ通過ヲ見ルニ至レリ、而シテ  
今後尙本委員會ニ於テ重要労働法制ノ審議ヲ必要トスベク目下之  
ガ活潑ナル運営ヲ爲シツツアリ

一、労働關係調整法（假稱）制定ニ關スル件

第八十九帝國議會ニ於ケル政府聲明ニ基キ労働組合法ノ施行ト相  
換ツテ労働關係ノ公正ナル調整ヲ圖ル爲メ労働關係調整法（假稱）  
ノ制定ヲ企圖シ昨年末勞務法制審議會ニ之ガ立案ヲ諮問シ爾來同  
小委員會ニ於テ策案中ノ處今石小委員會ノ一應ノ成案ヲ得目下  
更ニ検討ヲ加ヘツツアリ右法案ハ之ヲ來ル特別議會ニ提出スベキ  
目途ヲ以テ鋭意取進中ナリ

保 險 院

一、労働保護法（假稱）ノ制定準備ニ關スル件

終戦後労働情勢ハ急激ニ變化シツツアリ労働問題ハ現下ノ重要政  
策タルニ鑑ミ此ノ際一般ノ民主的傾向ニ即應シ工場法、商店法、  
職業法等従來ノ労働保護法規ニ根本的検討ヲ加ヘ婦人、年少者等  
所謂要保護労働者ニ對スル保護ノ徹底ヲ期スルト共ニ保護ノ對象  
ヲ労働者一般ニ擴張スルノ要アリト認メ新ニ労働保護法（假稱）  
ヲ制定スヘク目下調査研究中ナリ

一、国立労働問題研究所（假稱）設置準備ニ關スル件

労働問題ノ重要性ニ鑑ミ之ガ基本的、科學的調査研究機關ヲ確立シ我ガ國労働政策遂行ノ完備ヲ期スルノ要アリト認メ新ニ国立労働問題研究所（假稱）ヲ設置スヘク目下之ガ計畫中ナリ

一、給與統制ノ改善ニ關スル件

現在労働者ノ賃金及社員ノ給與ハ國家總動員法ニ基ク賃金統制令及會社經理統制令中社員給與ニ關スル規定ニ據リ統制セララルトコロナルモ本法及之ニ基ク諸統制法令ハ來ル六月ヲ以テ失効トナルヲ以テ之ニ代ルベキ労働者給與ト社員給與ノ指導監督ヲ一元化シタル「労働者給與法（假稱）」ヲ企圖シ目下夫々準備中ナリ

## 保 險 院

一、生産管理ナル爭議行為ニ對スル方針ニ關スル件

戦後労働爭議ノ増加ニ伴ヒ種々ノ爭議行為ノ發生ヲ見ルニ至リ去ル二月二日内務、司法、同工、厚生ノ四相聲明發表セラレ爭議ニ際シ暴行、脅迫、所有權侵害等ノコトヲ干渉警告スル所アリタルニ生産管理ニ關シテハ別途之ガ合法ト認ムベキヤ否ヤニ付検討スルコトトナリ内閣審議室中心トナリ内務、司法、同工、厚生、総務連合會事務局ノ各官局ニ於テ協議ヲ行ヒ、更ニ關係

閣議ニヨリ協議セラレタル後四月初メ閣議ニ於テ一應ノ態度決  
定セフレタルモ悉學政ノ致局等四圍ノ事情ヨリ設カラルルニ  
至ラサル處今日ニ及ベリ

一 勞働省設置ニ關スル件

前議曾ニ於テ政府ハ勞働省ノ設置ニ付日下ノ現設置ノ意思ナキ  
旨言明セルモ兵ノ後發働問題ハ到內的ニテ對外的ニテ急激ニ其  
ノ重要性ヲ加フルニ至リ勞働省設置ニ付速急研究スルノ必要ヲ  
認メ聯合軍司令部トモ連絡ノ上日下官房及關係局ト共ニ協議研  
究中ナリ

保 險 院



勸勞局所管事項

- 一緊急就業対策ノ實施ニ關スル件
- 一職維勞務ノ充足ニ關スル件
- 一炭礦勞務ノ充足ニ關スル件
- 一勞務供給事業廢止ニ關スル件
- 一職業輔導實施計畫ニ關スル件

保  
險  
院

一 緊縮政策對策ノ實施ニ關スル件

現下ノ學費ニ對シテ經濟危機緊縮對策ノ一項トシテ本年二月十日「緊縮政策對策要綱」ヲ閣議ニ於テ決定セフレ之ニ基キ内閣、各省ト緊密ナル連絡ノ下ニ右ニ關スル具體的計畫ヲ策定スル事而シテ平議ヲ進メタル所ニ於テ其具體的計畫ハ一、學費減額ニ關シテ、教育人員ハ概數一八一萬人ヲ日誌トセリ、然レ作テ右具體的計畫計畫カテ、其ノ内大體百ニ於テ不測派セフレタリ

既定計畫ニ依ルモノハ政府學費ニ於テ原算額一億二七〇萬圓之ニ依ル教育費七億二千萬圓ニシテ民間學費ニ於テハ本年度所長分額一三、五八八千人ナリ新設計畫ノ内大體省ニ於テ承

保 險 院

取ヲ待タルモノハ知識階級大體無慮學業トシテ豫算額マセバ、其間教育人員六千六百餘人ニシテ之ニ付テハ大々實施中ニ在リ、同本年四月一日現在ニ於ケル失業者一四、〇〇〇萬人ト推定シタルモノ十五府以下ノ四、五〇〇萬人ニ於ケル失業指數調査ニ依ルトコロヲ見ルニ可謂年齡階級中失業者五省ノ中ハ男子五、九六〇名女子三、四八〇名共九、四四〇名ニシテ之ヲ本年三月末現在ニ於ケル男子十三歳以上六十一歳迄ノ人口一、六四四、〇〇〇名ニ人及十三歳以上四十一歳迄ノ人口一、五九二、〇〇〇名計三、二三六、〇〇〇名ハ、學業、正業ヲ無クシ及任列不明ノ外場者該百年齡階級中一、八五八人ニ同括ノ比年ヲ察ズルトキハ男女合計一、九〇〇萬人ニシテ

之ハ正身正派ノ矢業者ト視フレコノ外高年労働者及不健全職  
業（同職人、ブロウカー等）ニ在ル者並テノ成行ヲ見守リ既職  
ヲ待期申ノ者等並テ的矢業者ガ相當多數存在スルモノト認フル

一 職維勞務ノ充足ニ關スル件

職維勞務確保ノ緊要任ニ任ミ特ニ財源要領ヲ制定、且財團法人  
職業協會ニ民間人ヲ中心トシタル職維勞務確保（中央、地方、  
地區）委員會ヲ設ケ關係機關一體トナリテ差當リ緊急充足スヘ  
キ本年度第一四半期所安収拾萬一千人ノ絕對確保ニ遺憾ナキヲ  
期シツツアリ。

### 保 險 院

一 疾病勞務ノ充足ニ關スル件

疾病勞務ノ充足ニ關シテハ各年十月二十六日右疾病要領策ニ關  
スル閣議決定ニ基キ職業紹介機關ノ積極的活動ヲ實施シ各年十  
一月以降本年三月迄ノ間ニ於ケル充足目標額十三萬人ニ對シテ  
四萬八千人ノ充足額未ラ剩メタリ

本年度第一四半期（一月四月）五月六月ニケ月間ハ今期ノ生産目標其額ノ

超過額ヲ觀察ノ上充足目標額四〇〇〇〇名ト策定目下既意努力  
中ニシテ尚且内ニハ完全充足ノ見込ナルモ此等勞務者ノ受人態  
勢ニ付不爾ナル點不審早急整頓ノ要アリ

一 勞務供給事業廢止ニ關スル件

勞務供給事業ニ關シテハ現下ノ國情ニ鑑ミ逐次之ヲ廢止スヘク、  
新規ノ勞務供給事業ノ許可ハ之ヲ行ハザルト共ニ從來ノモノニ  
付テモ監督ヲ嚴シクシ不適切ナルモノニ付テハ許可ヲ取消ス方計  
ノ下ニ慎重シツツアリ

今直チニ職業紹介法ヲ改正シ全面的ニ禁止スルコトハ諸般ノ學  
府ヨリシテ相當困難ナル事柄ニアルヲ以テ取り敢ヘズ行政措置  
ニ依リ差當リ最近卓識無勞務ノ供出ニ付業者ノ介入ヲ許サズ專  
ラ日傭勤勞者ニ於テ一元制ニ取敢ハシムヘク必要ナル方途ヲ考

### 保 險 院

究中ナリ

一 職業補導實施計畫ニ關スル件

現下ノ失業状況ニ鑑ミ之ガ對策ノ一環トシテ職業補導施設ノ強  
化擴充ヲ圖ルヘク三月十二日ノ閣議ニ於テ「職業補導實施計畫  
要領」ノ原案ヲ決定シ之ガ部會豫算ニ關シ大藏省ト接衝中  
ノ補充費額約二十一年度豫算トシテ總額貳千九百九拾八萬四千  
圓ノ承認ヲ待タリ

右原案ニ基キ職業補導事業ノ強化擴充ヲ圖ルト共ニ「財團法人  
職業補導協會」ヲ設立スルコトトシ目下建設ノ準備進行中ニシ

ア五月下旬創立發足ノ見込ナリ

保  
險  
院

保險局所管事項

一、社會保險制度調査會ニ關スル件

一、軍人軍屬等ニ對スル恩給ニ關スル件

保  
險  
院

一、社会保険制度調査會ニ關スル件

社会保険制度ニ關スル調査研究ヲ爲スタノ三月二十九日勅令第一

六七號ヲ以テ社会保険制度調査會官制公布セラレ日下委員任命万

手續中ナリ不取扱本月二十四日懇談會ノ形式ニ依リ會台ヲ行ク事

短ガリ。

### 保 險 院

一、車人車庫等ニ對スル恩給ニ關スル件

昭和二十<sup>二</sup>年十一月二十四日附聯合國最高司令官ノ指令ニ基キ昭

和二十一年一月三十一日附勅令第六八號恩給法ノ符例ニ關スル件

ニ依リ車人車庫又ハ其ノ者ノ遺族ニ對スル恩給ノ廢止ニ伴フ善後

措置トシテ厚生年鑑保險法ノ符例ニ關スル法律案ヲ今特別議會ニ

提出ノ上救済ヲ計ルベク準備中ナリシ處昭和二十一年四月二十日附

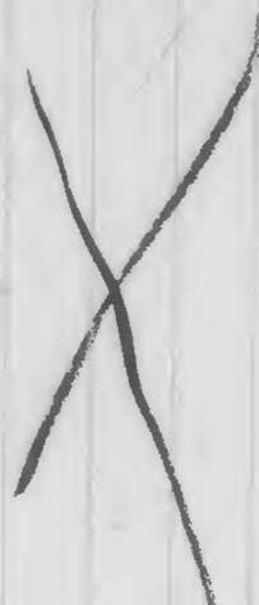
ヲ以テ右ノ措置ヲ認メザル旨指令シ來リタルヲ以テ政府首購部ニ於

テ司令部ニ封シ再考方懸請中ナリ

保  
險  
院



英出ノ上救濟ヲ計ラントス。



保  
險  
院

警 療 局 所 管 專 項

- 一、 國立病院及國立療養所運営ニ關スル件
- 一、 傷兵院ニ關スル件

厚 生 省

一、国立病院及国立療養所運営ニ關スル件

国立病院及国立療養所運営ニ關シテハ聯合軍總司令部ノ指令ニ鑑ミ引揚<sup>者</sup>其ノ他一般市民へ廣ク開放スルト共ニ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖リツツアルモ就中元陸海軍病院タリシ国立病院ヲ一般國民ニ親シマレル病院タラシムベク萬全ノ措置ヲ講ジツツアリ

一、傷兵院ニ關スル件

傷兵院ハ聯合軍總司令部指令(昭二〇、一一、一三軍事保健院ニ關スル件)ノ趣旨ニ鑑シ之ヲ廢止スルヲ適當ト認メ目下

之ガ具體的處置ヲ取進中ナリ

## 保 險 院

引揚 援護院 所管 事項

援護局所管事項

- 一、 假病ニ關スル件
- 二、 豫算ニ關スル件
- 三、 在外邦人ノ引揚ニ關スル件
- 四、 非日本人送還ニ關スル件
- 五、 海外引揚者救護ニ關スル件
- 六、 引揚者救護用物資ニ關スル件

醫務局所管事項

- 一、 引揚輸送船内ニ於ケル醫藥救護ニ關スル件
- 二、 滿鮮引揚婦女子ノ特殊救護相談所設置ニ關スル件
- 三、 海外同胞救護用醫藥品及衛生材料ノ發送ニ關スル件
- 四、 引揚船中「コレラ」發生狀況ニ關スル件

保 險 院

援護局所管事項

一、援護ニ關スル件

(1) 本院ハ海外ヨリノ引揚邦人並ニ國內在任ノ朝鮮人、中華人等ノ送還ニ關スル援護關  
係中大機關トシテ今年三月十三日設立ヲ見、從來社會局（引揚援護課）及臨時防疫  
局（援護課）ニ於テ所管シ居リタル關係事務ノ移管ヲ受クルト共ニ之ヲ綜合調整シ  
現在左ノ二局六課ノ構成ニ依リ事務ヲ處理シツツアリ

援護局

庶務課

業務課

指導課

物資課

保 險 院

醫務局

醫務課

防疫課

尙引揚援護ニ關スル各省連絡ヲ圖ル爲本院ニ關係各總局長被ヲ委員トスル引揚援護連  
絡委員會（官制ニ依ル）ヲ設置スルト共ニ終戦連絡中央事務局管理内ニ各省連絡至  
ヲ設ケ當時關係各總事務所關係者ノ合同ヲ求メ事務遂行ニ關スル緊要ナル連絡ヲ圖リツ  
、アリ

(2) 援護ノ實施ニ關スル地方機關トシテハ浦賀、名古屋、津、田邊、宇品、下關、博多  
唐津、佐世保、函館島、函館、ノ十一ヶ所ニ引揚援護局ヲ設クルト共ニ大竹、仙崎、  
戸畑、ノ三ヶ所ニ引揚援護局出張所ヲ置キ夫々受入（送出）港ニ於ケル引揚者ノ應接  
援護及搬送ノ實施ニ當ランメツアリ、（但シ下關、戸畑、唐津、函館ニ於テハ未ダ引揚

船ノ入港ナキ當本格的業務ヲ遂行シ居ラス

尙本營業ノ遂行ニ付テハマ司令部及現地本軍ノ廣汎且偵察ナル指導監督ヲ加ヘテ、各  
種事項ニ付逐次具體的指令ヲ受ケツ、アル現狀ナリ

三、豫算ニ關スル件

昭和二十一年度豫算ハ引取者概數五〇〇〇〇〇人ト推定シ總額六八六八九八〇〇圓ニ  
シテ其ノ内譯ハ本邦ニ要スル經費二五〇六〇〇、一四六圓連絡事務所（米路八車トノ連絡ノ  
爲積預及京都ニ設置）ニ要スル經費六七二八圓地方引取發護局ノ緊急接護ニ要スル經費  
四二、七二〇、二七九圓臨時徴發ニ要スル經費一、四五二、八四七圓ナリ尙昭和二十年度ニ於  
ケル豫算額ハ一、九〇〇、〇〇〇人引取グルモノト推定シ二九四七五三、〇〇九圓支出セリ

三、在外邦人ノ引取ニ關スル件

保 險 院

(1) 在外邦人ノ引取現狀

在外邦人ハ終戰時約六百九拾萬名ニシテ各年九月ヨリ之ガ引取ヲ開始シ本年三月末現在  
ノ引取者總數二白二萬五千余名ナリ

(2) 方面別引取完了見込

在外邦人ノ引取ハ現在歐亞略々終了シ支那方面モ四月中旬華南、五月下旬華北ト順次  
終了シ華中モ六月末乃至七月末中ニハ完了ノ豫定ナリ

又南方地域モ緬甸、フポール等ハ五月中旬ニハ完了ヲ見ルベク新嘉坡ヲ中心トスル南方諸  
地域モ漸次大型船ノ全面的出動ニ依リ七月中旬ニハ終了ヲ見ルモノト思料セラル

滿洲、北洋、千島、津太ノ所謂ノ聯勢力下在在邦人二百七十萬ノ引取ガ最大ノ關心事ナ  
モ湖洲ハ四月末頃ヨリ一部引取ヲ開始スルモ全面的引取ハ未定ナリ

(8) 引揚輸送ニ使用セル船舶

リベテイ1型	100隻	輸送能力合計	350,000人
LST (上陸揚舟艇)	85隻		102,000人
日本商船	43隻		83,300
日本海軍	131隻		108,500
計	359隻		643,800
外ニ鐵道運搬船ニ変 換陸揚10隻アリ			

保 險 院

非日本人送還ニ關スル件

終戦時内地在住ノ非日本人ハ中華民國人約三二〇〇〇名、台湾省民約二九〇〇〇名、朝鮮人約三〇四一〇〇〇名ニシテ昨年九月ヨリ之ガ送還ヲ實施シ來リシガ三月十八日全國一齊登録ノ結果

中華民國人 一四九二四名（内歸還希望者 一三三二名）

朝鮮人 六四六七一一名（内歸還希望者 六一三九〇〇名）

台湾省民 一五八八三名（内歸還希望者 一三七三三名）

南西諸島 二〇〇七八四名（内歸還希望者 一四一三六九名）

ノ歸國希望者ヲ確認シ得タルヲ以テ南西諸島ヲ除キ朝鮮人ハ九月末日迄、中華民國人ハ五月十三日迄、台湾省民ハ五月五日ヨリ五月十一日迄ノ間ニ夫々送還ヲ完了スベク

保 險 院

逕險省其ノ他關係方面ト協力シ輸送計畫ヲ樹立實施シツ、アリ

海外引揚者援護ニ關スル件

(1) 家財給與

海外引揚者中特ニ生活困難ナルモノニ對シ昭和二十年年度豫算ハ四一、一五〇〇〇圓ヲ以テ生活再建ノ促進並生活援護ヲ期スル爲一世界當五〇〇圓ヲ限度トシテ一六〇〇ニニ〇世帯ニ對シ鍋、釜、コンロ、毛布等家財ヲ無償配給ヲナスベク慰賜同胞援護會ヲシテ之ガ實施ニ當ラシメツ、アリ

尙昭和二十一年度ニ於テハ二、二〇〇〇〇圓ヲ計上ノ見込ナリ

(2) 引揚者ノ慰問激勵並ニ指導

(1) 海外引揚者ヲ慰問激勵シテ自立精神ノ昂揚ヲ圖リ又懇談會ヲ開催シテ各般ノ指導



ヲ爲ス爲昭和二十年年度豫算ニ於テ國庫補助金ニ九、九、九〇圓ヲ恩賜同胞援護會ニ補助シ同會ヲシテ之ヲ實施セシメツ、アリ

(四)四月二十日引揚者相談所ヲ本院内ニ設ケ海外引揚者ノ生活相談ニ應ジ適當ナル指導ヲナシツ、アリ

(五)海外引揚者ノ定着地ニ於ケル生活狀況ニ鑑ミ之ガ緊急援護ノ方途ヲ講ズルノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ「定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱案」ヲ作製シ四月二十二日内閣審議室ニ於テ關係各省ノ參會ヲ求メ審議シ更ニ次官會議並閣議ノ決定ヲ經ベク進沙セシメツ、アリ

六引揚者援護用物資ニ關スル件

(1)被服

現下ノ生産事情ニ鑑ミ十分ナル給與ハ困難ナル狀況ニ在ルモ元陸海軍被服類ノ引揚ヲ受ケタルト關係方面ノ特別ナル協力ヲ得最低限ハ確保シツツアリ

(2)食糧

現下ノ食糧事情ハ主食、副食共ニ極メテ緊迫セル狀況ニアルモ各地方引揚援護局ニ於ケル主食糧ノ取得ニ關シテハ農ニ農林、厚生兩省ニ於テ決定セル「引揚者ニ對スル主要食糧配給要綱」ニ依リ現在迄ノ處配給量引揚者ハ一人一日四〇〇瓦ノ配給ヲ受ケ、現物ノ取得狀況ハ概シテ圓滑ニ運ビツ、アリ

副食品ニ付テハ味噌、醬油等概ネ確保シアルモ充足ニハ必然的ニ當該府縣保有分中ヨリ供給ヲ受クルコトナルヲ以テ現地ニ於ケル入手ハ極メテ困難シツツアル現況ナリ

(3)日用品類、燃料其ノ他ノ物資ニ付テモ概ネ最少限度ノ所要量確保シツ、アリ

保 險 院

醫務局所管事項

一 引揚輪送船内ニ於ケル醫務施設ニ関スル件

海外ヨリノ引揚輪送船内ニ於テハ多數ノ醫務施設ヲ要スル者アル場況ニ至ミ之ガ船内ニ船醫及ビ看護手ヲ乗船セシメ醫務施設ノ萬全ヲ期スル爲「引揚船内衛生員ノ配乗設備」及「引揚船内衛生員勤務要綱」ヲ目下立案中ナリ

二 滿鮮引揚船女子ノ特殊教育施設ニ關スル件

滿鮮ヨリ引揚グル婦女女子ニ關シテハ急務ナル狀況ニ至ミ陸揚局ト密接ナル連絡ノ下ニ豫記相談所ノ開設ヲ目下急務準備中ナリ

保 險 院

一 海外同胞救護用藥品及衛生材料ノ發送ニ關スル件

聯合國救護局ヨリ海外ニ保留シ居ル同胞ニ多數ノ醫藥品及衛生材料ヲ送付スベキ指令ヲ受ケ本院ヨリ各地万引揚船局宛發送シ引揚船送給ノ便ヲ利用シテ海外ノ現地ニ發送スベク目下金刀ヲ凝ゲテ之ガ迅速ナル完送ニ努メツツアリ

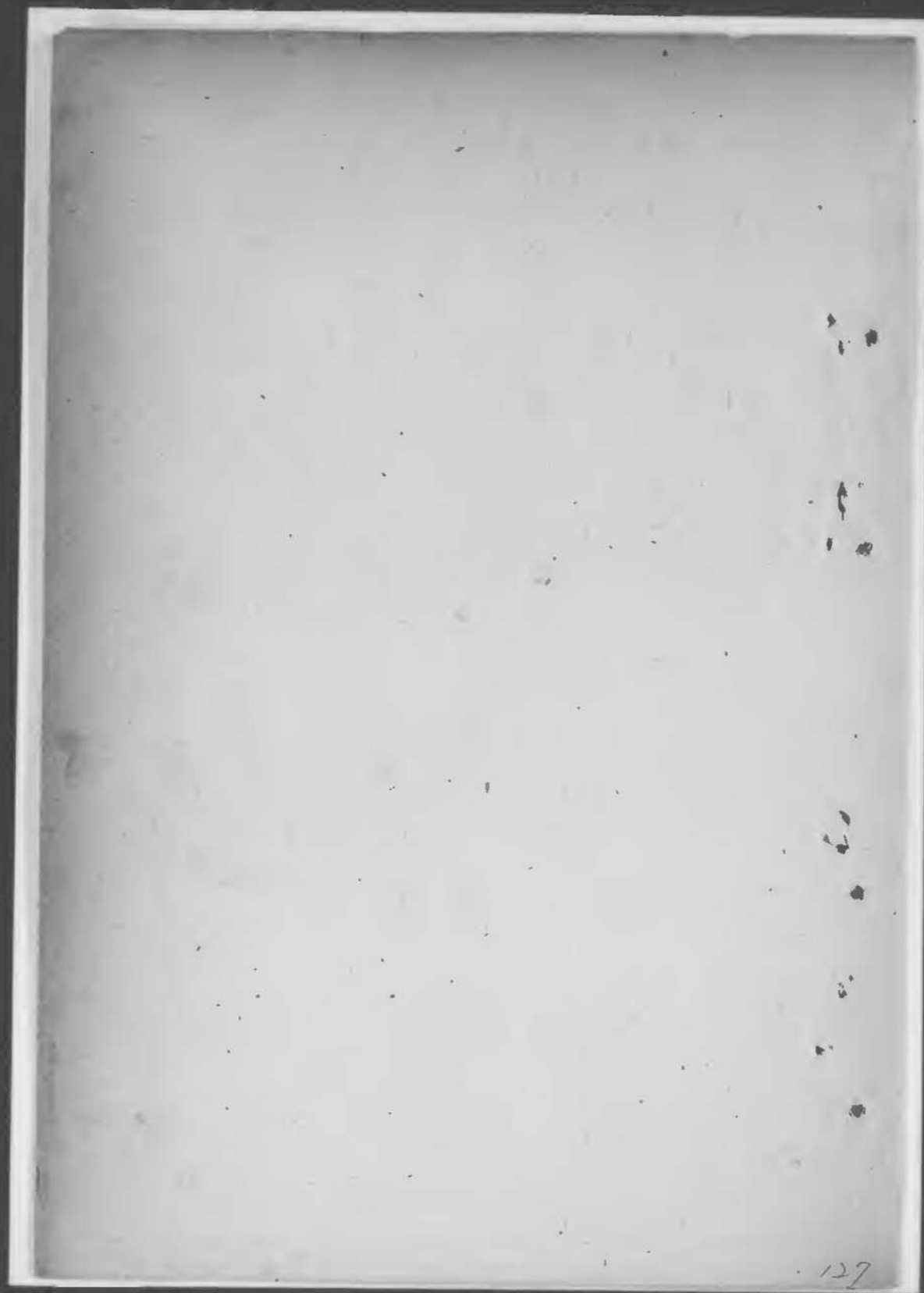
二 引揚船中「コレラ」發生狀況ニ關スル件

四月五日廣東ヨリ滿洲港ニ入港セル引揚船「七七五」ノ乗員中ヨリ「コレラ」患者多數發生シ引揚船「七七五」ノ乗員中八一號「八〇」號「八四」號「七七」號「七一」號「八七」號「八八」號「七八」號ノ乗員中ヨリモ「コレラ」患者多數發生セルヲ以テ

マ指令部ノ指導ノモトニ目下四刀ナル防疫封鎖ヲ續ジツツア  
リ患者ハ之ヲ離立入屋病元ニ收容シ其ノ數二十日現在合計  
九四四名ニ達シ又國會議事ノ結果保衛隊員一、八七二名ヲ派  
見之ヲ日夜所ニ收容監視シ、國會議事ヲ進行中ニシテ患者ハ  
之ヲ船内ニ留置シ其ノ病状ヲ監視シツツアルモ之ニ對スル防  
疫措置トシテハ各船ニ醫師及助手ヲ數名ヨリ成ル隔離班ヲ編  
成ルニ手配見附、保護班ニ努メ船内防疫ニ最大ノ努力ヲ  
傾ヒツツアリ

尚海上ニ於ケル患者ノ診察、患者及停留者ノ細菌學的検査等  
ニ關シテハ人員資材等ヲ極力増強シ之ヲ完全ヲ期スルト決ニ  
計案中ニ在リ  
防疫班は此等防疫班員ヲ以テ各地ニ配置セシメ船内局所立所  
院等各方面トノ連絡並防疫ノ指導監督ニ當ラシメ防疫ニ進出  
ナキヲ期シツツアリ

保 險 院



裏面白紙

127

昭和二十二年五月 日

参事官

事務官

事務官

秘書課長

大臣

信

大臣事務引継事項に関する件  
標記の件別紙のとほり決定してよろしいでずか

裏面白紙

昭和二十二年五月 日

厚生大臣奉勅  
引續事項

129

裏面白紙

目次

- 一 大臣官房所管事項
- 二 公衆保健局所管事項
- 三 警務局所管事項
- 四 消防局所管事項
- 五 社會局所管事項
- 六 兒童局所管事項
- 七 勞務局所管事項
- 八 勞働基準局所管事項
- 九 職業安定局所管事項
- 一〇 保險局所管事項
- 一一 引揚接産院所管事項

目次

大臣官房所管事項

一 人事の運用に關する件

一 厚生省職員數

一 労働省設置に關する件

一 豫算に關する件

厚生省



一人事の連用に關する件

厚生省に於ける有資格者の人事に關しては厚生内務兩省間の協定に依り交流の建前を採りつつあり

一富省所管職員數概ね左の如し

一級官	二六	人
二級官	三、七二〇	
三級官	八、五一二	
其ノ他	八八、三六五	
計	一〇〇、六二三	

厚生省

内 譯

厚生本省		
一級官	一一	人
二級官	二、五三五	(出張所 療養所 一九三七人ヲ含ム)
三級官	二、一八一	( 一〇九五 )
其ノ他	二六、二七八	( 二六二九四 )
計	三一、〇〇五	( 二九三二六 )

引揚援護院

一級官	三	人
-----	---	---

計	二級官	1111
	三級官	1110
	其他	2,087
計		2,421
	關係官衙	
	一級官	111人
	二級官	1,064
	三級官	6,111
	其他	60,000
計		67,197人

厚生省

一、労働省設置に関する件

昨年三月下旬非公式に連台國軍總司令部から厚生省に対し労働省設置について研究してはどうかとの甲入れがあり、爾來厚生省に於いて非公式に研究を続け、五月十九日閣議において労働省設置に關し内閣法制局と厚生省を中心としてこの件に關する研究を進める旨を甲し合せ、新聞にも発表した。

本年一月に入り内閣から正式に連台國軍總司令部に対し労働省を設置したい旨を甲し入れたのに対し、カバアメント、セクシヨンから内閣の代表に対し、労働省は大体次の線にそつて設置されることを希望するとて、別紙第一の如き試案の提示があつた。

内閣は、右の試案に対し司令部と折衝の結果次の了解に達した。

軍事保護院

一 船員労働行政は、運輸省に残すが労働省が一般労働行政の一として船員労働をも把握できるよりに調整の措置を講ずること。

二 労災保費は、厚生省に一應残すが、細目について具体的に調整の措置を講ずること。

三 内閣統計局から労働省への労働統計の移管については、中央統計委員会の意見をも聽いて具体的に決定すること。

よつて厚生省では右の線にそつて、レーバー、セクシヨンと折衝研究の結果、別紙第二の如き労働省官制案を作製して、レーバー、セクシヨンの了解を得た。

但し、その設置の時期については、内閣と司令部と折衝の結果、第一回の國會に労働省設置法案を提出することとし、四月二十八日別紙第三の如き新聞発表を行つた。

厚生省では、左の予定にそつて準備を進めて居るが、労働省設置法案と労働省分課案は夫々別紙第四と第五の通り一應予定して

居る。

軍事保護院



改定又此の法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關  
する事項を掌り、所屬の官吏を指章監督する。

裏面白紙

第一條 労働大臣は、労働者の福祉と職業の確保を目的として、労働者の福利に關する事務、職業の紹介、指導、補償、その他労働者の福利に關する事務、失業対策に關する事務、労働を管理する事務を掌る。

第二條 大臣官房においては、通則に準じて、その外、この法律を掌る。

第三條 所管行政の総合調整に關する事務、労働行政に關する調査及び審議、第一條に規定する事務、労働行政の考査、統一調整する事務、労働行政の在り方を置く。

第四條 労働行政の調査及び審議に關する事務、労働行政の考査、統一調整する事務、労働行政の在り方を置く。

第五條 労働行政の在り方を置く。

第六條 労働行政の在り方を置く。

第七條 労働行政の在り方を置く。

第八條 労働行政の在り方を置く。

第九條 労働行政の在り方を置く。

公保險に關する事項であつて厚生省の所管に屬するものを除く。

三 労働衛主に關する事項

四 労働能率の増進に關する事項

五 労働者の福利厚生に關する事項

六 工場、鉱山その他の場所における労働條件及び労働者の保護に關する監督に關する事項

七 他労働條件及び労働者の保護に關する事項で他の法律に屬しないもの

第二條 雇入児童員に對しては左の事務を掌る。

一 雇入及年少労働者の労働條件及び保護に關する事項

二 児童の使用禁止に關する事項

三 労働者の家族問題に關する事項

四 家族労働問題及び家事代理人に關する事項

第三條 労働者及び年少労働者に特殊な労働問題に關する事項

一 職業安定局に對しては左の事務を掌る。

二 職業の紹介、指導及び指導その他労働供給の調整に關する事項

三 職業対策に關する事項

四 他職業に關する事項

第四條 労働条件調査局に對しては左に掲げる事項に關する事項

一 労働組合、労働争議その他労働関係に關する定期統計及び刊行

二 労働條件に關する定期統計及び刊行

三 労働者の福利厚生に關する定期統計及び刊行

四 職業に關する定期統計及び刊行



六 内外労働事情に關する資料の蒐集整理分析及び刊行  
 七 労働者の衛生給與及び職業補償  
 八 労働者の調査及び刊行

第九條 労働者に左の待遇を置く

一 政務次官

二 官

三 長

四 官

五 官

六 労働事務官

七 官

八 官

九 官

十 労働官

人 一  
 人 二  
 人 三

十一 官 人 一  
 十二 官 人 二  
 十三 官 人 三

十四 官 人 一

十五 官 人 二

十六 官 人 三

十七 官 人 一

十八 官 人 二

十九 官 人 三

二十 官 人 一

二十一 官 人 二

二十二 官 人 三

二十三 官 人 一

二十四 官 人 二

二十五 官 人 三

二十六 官 人 一

二十七 官 人 二

二十八 官 人 三

二十九 官 人 一

三十 官 人 二

学識経験ある者の中から命ぜられた参事の任期は二年とする。但し、事由ある場合は任期満了を解任することをお妨げない。

参事は、一級官の待遇とする。但し本官を有する者については本官の受ける待遇による。

第十二條 専門の事項を調査せしむるため、労働省に専門委員を置くことができる。

専門委員は、労働大臣の申出により、学識経験ある者の中から内閣総理大臣がこれを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

第十三條 労働省に、産業安全研究所を置き、工場等における災害予防の調査研究及び工業衛生の普及、若しくは労働者の健康増進の技術者の養成に努むる。

産業安全研究所に所長を置き、一級又は二級の労働技師を以て、これに充てる。

第十四條 総員の労働に關する重要事項については、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省及び運輸省の関係官を以て組織する総員労働連絡会議を置く。

総員労働連絡会議に關して必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議し、これを定める。

附則

第十五條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第十六條 労働基準局及び婦人児童局は、第五條及び第六條の場外事務の外、主として各條の所掌事務に従い労働基準法の施行及び労働基準官署の設置に關する準備を掌る。

第十七條 厚生省官制の一部を、次のように改正する。

第三條 厚生省、左ノ六局ニ置ク

公衆保健局

医務局

予防局

社会局

光復局

保健局

第七條 削除

第八條 第一項ノ次に、次ノ一項を加ふる

労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ、労働条件ノ認定及其

審査ノ請示ニ關スル事務、（一）、保険局長、労働大臣ノ

指図書等ヲ受クニシ、（二）、

第十條 厚生省ニ左ノ職員ニ置

厚生事務官

主任 一人 一級

主任 一人 二級

主任 一人 三級

厚生技官

主任 一人 一級

主任 一人 二級

主任 一人 三級

第二十一條 削除

第二十二條 削除

第十八條 厚生省内事務職員職制制の一部を、次のように改

第十四條 削除

第十九條 この法令施行の際現に厚生省職員ノ職に在る者で

裏面白紙

かつて、厚生省の労政司、労働基準局、職業安定局又は  
産業安全研究所に属する者け、別に辞令を發せられたいと  
せば、厚生事務官は労働事務官に、学生技官は労働技官に、  
同級及び同俸給を以て、任せられたものとする。

第二十條 この政令施行の際現に休職中の学生庶職員で休職と  
なつた除厚生省の労政局、労働基準局、職業安定局又は産  
業安全研究所に属していた者は、別に辞令を發せられたい  
ときは、休職のまま、前項の例により、労働省職員に、同  
級及び同俸給を以て、任せられたるものとする。

大臣官房

秘書課

- 一 官吏の進身身分及び賞罰に関する事項
- 二 官吏の服務に関する事項
- 三 雇給に関する事項
- 四 地位敘勅及び褒章に関する事項
- 五 儀式勲典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

總務課

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政に必要な資料に関する事項

会計課

- 四 所管行政の考査一般に関する事項
  - 五 文書の授受、発送、編纂及び保存に関する事項
  - 六 成案文書の審査及び進達に関する事項
  - 七 官報掲載に関する事項
  - 八 圖書の分類及び管理に関する事項
  - 九 各局課の主管に属しない事項
- 会計課
- 一 会計に関する経費及び諸収入の予算決算並びに会計に関する事項
  - 二 本省所管会計の監査に関する事項
  - 三 国有財産及び物品に関する事項
  - 四 管轄に関する事項
  - 五 省中取締に関する事項
  - 六 借人の進退及び監督に関する事項

七 労働省職員組合に関する事項

労働政務

- 一 労働関係調整に関する一設政策に関する事項
- 二 労働関係調整法の施行に関する事項
- 三 労働委員会に関する事項
- 四 他の主管に属しない労働に関する事項

労働組合

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働協約に関する事項
- 三 労働者団体及び使用者団体に関する事項
- 四 労働争議に関する情報資料の蒐集及び調査に関する事項

労働教育

- 一 労働教育に関する事項
- 二 労働局所管の行政に従事する職員の教育訓練に関する事項

三 一設労働関係法制に関する調査研究に関する事項

労働基準局

監督

- 一 工場その他の施設の建設の監督に関する事項
  - 二 一設労働者の労働条件に関する事項
  - 三 労働者災害補償に関する事項
- 但し、社会保険に関する事項であつて厚生省の所管に属するものを除く。

- 四 労働者の福利厚生に関する事項
- 五 労働基準法の施行に従事すべき職員の教育訓練に関する事項

- 六 労働基準官署の業務に関する事項

- 七 他の主管に属しない労働条件及び労働者の保護に関する事項

安全課

- 一 産業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項
- 四 産業安全研究所に関する事項

衛生課

- 一 労働環境衛生に関する事項
- 二 職業病その他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保健に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

給与課

- 一 賃金、給料その他給与に関する事項
- 二 労働者用物資に関する事項

鉱山課

- 一 鉱山の監督及び鉱山労働者に特殊の労働条件に関する事項

項

- 二 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項

- 三 鉱山労働者用物資に関する事項

婦人児童局

庶務課

- 一 労働者の家族問題に関する事項
- 二 家族労働問題及び家事使用人に関する事項
- 三 婦人の経済的及び法的地位の向上に関する調査に関する事項

事項

婦人課

- 一 婦人労働者に特殊の労働条件に関する事項
- 二 婦人労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 婦人労働者に特殊の労働問題に関する事項

児童課

- 一 年少労働者に特殊の労働条件に関する事項
- 二 年少労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 年少労働者に特殊の労働問題に関する事項
- 四 児童の使用禁止に関する事項

職業安定局

庶務課

- 一 職業政策及び職業関係法則の調査に関する事項
  - 二 職業関係官署の庶務に関する事項
  - 三 職業関係職員の教育に関する事項
  - 四 他の主管に属しない職業に関する事項
- 失業対策課
- 一 失業対策に関する事項
  - 二 公共事業の労働配置に関する事項
  - 三 公共事業の労働査察に関する事項

雇傭安定局

- 一 職業紹介その他雇傭安定に関する事項
- 二 労働者の募集に関する事項
- 三 労働供給事業に関する事項
- 四 職業指導及び職業適性に関する事項

指導課

- 一 職業指導に関する事項
- 二 失業救済授産その他共同作業施設に関する事項

資料課

- 一 労働市場に関する事項
- 二 職業に関する資料の蒐集整理に関する事項

労働統計調査局

庶務課

- 一 労働統計調査に関する企画及び連絡に関する事項



- 二 労働統計調査に関する刊行に関する事項
- 三 労働統計調査事務に従事する職員の教養訓練に関する事項
- 四 他の主管に属しない労働統計調査に関する事項

- 労働統計課
- 一 賃金、給料その他給與に関する定期統計に関する事項
  - 二 労働条件に関する定期統計に関する事項
  - 三 労働組合、労働争議その他労働関係に関する定期統計に関する事項

- 労働統計課
- 一 労働に関する定期統計に関する事項
  - 二 失業に関する定期統計に関する事項
  - 三 職業に関する定期統計に関する事項

- 調査課
- 一 内外労働事情の調査研究に関する事項

- 二 労働者生計費に関する定期統計に関する事項
- 三 労働者の福利、給與及び職業安定に関する経済問題に関する調査研究に関する事項

豫算ニ關スル事項

一、厚生省所管昭和二十二年度豫算

(一) 一般會計歳出豫算 六、九八九、七八七、〇〇〇 圓

(二) 特別會計歳入歳出豫定額

(1) 厚生保險特別會計

健康勘定

歳入歳出共 五九九、三三四、〇〇〇

年金勘定

歳入 二、二三七、三四六、〇〇〇

歳出

四四七、一〇六、〇〇〇

差引歳入超過

一、七九〇、二四〇、〇〇〇

船員勘定

歳入 二七四、〇五五、〇〇〇

歳出

九九、一七九、〇〇〇

差引歳入超過

一七四、八七六、〇〇〇

業務勘定

歳入歳出共 二一〇、八三四、〇〇〇

(四) 労働者災害扶助責任保險特別會計(但三ヶ月分)

歳入歳出共 七、三九七、〇〇〇

(八) 労働者災害補償保險特別會計(但九ヶ月分)

歳入歳出共 三二九、二六九、〇〇〇

二、其他

(一) 豫備費支出關係

軍事保護院

(イ) 支出決定分

發疹チフス研究に必要な経費	四一五、〇〇〇
花柳病豫防対策に必要な経費	四、五六〇、〇〇〇
狂犬病豫防対策に必要な経費	二四八、〇〇〇
大麻の栽培取締に必要な経費	三一五、〇〇〇
日本醫療團補助に必要な経費	四、一六八、〇〇〇
細菌製劑の檢定強化に必要な経費	三一六、〇〇〇
保健衛生調査並びに企畫に必要な経費	一九、一五二、〇〇〇
検査所設置に必要な経費	八、六九六、〇〇〇
(ロ) 物資及物價調整事務取扱費(安定本部主管)	
生産資材の割當及生産促進の分	五、一六〇、〇〇〇
配給關係	四、七七九、〇〇〇
(ハ) 文部省より所管替を要する分	

軍事保護院

二、五〇〇、〇〇〇

(二) 經濟安定本部主管の經費中厚生省關係經費

三七八、八〇九、〇〇〇

三、其の他 懸案事項なし

裏面白紙

第一回同合提書に定法律等の説明

書有にかつて

本回同合は提書に定し、目上洋商中の法律  
等は、本委員同合に付し、船員等法律  
の二部を以てし、法律等、  
巡検令、及び日本

巡検令の制定に付し、法律等、  
米商船中法律等、

什貨河内等の法律等、  
先此に記述する

五件にありませぬ。

以下同平に各法律等の内容を以て説明  
申し置かざる。

三  
七  
九

公衆保健局所官廳項目次

- 一、衛生統計整備に關する件
- 一、立公園に關する件
- 一、立公園委員會に關する件
- 一、立公園法改正に關する件
- 一、立公園研究會に關する件
- 一、保健所に關する件
- 一、保健所に關する件
- 一、營業に關する件
- 一、營養改善指導及び調製に關する件
- 一、食品衛生指導取締に關する件
- 一、乳肉衛生指導取締に關する件

厚生省

一 衛生統計整備に関する件

戦時中厚生省報告例の簡略化又は戦災等のため資料の整備に甚だ遺憾の點があつたが終戦後連合軍最高司令部の指導の下锐意整備に努め報告例を全面改正すると共に、局内に別に一課を新設し、これを衛生統計課として衛生関係統計は總て當課をして専掌せしめると同時に地方に於ける現地指導機關として都道府縣及び保健所に専門の統計係員を設置する等中央地方の統計機構を速かに整備して、衛生統計の完備を期するに必要な豫算的措置を了したので、その實施に鋭意努力中である。

軍事保護院

国立公園に関する件

現在国立公園として指定されているものは阿寒、大雪川、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大川阿蘇、雲仙、霧島、の十三であるが、視下諸般の情勢に鑑みて国立公園施策を積極的に促進するには喫緊の要務であると認められるので、新に左記(一)の地域を国立公園に指定すると共に、左記(二)の區域を新に既存国立公園の區域に追加編入する豫定である。

記

(一) 1 北海道南部(洞爺湖、登別、定山溪一帯)

2 八幡平、田澤湖一帯

3 磐梯山、吾妻山一帯

4 恩秩父一帯

5 伊豆半島、伊豆七島一帯

6 三國山脈一帯

7 琵琶湖一帯

(二) 1 日光国立公園(鬼怒川、鹽原、那須山方面)

2 吉野熊野(潮岬、高野山、金剛山方面)

3 瀬戸内海(鳴門海峡、藝濃島、石槌山方面)

4 大川(宍道湖、隱岐方面)

5 阿蘇(英彦山、耶馬溪、別府裏山方面)

6 霧島(櫻島、指宿方面)

軍事保護院

宗族地(伊豆半島)の指定は、阿蘇、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大川阿蘇、雲仙、霧島、の十三であるが、視下諸般の情勢に鑑みて国立公園施策を積極的に促進するには喫緊の要務であると認められるので、新に左記(一)の地域を国立公園に指定すると共に、左記(二)の區域を新に既存国立公園の區域に追加編入する豫定である。

伊豆半島の指定は、伊豆七島一帯に限り、伊豆半島の他は指定しない。また、伊豆半島の指定は、伊豆七島一帯に限り、伊豆半島の他は指定しない。

国立公園委員會に關する件  
国立公園委員會目前に在り中央、並びに地方に夫々委員會が設置さ  
れる事になつたので目下入選を終へ調査表其の概の手續きを取進め  
中である。

軍事保護院



一、国立公園法改正に関する件

国立公園に次ぐ景勝地の保護及利用の爲金を期する爲かかる保護休  
養地光地に国立公園法を準用すべく、国立公園法の改正法律案を前  
議會に提出する筈であつたが、提出法案が特に緊急を要するものに  
改正された爲提出されるに至らなかつたので次期議會には是非提出  
したいと考へている。

軍事保護院

5

156

一、国立公園研究會に關する件

国立公園の外郭団体として従來あつた国土實民會を解散し、先般新に国立公園研究會の設立を見たのであるが、之が資金、學業内容等につき全日本觀光連盟との關係を調整して速かに積極的活動に入るべく目下考究中である。

軍事保護院

一、保健所に關する件

保健所は昭和十二年制定の保健所法に基いて各都道府縣及五大市に  
よつて設置され、現在六七五箇所が地方住民の保健指導に當つてゐ  
る。

目下連合軍司令部四月七日附の覺書によりその機能の補充強化を圖る  
ために、より廣汎な事項につき行政事務並にその實施上必要な豫算  
施設、人員及機材にわたりその整備を策定中である。

軍事保護院

保健所法の一部を改正する法律案

保健所法の改正は、現下の公衆衛生状態及び日本国憲法第

二十五條の趣旨に鑑み、保健所機能を拡充強化するに因るべき

保健所機能拡充強化に因る覚書(本年四月七日附)および大改正

要綱となす。

本改正案は、覚書に掲げられた公衆衛生事業の執行を便にする

ための、~~指專業務の~~指專業務の内容を拡張し、~~並~~並

更には、~~都道府県知事~~都道府県知事の職権の一部を、~~地方自治~~地方自治

厚生省

事業の執行を便ならしめることと、保健所は

指導を行う警備物と都道府県知事の管理に属する

行政廳の性格を兼有することとなる。これは、警察制度

の改正によつて、~~警備事務が~~警備事務より分離し、衛

生部局に移管されたに對應し、行政廳の資格に於て、従来

銃銃予防法、~~飲食物~~飲食物、其他の物品取締に因る法律等に

基く事務を處理せしめる便をも考慮したものである。

本府事務司(5) 公衆衛生上必要あるときは、結核性病、齒科疾

患より他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うこととし、

又、施設を医師より他の合用し、医療費の軽減を図

る。いしめる予定であります。

△ し、衛生上の必要ありし、衛生行政、業種の改善及び

飲食物衛生、住宅、水道、~~衛生~~その他環境衛生、

保健婦科等、医療費負担者の指導、女性、乳幼児

の衛生、~~衛生~~衛生、衛生行政、衛生、厚生省

疾病の予防その他公衆衛生全般に同様に指導等を

行うことになります。

一、保健婦に関する件

保健婦は保健婦規則に基くもので現在全約一萬七千名が保健所、  
國民健康保険組合、農會、都道府縣市等に所屬して保健指導に當  
つてゐる。

保健婦の活動は本來衛生衛生上重要なのでその資質の向上に努め  
と共に目下保健婦會の制定を取計ひ中である

（此の件は）

（此の件は）

軍事保護院

一、營業に關する件

俗場、碑客乗、旅宿等の營業取締並に其の指導については内務省より全面的移管をうけて之に當つてゐるが就中俗場については燃料の不足、俗場敷の激減等のため極めて深刻な問題になりつゝあるに鑑みて目下燃料の確保復興計畫の促進等について努力中である。

軍事保護院

一、栄養改善指導及び調査に関する件

栄養の改善は、國民の保健衛生及び生活の充實向上を圖る上に於て極めて重要であるが、特に終戦以來の我糧食糧事情は國民栄養を危殆に瀕せしむるに至つたので聯合軍司令部よりの指令もあり、昭和二十年十一月より國民栄養調査を実施しその結果に基き適時適切な指導を行ふと共に其種輸入の懇請並に關係方面に對し食糧の栄養的生産配給消費に關し連絡協議を行つて居る。

栄養改善指導の第一機關である栄養士に關しては昭和二十年栄養士規則を制定したがその急速配置と資質の向上は益々緊要であるので目下これが具体策につき研究中である。

尙食生活全般にわたる科學的研究を行ひ栄養政策樹立に資する爲本年五月國立栄養研究所を設置し豫算約一千三百五十萬圓を以て目下これが整備に努力中である。

軍事保護院



一、食品衛生指導取締に関する件

食糧の不足と一般的消費の低下に伴ひ終戦來粗悪有害飲食物による中毒事件著増する傾向にあり、特にメチールによる中毒事件は枚舉にいとまない状態であつたので聯合軍司令部の指令もあり昨年一月有害飲食物取締令を制定すると共に米穀對策による公衆衛生監視員を設置しこれが指導取締の徹底を期したが、今般衛生警察制度の移管に伴ひ更にこれが徹底を期するため新に食品衛生監視員制度を定めると共に關係法令の改廢を行つた。

尙新憲法施行に伴ひ現行飲食物關係諸法令は當然改廢を要するもの多々あるのでこれが委員會を設置し目下改正案を研究中である。

軍事保護院

一、乳肉衛生指導取締に關する件

乳幼児虛弱者の王食としかつ動物性蛋白質給源として乳肉の占める位地は極めて重要であるが近時一般飲食物と同様牛乳の如く水獸畜の密殺毒による粗悪品市場に氾濫する現狀に鑑み昨秋來食品衛生監視員制度を活用しこれが指導取締の徹底を期しつゝある。尙乳肉關係法令も新憲法施行に伴ひ改廢すべき事項が多いので目下これが研究を實施中である。

軍事保護院

12

165

陸務局所管事項目次

- 一 國民露療法の改正に關する件
- 一 日本露療團解散に關する件
- 一 露療制度及審議會に關する件
- 一 露療關係者の資質向上に關する件
- 一 醫師會・齒科醫師會の改組に關する件
- 一 露藥品の配給に關する件
- 一 指定生産資材割當に關する件
- 一 麻薬及び大麻の取締に關する件
- 一 國立病院運営に關する件
- 一 國立療養所運営に關する件

厚生省

一國民治療法の改正に關する件  
國民治療法については現下請救の情勢特に日本治療團の解散及  
び醫師會・齒科醫師會の改組問題等と關連して同法の一部改正  
は速かに解決の要あるものなり。

厚生省

下日本醫療團解散に關する件

日本醫療團は一月二十四日の閣議決定を以つてこれを解散することとし右閣議決定に基き同團經營の結核療養施設の適切なものは四月一日より國營移管の處置を採りその他の一般醫療施設の處置については目下醫療制度審議會において審議中にして近くこれが結論を得て決定の見込みなり。

同四月一日よりの解散は一般醫療施設の處理方針が未決定の爲、  
延期中なるも同團解散に關する法律案は今國會に提出の豫定  
下目下準備中なり。

てあり。

厚生省

一、醫療制度審議會に關する件

醫療制度の改善整備を圖る事は目下の重要問題にして特に日本  
醫療團解散との關連において此の際具體的方策を確立の要ある  
爲醫療制度審議會を設け日本醫療團の一般醫療施設處理方針と  
共に醫療機關の整備改善方策についても諮問し目下審議中なり。

厚生省

一 医 療 制 度 二 マテ

國民医療と普及の白ニするも、医療制度を整備しなれば

らぬ、こは申すまでもないことであらうが、この問題は重大である

之れはいつの

があらうし

りにも相違、困難な問題を、厚生省に委ねて、検討して

つ問題については慎重に研究を重ねて、届出、最近の目

そ医療団の解散その他の急に遂行に医療制度を整備す

る必要に迫らるるに、この問題を、一時的に、同じこと

厚 生 省

解決するに、医療制度を、委員会に依頼し、冬も雨の

集と、~~い~~、さまで、この問題は、必ずしも十分に医療を確

立するに、大眼目として、その具体的方法を、~~い~~

討議を、~~い~~、~~い~~

一、醫療關係者の資質向上に關する件

醫療關係者中醫師・齒科醫師の資質向上に關しては既に醫育機關の大學并給・醫育機關卒業後一ヶ年間の實地修練の實施並に國家試験等が決定實施せられつゝあるが保健婦・助産婦・看護婦の資質向上に關しても連合軍總司令部と連絡の下にこれか制度の改正を圖る爲成案を得近く公布の豫定なり。

厚生省



一 医療関係者の養成向上に努むる

（既成の者）  
当届と緊密な連絡の下に種々の研究を遂げ、先づ医師、歯科医師

に於ては、医師会、歯科医師会に補助して、補習教育に當らし

めると共に、免状の要件として、実地修練及び国家試験の制度を設け

、更に保健婦、助産婦及び看護婦についても、同様の線に沿ひ

補習教育に努むると共に、その資格に關しても、國家試験の

厚生省

一 醫士と担持する者との十分な程度の教育を具する者に対し

して、厚生省に於て一括して試験並びに免許を行ふことに制度を

改正し、二、三年後より実施せしむる予定であります。

概ね

一 醫師會・齒科醫師會の改組に關する件

現在醫師會・齒科醫師會は國民醫療法に基き強制設立強制加入の組織承認であつたが新時代に即しこれを改組することに決定し目下日本醫師會・日本齒科醫師會に於て夫々具體案を考充中なり。

厚生省

及、日本進歩会の解散

一、医師会及び歯科医師会が組織を同一にする

現在の医師会及び歯科医師会は國民医療法に

基いて強制的に設けられ、その委員は強制的に加入

せしめらるる制度となつてゐる。このため、聯合會

制の意向は、強し又、医師会、歯科医師会、日本

の會連もあつて、その強制的設立、強制的加入の

制度を改め、医師会、歯科医師会とし、

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲グル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業ノ學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度

變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣 瀬 久 忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セララルベキコト
- (2) 届出ハ直接厚生省宛ニ提出スルコトトシ地方長官、市町村長等ハ經由セザルコト
- (3) 給與ハ本俸即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト  
賞與、手當等ハ記入ヲ要セザルコト
- (4) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ届ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ届ヲ爲スヲ要スルヲ以テ届出セザルコト
- (5) 入替又ハ應召シタルトキハ其ノ旨届出シテ以テ足り屬後住所又ハ給與ノ變更ノ届出ヲ要セザルコト
- (6) 入替又ハ應召シタル者醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ召替ヲ解除セラレタルトキハ更ニ届出ヲ要スルコト

片の表及び裏に入一 医師齒科医師の自由意思

に在るべきに致したいと願ふ所なり。此の通り

現行の同業 医会に在る 医師会、齒科医師会、

その他諸会、別当りなきことあり。此の通り 医師会及び

医師会、日本を代表する。必要があるからである。

次は  
~~日本医師会~~ 日本医師会

日本医師会には、國民医師会に在りて、

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲グル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業 學 校 名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度

變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣 瀬 久 忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ意リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十九條ノ規定ニ依リ處分セララルベキコト
- (2) 届出ハ直接厚生省宛ニ提出スルコトトシ地方長官、市町村長等ハ理由セザルコト
- (3) 給與ハ本條即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト  
賞與、手當等ハ記入ヲ要セザルコト
- (4) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ届ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規程第十二條ノ届ヲ爲スヲ要スルヲ以テ混同セザルコト
- (5) 入替又ハ應召シタルトキハ其ノ旨届出アルヲ以テ足り爾後住所又ハ給與ノ變更ノ届出ヲ要セザルコト
- (6) 入替又ハ應召シタル者醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ召集ヲ解除セラレタルトキハ更ニ届出ヲ要スルコト

カアエ... 蹴... 会... 元...

ニホテ... 結... 結... 結...

本年一月... 同... 同... 同...

ニホテ... 結... 結... 結...

一... 同... 同... 同...

大... 同... 同... 同...

し... 同... 同... 同...

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲グル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業 學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度

變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣 瀬 久 忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セラルルコトアルベキコト
- (2) 届出ヘ直接厚生省宛ニ提出スルコトトシ地方長官、市區町村長等ハ經由セザルコト
- (3) 給與ハ本條即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト  
賞與、手當等ハ記入ヲ要セザルコト
- (4) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ制ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ届ヲ爲スヲ要スルヲ以テ混同セザルコト
- (5) 入替又ハ應召シタルトキハ其ノ旨届出アルヲ以テ足り嗣後住所又ハ給與ノ變更ノ届出ヲ要セザルコト
- (6) 入替又ハ應召シタル者醫師免許證登錄ノ日ヨリ一年以内ニ召替ヲ解除セラレタルトキハ更ニ届出ヲ要スルコト



此より 医務の度々 議定 されし 事 議定 あり  
近く 経路 之 得 小 子 病 心 下 あり こと あり

建 事 用 事 あり こと あり こと あり こと あり

申 事 速 速 事 あり こと あり こと あり こと あり

申 事 速 速 事 あり こと あり こと あり こと あり

以上 医務 令 分 之 事 件 正 仰 命 在 之 こと あり 日本 医務 同 行  
所 知 者 存 在 あり 現 行 同 又 医務 令 一 部 之 以 正  
す こと あり こと あり こと あり こと あり こと あり  
高 津 事 之 托 出 事 之 事 定 こと あり こと あり こと あり

命 令 書

氏 名

國民醫療法施行令第十六條ノ規定ニ依リ左ノ通命令ス

一、左ニ掲グル事項ヲ醫師免許證受領ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

一、氏名及生年月日

二、卒業學校名

三、醫師免許證受領ノ日ニ於ケル住所並ニ就業スル者ニ在リテハ就業ノ場所及給與ノ額

二、醫師免許證登録ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ依リ報告シタル事項ニ變動アリタルトキ又ハ新ニ就業シタルトキハ其ノ都度

變動ノ日ヨリ十日以内ニ厚生大臣ニ報告スベシ

昭和 年 月 日

厚生大臣 廣 瀬 久 忠

備 考

- (1) 本命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ國民醫療法第十五條ノ規定ニ依リ處分セラルコトアルベキコト
- (2) 届出ハ直接厚生省宛ニ提出スルコトシ地方長官、市町村長等ハ經由セザルコト
- (3) 給與ハ本條即チ年俸、月俸又ハ日給ノ何レカヲ記入スルコト  
賞與、手當等ハ記入ヲ要セザルコト
- (4) 住所ヲ變更シタルトキハ此ノ別ノ外別ニ地方長官宛ニ國民醫療法施行規則第十二條ノ旨ヲ爲スヲ要スルヲ以テ届出セザルコト
- (5) 入管又ハ應召シタルトキハ其ノ官届出アルヲ以テ足り届出住所又ハ給與ノ變更ノ届出ヲ要セザルコト
- (6) 入管又ハ應召シタル者醫師免許證登録ノ日ヨリ一年以内ニ召集ヲ解除セラレタルトキハ更ニ届出ヲ要スルコト

一 醫藥品等の配給に関する件

醫藥品等で現在配給統制を實施してゐる品目は醫藥品一三四品  
目衛工材料七品目及乳幼児治療劑三品目である。終戦後醫藥品  
等の生産は一般經濟的條件により依然として増高の状態を示さ  
ないので、現在従來の醫藥品等統制規則に基いて統制を繼續して  
ゐるのであるが、昨年來連合軍總司令部より一般配給物資に對し  
てその統制方法を改める様指令が發せられたので、本指令に基い  
て新たなる醫藥品等の配給調製規則を立案し現在經濟安定本部  
を連じて連合國最高司令部の了解を得るため手續中である。

厚生省

一 指定生産資材割當に関する件

臨時物資供給調整法に基き昭和二十一年第四、四半期分より醫藥並生産資材等に關する指定生産資材割當事務も厚生省に於いて實施することとなり、之れに従事する職員を従来の統制會社より採用することとなり目下その手續中である。但指定生産資材割當は現在第一、四半期分に關し割當實施中である。

厚生省

一 麻薬及び大麻の取締について

一昨年十月以降真合草司令部より麻薬製造禁止、ヘロインの没収軍得有麻薬の没収等に關して相次いで指令が發せられ、これに應じて夫々勅令五百四十二號に基く各種省令を制定し麻薬の取締の強化を講じつつあつたが昨年一月更に麻薬の取締に關して嚴重なる取締の實施方指令が發せられたので麻薬取締規則を制定し六月十九日施行すると共にこれに必要な經費の支出を仰ぎ夫々本省及び地方官に配當しこゝに吾か國の麻薬取締は新設階に入り將來司令部と接なる連絡を講りつつ強固なる取締を實施してゐる。次に本年二月大麻の取締について嚴重なる取締の下に許可する旨の指令が發せられたのでこれ又大麻取締規則を制定し、この取締を行つてゐる。

厚生省

一 国立病院は營に關する件

国立病院は舊陸海軍病院より一昨年移管されてより王として公  
務に基因せる者引揚者収災者中の患者を診察して今日に及んだ  
が、今後は公的醫療機關として指導的地位を保持してきただけ  
なく國民一般に真正な醫療を施すを目的として整備する方針であ  
る。

厚生省

一 国立療養所運営に關する件

国立療養所の運営については、第一に國民病たる結核疾患に關する療養施設として従來の国立療養所三六ヶ所二八、七〇〇床に本年度において国立病院より増設された十三ヶ所五、〇〇〇床と本年一月閣議決定に基き日本赤十字會より移管された九三ヶ所一二、七〇〇床とを合せて、合計一四二ヶ所四六、四〇〇床を以て關係各機關と協力し結核の適正な治療を施すやう留意を期しつつあります。次にその治療施設を圖るため全額に一〇ヶ所一萬床の癩療養所があり、その他に精神科療養所及び中風癱瘓癱瘓の療養施設として四ヶ所一、九〇〇床と四ヶ所四百床の温泉療養所があります。これ等施設もそれぞれ設置の目的に關ふやうその運営に遺憾なきを期してあります。

厚生省

豫防局所管事項

一 結核豫防対策の強化に関する件

一 豫防衛生研究所に関する件

一 花柳病豫防対策に関する件

一 細菌製剤、抗菌性物質等の検定強化に関する件

一 衛生工場の行政強化に関する件

一 通常海港検疫に関する件

軍事保護院



一 結核療防対策の強化に關する件

戰後結核蔓延の現況に對應して結核療防対策要綱を作成し結核療防活動の強化増大を計畫三月十七日連合國救済高司令部の承認を得、目下追加採算要求中（要求額一億六千九百萬圓）

軍事保護院



結核療養所対策要綱

I. 結核療養所組織網の強化

一、結核療養所行政機構の強化

中央地方を通じて結核療養所担当職員の増大を期す。

二、結核療養所委員会の設置

A. 中央

1. 結核撲滅対策中央委員会

専門委員会

2. 連 絡 会

B. 地方

結核撲滅対策地方委員会

三、結核療養所網の向上補強

(一) 保健所の整備

a. 結核療養所専任職員の見置

人口五万に付、結核療養所専任の技官(二級)一、事務官(三級)一

保健婦との割合を以て保健所(又は支所)に配置する。  
各保健所支所の設置

(二) 結核世話委員会と市町村単位に設置する事業の策定に当る

a. 結核療養所思想の普及

b. 結核療養所実生者の指導

c. 療養所に入所の世話

d. 居宅患者の保護及び栄養品等の補助

e. 退所患者の保護

f. 患者の生活保護

(三) 市町村の結核療養所活動の強化

(四) 保健所、療養所の相互連絡の緊密化及療養所職員の手一環

への進出活動を図る。

(五) 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び保健婦会の活動促進と  
関係

(六) 国民健康保険組合、労働組合、農民組合等の協力  
(七) 集団検診の実施

1. 材 象——トモオトリニオ逆の全青年

2. 検診方法——ツベルクリン反応検査、問診検査、着衣検査

3. 資材及器具——保健所のレントゲン設備及レントゲン自動車の

整正備

(八) 居宅患者の指導管理

(九) 患者家族の検診並に指導

(一〇) 患者の届出の勵行——療養品等の増配と考慮す

(一一) 離業区と保健所との連絡提携と関係——保健所設置の調査にのり附

### II 結核療養所の整備

#### 1. 病床数

(一) 療養所入下病床と必要とする

(二) 二十二年度豫算に計上されたもの四百八十九病床

#### 2. 病床費

取敢一才ハ所患者(官公私立療養所、病院と合む)一人に付

一〇二、〇〇〇コロリトモ基準とする

(普通入の)一ニ割増トモ、この内容自ラ、この内自ラ、この内自ラ

トモとす

#### 3. 患者の診察改善

#### 4. 患者の輸送

### III 結核療養所の技術の向上

#### 1. 研究

(一) 基礎的研究

- 二 預防の研究
- 三 治療の研究
- 四 栄養の研究
- 五 社会的経済的の研究
- 六 結核預防機關の設置
- 七 療養所運営の研究
- 八 預防診断治療指針の作成
- 九 講習
- 一〇 行政関係

- (A) 中央 厚生省に於て都道府縣結核専任担当技官の講習を実施する
- (B) 地方 (1) 都道府縣の専任担当技官は管内結核預防関係職員に講習を実施する
- (2) 保健所の結核専任技官は担当区域の結核預防に

諸委員に對して講習を実施する

二 治療関係

- (A) 中央 都道府縣の主幹なる療養所の職員に對して厚生省に於て実施する
- (B) 地方 (1) 石職員は各都道府縣所に在る療養所医師看護婦の講習を実施する
- (2) 市町村に在る結核預防関係職員に講習を実施する
- (3) 同業医の講習に医師会を通じて実施せしむる講習に中央より委託する

四 指導その他

五 結核預防策の普及宣傳

- 一 總務豫成事業団体の強化活用
- (一) 總務豫成會の運営強化
- (二) 其の地豫成団体の強化活用
- (三) 總務豫成會の育成

1 組織

中央 聯合會

地方 府縣單位に本部

市町村に支部

2 目的

總務豫成の思想普及に實踐  
總務世論委員會の活動援助

二 學校教育による豫成思想の普及徹底

文部省と連絡給成に關する事項の教科日中に編入に關り

一方學生進達を通じ家庭への思想普及に關る。尚上級生

は總務豫成委員としての指導を要す

丁 B C G 接續の強化徹底

一 對 象

主として 戦後一年入るより三十才の青少年

ニ B C G の製造

必要に定めて製造所の増設に關る(現在十ヶ所)

Ⅵ 總務豫成會の改正

給後給後蔓延の現況に付処して給後豫所

対策要綱を作成し給後豫所活動の強化抵

大正新画三月十七日軍令部最高司令官の承

認を得実効ある施策を實施せんとしつゝある

次第であります

給後豫所につ

ては、健康増進施設で

厚生省

あり、<sup>ひんがし</sup>保健康の整備擴充が第一であり

ま、<sup>ま</sup>今回全保健康所に給後専任医一人と

保健康婦三人を配置致し、<sup>し</sup>共に一〇〇ヶ所に

はこれ以外に医師一人と保健康婦三人を配置し

療養所職員の應援を供て管轄区域の

巡回相談に当らすことと致し、<sup>し</sup>一、<sup>た</sup>

養育施設は現在五万の病床を有する  
 すが、食糧事情等の他により四〇パー  
 ントの病床であり、これに対しては極力完  
 全活用を図り、更に将来八万床程度の  
 公営病床を確保せしめたいと存する。

厚生省

層の十分なる支拂の下、大國民運動を展開  
 せしめて、施策の徹底を図りたいと存する。

4

特に我が國の総体は、青少年層に大多數を  
 占めておるのであり、これに對しては、  
 青少年層に對し積極的に施策

五  
日  
〇  
王  
行  
ハ  
日  
々  
年  
持  
産  
の  
展  
化  
徹  
底  
王  
國  
リ  
カ  
ク

厚  
生  
省



一 豫防衛生研究所に關する件

豫防衛生研究所は五月二十一日政令第五八號に依り設置され、これが内容は國民保健の保持並びに増進に關し、衛生行政に直轄し尤實際的研究を行ふと同時に細菌製劑、抗毒性物質（ペニシリン其の他）等の權或ある國家檢定を行ふものである。  
本研究所は專攻せず傳染病研究所内に設置し、將來は<sup>（イ）</sup>本研究所を包含して総合研究所とする豫定である。

(一) 國立 研究所

(二) 國立 結核研究所

(三) 國立 瘧疾系研究所

軍事保護院

一 花柳病豫防対策に關する件

戰後道義の頹廢、社會的經濟的變動に伴う人心の荒廢により著しく性病の蔓延をみて居るがこれが撲滅を計る爲徹底的の治療の万途を講ずるとともに國民の豫防思想の普及宣傳を圖らんとして居る。特に左の要點を早急に實施せんとすべく準備中である。

(一) 花柳病豫防法の改正

從來の花柳病豫防法の強化を圖るため昭和二十年勅令第五百四十二號に基く花柳病豫防法特令を公布したがこれは暫定的措置であつて花柳病豫防法自体の改正を適當と認めるので目下改正に關し調査準備中である。

(二) 花柳病診療所の擴充

花柳病診療所は從來法二條の設置命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今回全圖の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

本年財において七月一日から<sup>三</sup>百十八ヶ所の保健所に開設すべく準備中である。

尙閑の女の花柳病患者を入院治療せしめるため本年財において六ヶ所の病院を増設することとしてゐる。

軍事保護院

花柳病診療所は從來法二條の設置命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今回全圖の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

七

「細菌製剤、抗酸菌物質等の検定強化に関する件

從來チフテリア血清及淋防疫液、敗傷風血清のみについて國家検定を  
實施してきたが、今般細菌製剤、抗酸菌物質（ペニシリン具の他）  
等全般に國家検定を實施することとし、厚生省に検定委員会を設置  
して之等の基準（般世規格）を定めこの基準に従ひ、防疫衛生研究  
所において検定せしめる豫定である。

向來細菌製剤監視員を中央地方に任命し、防疫研究所、工場等の監督  
を強化しつつある。

以上の事項並に防疫衛生研究所に関する事項を處理するため新に檢  
定室を設置すべく手続中である。

軍事保護院

一 衛生工學行政強化に関する件

上下水道整備、鼠疫昆虫殲除<sup>皮</sup>採<sup>取</sup>、瘧疾の合理的な處理等に関する行政は、傳染病豫防上基本的にして重要なものであるが、從來この分野に於ける対策に不充分なものがあり且又連合國軍總司令部の覺書の次第もあるので、これが対策を強力に推進すると共に本省に<sup>時</sup>管課を設置すべく目下豫算要求中である。

衛生工學行政強化に関する件  
採<sup>取</sup>瘧疾の合理的な處理等に関する行政は、傳染病豫防上基本的にして重要なものであるが、從來この分野に於ける対策に不充分なものがあり且又連合國軍總司令部の覺書の次第もあるので、これが対策を強力に推進すると共に本省に<sup>時</sup>管課を設置すべく目下豫算要求中である。

軍事保護院

一 通常海港檢疫に關する件

從來厚生省、運輸省の共管であつた通常海港檢疫業務は、厚生省に統一されることとなつたので昭和二十一年十一月官制を改正し海防局に檢疫課が置かれ通常檢疫業務を管掌することとなり、同年十二月連合國總司令部よりの口頭指示によつて小樽、函館、横浜、横須賀、名古屋、神戸、宇品、門司、長崎の九港が外航船舶入港港と指定され、これ等の港に駐在する米合衆國第八軍の檢疫官に協力して檢疫を施行することとなり、これがために、本年四月二十五日勅令第百四拾七號をもつて檢疫所官制を公布し、差置り函館、横浜、名古屋、神戸、宇品、門司、長崎の七港で引揚檢疫以外の通常檢疫を実施すべく五月八日厚生省告示を以つて檢疫所を定め、檢疫を実施することとなつた。

軍事保護院

社 會 局 所 管 事 項

- 一 民生委員の運営指導に關する件
- 一 日本社會事業學校経営に關する件
- 一 社會事業法に基く補助に關する件
- 一 嬰孩院者の保護のための施設に關する件
- 一 生活保護法の施行に關する件
- 一 災害救助法（假稱）制定に關する件
- 一 ドイツ人の生活保護に關する件
- 一 障害婦人保護に關する件
- 一 同和事業に關する件
- 一 中途失明者保護に關する件
- 一 生活協同組合に關する件
- 一 救済用物資に關する件
- 一 ララ救護物資に關する件

厚 生 省

一 民生委員の運営指導に關する件

昨年十月一日民生委員令實施とともに現在全國において十二万四千名の新民生委員が委嘱されたのであるが、これら、國の社會行政の地方における末梢機構たる民生委員の職務は實に重要なものがあるので國としてもその運営指導には裕政の意を用いている。

特に民生委員の本質的任務に盡み精神的、技術的方面の指導に意を注いでいる。

尙二十二年度においては指導費として金一、一八八、〇〇〇圓を計上している。

一 日本社會事業學校經營に關する件

本校は社會事業従事者及び將來社會事業に従事せんと希望する者の再教育並びに養成を目的として昨年十月設立せられ厚生省よりその經費の全額を交付して財団法人日本社會事業協會に對し委託經營せしめてゐる。尙現在文部省に對し専門學校として認可申請中であり近く認可される見込である。

軍事保護院

本校は本科（年限三年、定員五〇名）、研究科（年限一年、定員五〇名）、講習科（全額を教ブロックに分ち實施、一ヶ所の開講期間十日間、定員五〇名）の三科である。

現在の假校舍は東京都新宿區原町三ノ八六に在る。

昭和二十二年度においては之に要する經費として金九五、六〇〇〇圓を計上している。

一 社會事業法に基く補助に關する件

從來社會事業法に基いて設置されていた私設の社會事業團體又

は施設に對しては同法第十一條に基き國庫から補助金を支出してその事業の助成を圖つていたのであるが、昭和二十一年二月二十七日聯合軍總司令部からの日本政府に對する覚書「政府の私設社會事業團體に對する補助に關する件」により國又は公共團體は私設の社會事業團體又は施設に對しては補助することが出來ないことになつたのである。その後本件に關して聯合軍當局に對し屢次に亘り折衝の結果未だ又は公共團體が特定の事業又は事務を私設社會事業團體又は施設に委託しそれに要する經費を當該團體又は施設に交付することは差支えないことに了解を得たので右に基いて實施中である。

昭和二十二年度においては前年度同様委託事業費豫算として金七五萬圓を計上している。

軍事保護院

要保護者の保護のための施設に關する事項

要保護者の保護のための施設の設置に關してはさきに實施の生活困窮者緊急生活保護事業（五〇一四九三、四九五號）並に生活保護法（八三、五八三、四二四號）に於て天々豫算を計上し各都道府縣に設置せしめたのであるが一部は資材その他の關係により未完成のため、これが經費を昭和二十二年度に繰越し本事業の實施に道徳なきを期している。

同繰越經費は左の通り

一二四二二二一八一圓

緊急生活保護事業

八三、五八三、四二四圓

生活保護法

生活保護法の施行に關する事項

生活保護法の施行に關しては國內の現狀に即應した保護をなす



災害救済法 草案

保護課

天災等の他の災害の際に際する救済の根拠法として  
 して現在では罹災救済基金法が主として不充たぬことあり  
 實地経験に徴するに、（新）新法の制定するに、第一回国会に提出  
 するべく準備中である。本法案の主旨は  
 目下迄の通りであり、（新）本法案の主旨は  
 中央及び地方において救助関係機関の  
 連絡を密にするに在り、常設的の協議会  
 を設けることと、（新）本法案の主旨は  
 救済の実施に際し、日本赤十字社を活用

裏面白紙

裏面白紙

するに~~い~~と~~い~~なりす。

の~~い~~に~~い~~す。費用は、一応都道府県が負担

し、それに対して国庫が補助をし、兩者間

の負担を調整する

こととなりす。

前~~の~~都道府県知事に行わしむる建

を~~取~~るに~~局~~りす。

べく緊急努力中である。

一 災害救助法（仮称）制定に關する事項

聯合軍取高司令部より柳井の次第もあり災害保護に關する基本法等を制定すべく目下準備中なり。

一 ドイツ人の生活保護に關する件

ドイツ人にして日本に居住し、資金薄弱又他兵の他民族的能力のため生活維持に苦しむ者に対し、日本政府に於て其の生活を保護すべき旨の聯合軍取高司令部政府宛宛書第一九四五年一月九日「聯合軍ノ敵國タリシ國ノ國民ノ救済ニ關スル件」に垂いて外交官を添く一取ドイツ人並に元ドイツ海軍水兵の國籍者の生活保護を厚生省に於て行ふこととなり昭和二十年十二月より之を實施し來つたか、本年度に於いても引き続き安養濟育の生活保護費として月一人平均六四一圓を見込み、ROKUROGO圓を計上し生活保護を實施中である。

軍事保護院

一 轉治知人保護に關する件

國民生活の窮迫化に依り、止帯生活から轉治する知人の救済を見つゝあるので、昨年度に於いて知人學生保護施設である婦人寮を六大都市所在都府縣及難兩縣に於いて合計十六ヶ所を敷置した。

本年度に於いては之が要旨に於する費用共一、二一六五圓を計上し知人家に於いて生活訓練、衣食、職業指導、就職斡旋等の措置を講じつゝある。

尙厚生保護施設である事の要並に收容期間等について更に考究の要がある。

一 同和事業に關する件

舊來の陋習に依る不台端な差別的偏見を除去に關する同和事業十ヶ年計画は昭和二十年版をもつて一應終了することとなつたが、現下諸般の情勢に鑑み京都の地區改善事業に要するニルニルニ口齒のみを訂上し、他は一概他京にて考慮することにした。

一 中途失明者保護に關する件

傷痍者特に中途にて光明の世界を奪はれた者の生活訓練及職業指導を授ける事の要旨、失明者の職業指導及職業訓練、失明者保護思想の啓蒙事業を行ふための財團法人失明者保護協會を昭和

軍事保護院

二十二年三月三十一日設立して、益原光明會、入道光明會を會費せしむることとし、之に充てる費用として、四〇〇八〇〇圓を訂上し、期成している。

一 生活協同組合に關する件

境下の逼迫した國民生活の危機打助とその台強を自指して近時消費組合を設立するもの相違増進の傾向にあるか。これ等の所謂「生活協同組合」は、商業組合に準じ普及しつゝあるも、同法は公布年及相當に古く且つ生産者特に中小農業者を対象として立法せられたため、事宜に適合せざるものがある。生活協同組合の健全なる發達を企圖するには、新なる立法の妥ありとも思考せらるゝ。故に民生經濟全般の諸施策の一環として、中小商工業との關係及び配給制度との關係、生活協同組合の現狀等各般に亘

つて目下調査研究中である。

一 救済用物資に關する事項

終戦以來軍が放出した砂糖類平均五百九十五萬點を聯合軍政高司令部の指令に基き生活困難者救済用として昨年度迄無償給與して来たが本年度においても生活困難者及び非常災害者の救済に遺憾なきを地する為その指定人数約二百八萬九千人に對する救済用として約千四百四十四萬點の砂糖類を給與すべく聯合軍政高司令部の承認を得て目下加工省に對し請求中である。

一 ララ救済物資に關する事項

アメリカにおける亞細亞救済公認團體 (Licensed Agencies for Relief in Asia) により生活困難者救済用として奇糧

軍事保護院

を受けてゐるララ救済物資(食糧・砂糖・醫藥品等)は昨年十月第一輸入港以來去る五月三日第七輸入港までその總計約二、五〇〇屯で聯合軍政高司令部の寛容に基き順次全島における生活困難者を救済してゐる。但し各都道府縣を通じて無償給與し着々収束を期してゐるか今後とも月少くとも五〇〇屯は寄贈される見込でありその数量ともにらみ合せ配分範圍、配分先を厳選し不正配分・積流し等不祥事件の起無を期し、救済者の救済につとめて奇糧團體の好意に應へるべく努力中である。

答 問

救済用物資配給の現況如何  
救済用として配給されておる物資につきましては元軍用一類  
及新規生産衣類とラララ救済物資の三種類があります  
(1)元軍用衣類

終戦後の社会状況の急激なる変化特に生活必需物資の不足及  
それに伴ふ異状な物價騰貴によりまして食糧を申すにおよば  
ず衣類に極端に困難を來しております引揚者、戦災者、未引  
揚者の留守家族等の生活困窮者に対しまして元軍用衣類を運  
合軍最高司令部より放出の許可を受けまして衣類を昨年  
嚴寒期二月に約三百十萬點、本年三月に約三百九十萬點、合  
計六百萬點を無償給與致し乾パン、食糧の食糧につきまして  
は主食食糧の缺配、運配が特に著しかつた昨年七月に乾パン約  
二百八十五萬點、糶約六百萬點を給與致し更に十二月に殘  
量の乾パン約二十八萬點、糶約一、一五〇萬點の給與を請  
始して概ね四月末迄に配給を完了したのであります

(2)新規生産衣類

社会局

以上元軍用衣類にも限度がありましたのでその全部の放出後の拵  
置と致しまして衣類につきましては纖維資材逼迫の中より商  
工官局の協力により二十一年度第四、四半期に於て約百三十  
一萬點を各府縣を通じ配給中であり、二十二年度分には約  
約千九十五萬點の新規生産品を逐次配給する予定になつてお  
ります

(3)ラララ救済物資

「ラララ」と云いますのは *Relief in Paris* 即ち亞細亞救済公認団体の  
頭文字をとつた通稱でこの団体には米國における十三の民間  
社会事業団体が加盟して組織されて居りました之等に關して

ある人々の厚意を表はすものとして日本の生活困窮者に贈ら  
れて來る物資を「ラララ」救済物資と稱してあります  
そして此の物資は政府の行ふ査閲と關聯を保ちその補助では  
なく追加として扱はれるもので原則として扶養者なき乳幼児  
兒童、浮浪兒、結核療養患者、引揚者、戦災者等の施設に收

容されてゐる者に對し配分されず、その施設の選衛はララ代表として日本に派遣されてゐる米國フレンド奉仕委員會のミス・ローズ、教會世界奉仕團のバット氏、全米キリソリツリ福社のフアザー・マツキツプの三氏を中心として日本の社會事業家及厚生省の關係官等からなる中央委員會の選衛の上重點的に配分されるものであります。

配分される物資は食糧品、衣料品、醫藥品で昨年十月第一船入港以來六月一日現在に於きまして第十船入港しておりその内訳は

食糧品	約	一、九五九トン
衣料品	約	五三一トン
醫藥品		四〇トン
計		二、五三〇トン

であり東京都外三十六區は配分完了し目下岩手縣外八區の比較的震災を蒙らなかつた區に對しては配分中であります。

社會局

尙此の他に全圖十三の續療養所、東京、千葉、神奈川の學校給食用として配分された他、特に南海地方の震災罹災者及青森、飯田、那珂湊の火災罹災者にも夫々物資を急送致し最近に大大府縣の女學校、女子専門學校在學中の引揚者、罹災者の學生に迄及ぼしてあります。今日迄に配給を受けた施設数は約一、二〇〇ヶ所、施設給與を受けた人員は約一二萬人に達して居る状況であります。

天皇、皇后兩陛下に於かれても此の物資につきましましては特に苦心をお寄せになり五月十五日には社會局長をお召の上概況を聞き召されたのであります。其の際特に右に對する感謝の方法に付特に御下問を拜したのであります。更に五月十九日には米團派遣の三委員に拜謁を賜り感謝のお言葉を親しく述べられた次第でありまして日本政府としても此の厚意にそむかぬ物資の保管、輸送等には警戒を嚴にし萬遺憾なきを期してあり特に配分状況、消費の状況、感謝の状況等は文書、写真を以て米團派遣の三委員を通じて寄贈團體へ報告してあり

社会局

まずが更に詳細を映書によつて報告すべくその映書も仕上げ  
了致しましたので近く米國向差出し又國內に於ても上映され  
る予定になつております

引揚援護院

裏面白紙



兒童局所管事項

- 一 兒童福祉法案に關する件
- 一 浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護兒童の保護に關する件
- 一 母子保健に關する件

軍事保護院

一 児童福祉法案に關する件

現下の社會狀勢下においては、児童の福祉を一段と増進することは、喫緊の要務でありこれが施策としては現行児童保護單行法規を一元化するとともに更に擴充した總合法規を作成する要があるのに鑑み、政府はこれか具体策について、昨年十二月中央社會事業委員會に諮問し本年一月二十五日児童福祉法案要綱の答申を得たのである。

政府はこれに基いて去る第九十二帝國議會に提出すべく「児童福祉法案」を準備したのであるが、會期等の都合により提出されるに至らなかつたが、更にその内容に研究検討を加へ今次の國會に提出すべく準備中である。

軍事保護院

一 浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護児童保護に關する件

現下極めて困難な社會狀勢のため浮浪兒、孤兒、不良少年等不幸な児童が少くないので、從來存する少年救護法による少年救護院（全國を遍じ五〇ヶ所）の他に六大都市所在都府縣及び福岡縣の主要府縣に重點を置いて浮浪兒保護施設の整備等につとめて来たのであるが、更にこの保護の根本的措置を講ずる必要があるため、この種児童保護に必要な各種機關及び各種施設の整備等必要な施策を、今次國會に提案準備を急いでゐる「児童福祉法案」に含ませることとしてゐる。

一 母子の保健に關する件

(1) 妊産婦の保健衛生に關する事項

昭和十七年度より妊産婦手帳規程（昭和十七年七月十三日厚生省令第三十五號）により妊婦の届出をなさしめ、妊産婦手帳を交付し醫師又は助産婦につき診察及保健指導を受けしめると共に必需品の確保其の他特別の保護を行いつつあり。

（四）死産の届出制に關する事項

一九四六年三月十四日逓合軍最高司令部より帝國政府宛「人口動態統計整備案に關する件」他三四の指令に基き母子保健の向上を圖り死産の實情を明かにする目的を以て同年九月三十日厚生省令第四十二號死産の届出に關する規程を公布十月一日より施行せり。

（五）乳幼児及未就學兒童の保健衛生に關する事項

昭和十四年度以降全國乳幼児の診査指導を實施し來りたるも更に十七年度より國民体力法（昭和十五年四月八日法律第一〇五號）の規定に基き之が義務的体力検査を行い必需栄養品の確保其の他特別の保護育成を加え我國乳幼児死亡の減少に寄與をなした。而るに國家財政上二十一年度より本件豫算は計上されな  
い  
が、現下の乳幼児保健の重要性に鑑み各都道府縣を督勵し、恩賜財團母子愛育會等と協力これが實施を圖りつつあり。

### 児童福祉法案 (昭和二十二年三月)

すべて児童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その資質及び環境に應じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない。

すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない。

すべて児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、必要があるときは、國が保護者に代つてその責任を負う。

國及び公共團體は、保護者の責任遂行を積極的に助長し、そのさまたげとなる因子を排除するように努めなければならない。

これは児童福祉の原理であり、この原理は、すべて児童に關する法律の施行にあつて常に尊重されなければならない。

### 第一章 總 則

#### 第一節 通 則

第一條 この法律において児童とは、十八歳に満たない者を、乳兒とは一歳に満たない者を、幼兒とは一歳以上十歳に満たない者を、児童教育法施行後は小學校、就學の始期に

達するまでの者をいう。

第二條 この法律において妊産婦とは、第十八條の規定により妊娠の届出をした女子及び出産後一年以内の女子をいう。

第三條 この法律において保護者とは、親権者、親権者のないときは、後見人又は後見人の職務をおこなう者をいう。

#### 第二節 児童福祉委員会

第四條 次の各號の事項を調査審議するため、児童福祉委員会を置く。

一 児童福祉の原理を具現するために必要な事項  
二 この法律その他の法令の規定で児童福祉委員会の権限とされた事項

三 児童福祉に關する關係網の連絡調整に關する事項  
四 その他児童福祉に關し必要な事項

児童福祉委員会は、児童福祉に關し行政廳の諮問に答へ又は意見を具申することができる。

第五條 児童福祉委員会は、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会とする。

児童福祉委員会に關しては、この法律で定めるものの外、勅令でこれを定める。

第六條 次の各號の事務に従事させるため、児童委員

2/0

を置く。

- 一 児童の健康の増進又は文化の向上に關する事項
- 二 妊産婦の保健に關する事項
- 三 第三十五條第一項各號の一に該當する児童の養育、療育又は救護に關する事項
- 四 その他妊産婦及び児童の福祉に關する事項

第七條 児童委員は、社会事業、警察、教育又は宗教關係者、その他適當な者のうちよりこれを委嘱する。前項の規定による委員の外、民生委員会による民生委員は児童委員とする。

第八條 児童委員は、その職務の執行について都道府県又は、特別市の長(児童相談所長、養育院長、療育院長又は救護院長が第三十八條の規定により第三十五條第一項第七號の規定による権限を委任されたときは、児童相談所長、養育院長、療育院長又は救護院長)の指揮監督を受ける。

市町村長は、児童委員に對して、その職務の執行に對して必要な指示をすることができる。

第九條 児童委員は、これを名譽職又は有給とする。

第十條 児童委員に關しては、この法律で定めるものの外、勅令でこれを定める。

第四節 児童相談所

第十一條 都道府県又は特別市は、命令の定めるところ

により、児童相談所を設置しなければならない。

第十二條 児童相談所は、次の各號の全部又は一部の事業をおこなう。

- 一 児童の健康増進及び文化向上の指導に關する事項
- 二 妊産婦の保健指導に關する事項
- 三 第三十三條各號の規定による児童の鑑別に關する事項
- 四 その他妊産婦及び児童の福祉に關する事項

第十三條 保健所には児童相談所を附設する。

児童相談所は、命令の定めるところにより、學校、養育院、療育院、救護院その他適當と認められる施設にこれを附設することができる。

第十四條 児童相談所に關しては、この法律に定められるものの外、勅令でこれを定める。

第五節 職員養成

第十五條 國又は公共團體は、勅令の定めるところにより、この法律により、児童福祉に關する職務に従事する職員を養成する。

前項の規定による養成のため、勅令の定めるところにより、職員養成所を設置することができる。

前項の規定による職員養成所は、事情により、命令の定めるところにより、適當な施設にこれを附設することができる。

## 第二章 健康及び文化

### 第一節 通則

第十六條 國及び公共團體は、児童及び妊産婦に對し、その健康保持のために必要な最低限度の娯樂を興へ、保健施設及び文化施設を利用することができる機会を提供することに努めなければならない。

第十七條 公の機關及び物資配給業者は、前條の規定による目的を達成するよう措置しなければならない。

厚生大臣は、前條の規定による目的を達成するため必要があるときは、中央児童福祉委員会の意見を聞き、勅令の定める公益法人に對し、児童及び妊産婦の必需物資の生産及び配給をおこなわせることができる。前項の規定による生産及び配給は、勅令の定めるところにより、厚生大臣の指示に従いこれをしなければならない。

第二節 妊産婦

第十八條 妊娠した女子は、勅令の定めるところにより、都道府県又は特別市の長に妊娠の届出をしなければならない。

第十九條 妊産婦は、命令の定めるところにより、無償で健康診査を受けることができる。

第二十條 都道府県又は特別市の長は、第十八條の規定

による届出をする女子に對して、妊産婦手帳を交付する。前條の規定により、妊産婦の健康診査をした者は、命令の定めるところにより、妊産婦手帳に妊産婦の保健指導に必要な事項を記載しなければならない。

妊産婦手帳は、行政廳の定めるところにより、妊産育兒に必要な物資の配給その他妊産婦及び乳兒の保護のため必要があるときにこれを使用する。

前三項の規定の外、妊産婦手帳に關しては、命令でこれを定める。

第二十一條 公共團體又は私人で妊産婦を收容して出産及びその前後の療養をさせる施設(以下産院という)を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、都道府県又は特別市に對し、都道府県の長は、地方児童福祉委員会の意見を聞き、市町村に對し、産院の設置を命ずることができる。

産院に關しては、この法律で定められるものの外、勅令で定める。

第三節 児童

第二十二條 公共團體又は私人で、乳兒を收容して養育間を通じ、これを保育する施設(以下乳兒院という)を設

第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

乳児院は、産院にこれを附設することができる。

前條第二項及び第三項の規定は乳児院についてこれを準用する。

第二十三條 乳児院は、乳児の保護者が、その乳児の收容を願ひ出るとき、又は第三十五條第一項第六號の規定による保護を受けぬ乳児があるとき、その乳児の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十四條 公共團體又は私人で、學校教育法の規定による養護學校にも就學することができない虚弱児を收容して、その心身とともに健やかにする施設（以下健児院といふ）を設置し、第五十一條ないし、第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、健児院についてこれを準用する。

第二十五條 健児院は、虚弱児の保護者が、その虚弱児の收容を願ひ出るとき、その虚弱児の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十六條 健児院においては、命令の定めるところによ

り、學校教育法の規定による學校教育に準ずる教育をほどこし、所定の教科を修めた者に對して、學校教育法の規定による教育を終了した者と認定することができる。

第二十七條 公共團體又は私人で、乳児又は幼児の保護者の委託を受けて、その委託する時間中、乳児又は幼児を保育する施設（以下保育所といふ）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、保育所についてこれを準用する。

第二十八條 保育所は、乳児又は幼児の保護者が、その乳児又は幼児の委託を願ひ出るときこれをこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

保育所は、乳児又は幼児以外の児童の保護者が、その児童を保育所に委託することを願ひ出るとき、その委託を受けることができない。

第二十九條 保育所には、保健を置く外なるべく醫師、齒科醫師又は保健婦を置く。

前項の保健の任用條件、教養施設その他の事項に關しては、命令でこれを定める。

第三十條 公共團體又は私人で児童の健康を増進し、又はその文化を向上させる児童遊園、觀覽施設その他の施設（以下健康文化施設といふ）を設置し、第五十一條な

いし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、健康文化施設についてこれを準用する。

第三十一條 何人も次の各號の一に該當する業務又は行為をしてはならない。

- 一 心身の正常でない児童を觀覽に供する行為
- 二 児童にこじき又は淫行をさせる行為
- 三 児童を用いてこじきをする業務
- 四 公衆の觀望を目的として、十四歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる業務
- 五 戸戸について又は道路で、十四歳に満たない児童に歌謡、遊藝その他の演技をさせる業務
- 六 十四歳に満たない児童に、煙草、女給その他酒問の世話させる業務
- 七 児童に、前各號の規定による業務又は行為をさせるために、児童を他の處に移す行為
- 八 児童の福祉増進を目的とせず、その他の目的のための、児童をあずかり又は誘う行為
- 九 その他児童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある業務又は行為であつて、中央兒童福祉委員會の意見を聞き、厚生大臣が定めるもの

前項の規定の外、都道府縣又は特別市の長は、地方兒

童福祉委員會の意見を聞き、児童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある業務又は行為を禁止することができる。

第三章 保護

第三十二條 次の各號の一に該當する児童を認めた者は、命令の定めるところにより、これを第三十三條第三號の規定による事業を行う児童相談所に通告しなければならない。

- 一 精神の欠陥又は身体の著しい機能障害により、正常の生活を営むことができないもの
- 二 不良行為をし、又は不良行為をするおそれがあるもの
- 三 前二號に該當するものの外、保護者又は現に監護する者（以下保護責任者といふ）のないもの又は保護責任者の監視の適當でないもの

第三十三條 前條の規定による児童相談所の長は、前條の規定による通告があつたとき又は前條各號の一に該當する児童を發見したとき、児童を識別して次の各號の一に分類しなければならない。

- 一 學校教育法の規定により、就學することができないもの
- 二 前條第一號に該當するもの

- 三 少年審判所の審判に付することを適當と認めるもの
- 四 前條第二號に該當する児童で、前號に該當しないもの
- 五 前三號に該當しない児童で、第三十五條の規定による保護を必要とするもの
- 六 第三十五條の規定による保護を必要としないもの
- 七 第三十四條 前條の規定による児童相談所の長は、前條第一號に該當する児童を、その児童の居住する市町村の市町村長に、前條第三號に該當する児童を少年審判所に通告し、前條第二號、第四號又は第五號に該當する児童の鑑別の結果を都道府縣又は特別市の長に報告しなければならない。
- 第三十五條 都道府縣又は特別市の長は、前條の報告のあつたとき、児童相談所の長にこれをもたせ、児童に對して、次の各號の一の保護を又はこれをあわせてすることができる。
  - 一 児童に訓戒を加え、又は改心の誓約書を提出させること。このときは、なるべく保護責任者もしくは附添人を立ち合わせ、又は保護責任者に誓約書に連署させること
  - 二 児童の保護責任者に訓戒を加え、又は児童保護改善の誓約書を提出させること
  - 三 児童を條件をつけて保護責任者にわたすこと

- 四 児童の保護責任者が保護者でないときは、児童を保護者にわたすこと
- 五 児童を里親、親族等の家庭、寺院、教會その他適當なものに委託すること
- 六 乳兒院もしくは養育院に児童を收容し、児童の收容を委託し、又は命令の定めるところにより、療育院もしくは救護院に児童を送ること
- 七 児童又は保護責任者を児童委員に指導させること
- 八 児童の保護者の貧困のため、第三十三條第二號ないし第五號に該當する児童があるときは、命令の定めるところにより、生活保護法第四條の規定による市町村長に對し、同法第十一條の規定による保護について必要な命令をすること。但し、前條の規定により少年審判所に通告し又は前各號の保護をすることのみでたと認めるときは、この限りでないこと
- 前項第四號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、いつでもこれを取り消し又は變更することができる。
- 第三十六條 児童に對して前條第一項第四號ないし第六號の規定による保護をするときは、その保護責任者の意見を聞いて、これをおこない、その意見に反して保護するときは、地方児童福祉委員の意見を問かなければならない。

第三十七條 第三十五條第一項第三號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、第一條の規定にかかわらず、児童が二十歳に至るまで（第三十二條第一號の規定による児童については、勅令の定める期間の満了するまで）その保護を繼續することができる。

第三十八條 都道府縣又は特別市の長は、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護をし又は第三十五條第二項の規定により、これを取り消し、もしくは變更する権限の全部又は一部を、命令の定めるところにより、児童相談所長、養育院長、療育院長又は救護院長に委任することができる。

第三十九條 第三十三條第一號又は第六號に該當する児童を、第三十三條の規定による分類の決定に至るまで、第三十三條第三號に該當する児童を、少年法第三十七條の規定による処分もしくは少年審判所の審判の開始に至るまで、又は第三十三條第二號、第四號もしくは第五號に該當する児童を第三十五條第一項の規定による保護の決定に至るまで（以下第三十三條各號の一に該當する児童を、それぞれの場合の決定に至るまでという）一時保護するために、都道府縣又は特別市は、勅令の定めるところにより、一時保護所を設置しなければならない。

第四十條 児童相談所長は、第三十三條各號の一に該當する児童を、それぞれの處置の決定に至るまで、事情に従

い、命令の定めるところにより、一時保護所その他適當な施設において、又は適當な者に委託して、これを一時保護することができる。

前項の規定による一時保護は、いつでもこれを取り消し又は變更することができる。一時保護について必要な事項は、この法律で定めるものの外、命令でこれを定める。

第二十一條第二項及び第三項の規定は、養育院についてこれを準用する。

第四十二條 都道府縣又は特別市の長は、第三十二條第三號に該當する児童を養育することを希望する私人であつて、地方児童福祉委員の意見を聞き、適當と認められるものを里親として、命令の定めるところにより、これを登録しなければならない。

第四十三條 國は、第三十三條第二號に該當する児童を收容して、これを療育する施設（以下療育院という）を、及び第三十三條第四號に該當する児童を收容して、これを救護する施設（以下救護院という）をそれぞれ必要な

場所を設置する。

第二十一條第三項の規定は、療育院及び救護院について、これを準用する。

第四十四條 養育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、養育院に送られた児童の、療育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、療育院に送られた児童の、又は保護責任者より收容の願出があつた児童の、救護院は、第三十五條第一項第六號の規定により、又は民法第八百八十二條の規定により、救護院に送られた児童の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りではない。

第四十五條 乳児院長、養育院長又は救護院長は、勅令の定めるところにより、收容した児童に對して親権をおこなう。但し、児童に親権者又は後見人があり、且つ、その監護が適當であると認めるときは、児童の財産の管理については、その限りでない。

第四十六條 第二十六條の規定は、療育院及び救護院についてこれを準用する。

第四十七條 公共團體又は私人で、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護を受け終つた者を事後補導する施設(以下事後補導施設という)を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條第二項及び第三項の規定は事後補導施設について、これを準用する。

#### 第四章 費用

第四十八條 中央児童福祉委員會及び妊産婦手帳に要する費用は、國庫の負担とする。

第四十九條 地方児童福祉委員會、児童委員、第三十五條の規定による保護、第四十條の規定による一時保護及び第四十二條の規定による登録に要する費用は、勅令の定めるところにより、都道府縣又は特別市が、これを負担する。

第五十條 第十五條第一項の規定による養成に要する費用は、これをおこなう者の負担とする。

第五十一條 國庫は、次の費用に對して、勅令の定めるところにより、その十分の五ないし十分の八を補助する。  
一 第五十條の規定により、都道府縣又は特別市の負担

二 前條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用(但し、設備費を除く)

第五十二條 國庫は、第五十條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用のうち、設備費に對して、勅令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

第五十三條 都道府縣又は特別市は、第五十一條第二號の規定による費用に對しては、その十分の一ないし四分の一を、前條の規定による費用に對しては、その四分の一を、勅令の定めるところにより、補助しなければならない。

第五十四條 第四十九條又は第五十條の規定により、次の各號の一の費用を負担する者は、勅令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を、児童もしくは事後補導施設に收容される者又はその保護責任者より、徴収することができる。

一 第三十五條第一項第五號又は第六號の規定による委託に要する費用

二 第四十條の規定による一時保護に要する費用

三 産院、乳児院、健兒院、保育所、養育院、療育院、救護院又は事後補導施設に收容した者に要する費用

前項の規定による費用の徴収は、児童もしくは、事後

補導施設に收容される者又はその保護者の居住地又は財産所在地の都道府縣又は特別市の長又は市町村長に、これを帰託することができる。

第五十五條 この法律又は、この法律にもとづく命令により、行政廳の認可を受けた者が、この法律、この法律にもとづく命令又はこれにもとづく命令に違反して、第五十六條の各號に掲げる土地建築物に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、右料でこれを課せらるる者に對してはこの限りでない。

一 主として、この法律による産院、乳児院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる建物

二 前項に掲げる建物の敷地、その他主として、この法律による産院、乳児院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土地

第五十七條 第三十一條第一項又は第二項の規定に違反す



る者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前項の規定による處罰を免れることができない。但し、過失のないときはこの限りでない。

第三十一條第一項又は第二項の規定に違反する行為をした者が、事業主のためにした者であるときは、その者を罰する外、事業主に對して第一項の規定による罰金刑を科する。但し、事業主又は事業の經營者が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

事業主又は事業の經營者が、違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつたとき、もしくは違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときに、事業主又は事業の經營者も行為者として處罰する。

第五十八條 次の各號の一に該当する者が、理由なくその職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏したときは、これを六月以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處する。

- 一 中央児童福祉委員會又は地方児童福祉委員會の委員又は委員であつた者
- 二 児童委員又は児童委員であつた者
- 三 児童相談所、乳児院、一時保護所、養育院、保育

院、又は教養院において児童の保護その他の事務に従事し又は従事した者

四 妊産婦の健康診査に従事し又は従事した者

五 その他この法律施行に従事し又は従事した公務員又は公務員であつた者

前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第五十九條 この法律のうち町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

#### 附 則

第六十條 この法律を施行する期日は勅令でこれを定める。

第六十一條 児童虐待防止法及び少年保護法は、これを廢する。

第六十二條 この法律施行の際、現存する国立少年教護院及び都道府縣立少年教護院は、この法律により、設置する教護院とみなし、その在院者は、これを第四十四條の規定により教護院に收容された児童とみなす。

勞政局所管事項

(昭二二五)

- 一、中央勞働委員會委員の改選に關する件
- 二、勞働組合法改正に關する件
- 三、勞働問題の啓蒙宣傳に關する件
- 四、勞働教育諮問委員會の設置に關する件
- 五、勞働行政關係職員の教育訓練に關する件
- 六、内外勞働事情の調査に關する件

軍事保護院

一、中央労働委員会委員の改選に関する件

中央労働委員会委員の任期は去る二月末日を以て満了してゐる、次期委員については既に労働者代表及び使用者代表の委員候補者の決定を見、第三者委員候補者についても労資双方の同意を得たのであるが、中央公職適否審査委員会の審査が完了しない爲、未だ正式委嘱に到つてゐない。速に委嘱出来るよう目下關係方面とが御中である。

軍事保護院

一、労働組合法改正に關する件

昭和二十年十二月二十一日法申第五十一號を以て制定され翌年三月一日より施行された労働組合法は、連合閣最高司令部に招聘された労働諮問委員會の勧告もあり、より健全な労働組合運動の進展のために同法中に改正すべき點があると言ふ見地から、廣く輿論に問ひ、目下その改正について準備を取進めてゐる。

二、労働問題の啓蒙宣傳に關する件

労働組合の健全なる發展を圖るため、廣く國民各層に正確公正な情報を提供し、労働に關する知識を向上せしめると共に政府施策の徹底を期するため、週刊労働、労働叢書、しをりの發行、ボスター反壟斷の指示、各都道府縣管内に労働文庫を設置せしめる等の措置を積極的に講じてゐる。

## 軍事保護院

三、労働教育諮問委員會の設置に關する件

労働に關する教育の普及及促進を圖ることには、緊要であるので、労働教育に對する政府の應取方針について、民間關係者の意見を充分に聽いて、これを民主的に決定するため、労働教育諮問委員會設置要綱を定め、この設置について目下準備中である。

四、労働行政關係職員の教育訓練に關する件

労働行政の進歩を遂行を圖るため、現職の職員及新採用職員二、〇〇〇名に對し昭和二十三年二月迄にはその教育を終了すべく目下實施中である。

五、内外労働事情の調査に關する件

労働協会の調査なる調査を固るため、これか資料の提供を目的として、国内各新聞紙及雑誌より労働に關する事項を摘録し、編輯月報を作製して労働行政關係員に配付してゐるの外、G.H.M.及その他協会の方面からの好意による資料を得て既に「アメリカに於ける労働協会の實際」及「民主的労働組合主義とアメリカの労働組合規約」、一ソ連の労働事情」等を發行した外、目下「諸外國に於ける労働者に對する利潤分配」の依頼調査を行つてあり、今後G.H.M.その他連合軍用その他より資料を得て、各國の労働事情について調査研究を以進める計畫である。

軍事保護院

- 一 労働基準法の施行について
- 一 労働保護官署開設準備について
- 一 給與審議會について
- 一 給與政策について
- 一 勞務用物資について
- 一 労働省設置の場合における労働統計機構の擴充について

軍事保護院

一 労働基準法の施行について  
労働基準法は、第九十二回帝國議會で成立したので、これが施行について、七月を目途として目下命令の制定その他の事項について準備中である。

一 労働保護官署の開設準備について  
労働基準法の施行は、各都道府縣毎に労働基準局を設け、又これが第一線機關として、労働基準監督署を設置して實施せしめるのであるが、これがため、去る五月二日より本省及び各都道府縣毎に労働基準局を開設して目下職員を採用、建物の整備等に當りつつある。尙労働基準監督署は、本法施行と同時に開設する豫定である。

一 給與審議會について

(1) 三月末以來第一及第二小委員會を設け、給與に關する一般方針及給與基準策定計劃につき研究中のところ、去る五月二日成案を得たので之を準備會總會に諮る要あるも、目下司令部關係官と委員會決定案につきその瞭解を求めてゐる。

(2) 給與審議會はその第一回會合に於いて中立委員の構成に關し紛議を生じた爲準備會として開催中であるが、紛議の中心となつた三名の政黨代表中立委員は議會解散に依り自然罷任のまま現在に及んでゐる。

給與審議會正式開催の爲の中立委員補充の機會に右委員構成問題を改める要がある。

一 給與政策について

三月七日附マツクアーサー書簡を契機とする物價及賃金に關する統制問題については夫々關係當局に於て研究中である

### 軍事保護院

一 勞務用物資について

地方勞働基準局の設置に伴ひ從來都道府縣で行つてゐた勞務用物資配給事務を移管することになつたので之が關係豫算について目下追加豫算要求中である

一、労働省設置の場合における労働統計機構の擴充について

現在の労働統計については総務省統計局に於て一般的基本的統計調査を又専門的技術的統計調査は労働統計課で行ふ外労働局、労働基準局、職業安定局の各課で夫々行つてゐるが、労働統計組織の擴充と統一は労働省設置の場合に於ては基本的重要な事項として考慮されねばならぬので目下當課に於ては現在の労働統計課を擴充強化したる労働統計調査局の設立に關する所管事項並に豫算的措置に付いて準備中であつて、統計機構等關係資料は別紙の通りである。

尚總務省統計局よりの労働統計の移管に關つては來だ具體案決定せず司令部關係において研究中である。

軍事保護院



職業安定法所定事項

- 一、職業安定法の制定に関する件
- 一、公共職業安定所に関する件
- 一、公共職業訓練に関する件
- 一、失業の現況に関する件
- 一、重要産業労務の調整に関する件
- 一、遊就労方不足に関する件
- 一、一般職業紹介成績に関する件
- 一、職業指導施設に関する件
- 一、中央職業紹介委員会に関する件
- 一、中央失業対策委員会に関する件
- 一、関係団体に関する件
- 一、職業行政関係職員の新修制度強化拡充に関する件

厚生省

一 敵艦安葬法の制定に關する件

現下の事變に即應し後継紹介事案その他敵艦事案の協定なる懸念を避るため現行敵艦紹介法はこれを廢止し新に敵艦安葬法の制定を來る特別國會に提案すべくこれの準備を急めつゝあり。

軍事保護院

一 公共職業安定所に関する事項

従来勤勞署として雇調紹介事務を取扱つて來たが昭和二十二年四月八日勅令第百十八號により職業の確保と産業の興隆に密與するようにな務の公平且つ適正に配當されることを目的として新に公共職業安定所が設置せられた。その概要は左の通りである。

(イ) 公共職業安定所の沿革

(別紙(一))

(ロ) 公共職業安定所設置数

職業安定所 本所 四五五 分所 七七

厚生省

労働安定所 本所 八九 分所 一八

(ハ) 職員定数は左の通り

区分	定員			職能	雇員	備人	計
	事務員	技官	官				
公共職業安定所	三四八	二九	六	一八四	四、一七九	六四二	一〇、〇一〇
公共労働安定所	六〇	一	一	一四二四	八五〇	一七四	二、九五八
計	四〇八	二九	六	二、六〇八	五、〇二九	八一六	一二、九六八

注 前表職業安定所係別紙(三)参照

(ニ) 豫算

公共職業安定所 八八、五二四、〇〇〇

公共労働安定所 三五、三〇六、〇〇〇

計 一二三、八三〇、〇〇〇

職業安定法草案

第一章

総則

(法律の目的)

(昭三三、五、一九  
職業安定局)

第一條 この法律は、國家にとつて尊重される労働力が、最も有効に發揮される

よう、各人に、その有する能力に適當する職業に就く機会を与へること

より、職業の安定を計り、産業の興隆に寄与することを目的とする。

(職業選擇の自由)

第二條 何人も、公共の福祉に及しむる限り、自由に且つ希望して、

その有する能力に、最も適當する職業を選擇する權利を妨げらるるない。

(就業強要の禁止)

第三條 何人も、その意に及する職業に就くことを強要されるない。

(均等待遇)

第四條 何人も、職業に就く場合、人種、國籍、性別、宗教、信條、社会

的身分、従前の職業又は労働組合の組合員たること若しくはその組合員

たる理由として、いかなる差別的な取扱ひも受けない。

(労働力の配置)

第五條 政府は、労働市場の必要に基いて、労働力が適正に配置されるよう

裏面白紙

一 努めなければならぬ。

(事業及び施設による雇傭安定)

第六條 政府は、失業者に対し、その雇傭の一時的安定を計るため伊等

あるときは、事業及び施設を興し、これに能う限り多数の失業者を使用す

るよう努めなければならぬ。

(事業又は行爲の制限)

第七條 何人も、この法律の定めるところによらなければ、職業紹介事業

労働者の募集及び労働者供給事業を、行ふことができない。

第二章 公共職業安定所

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導その他この法律の施

行に關する事務を掌らしめしむるために、無料に公共に奉仕する公共職業

安定所を設置する。

公共職業安定所は、主務大臣の管理に属する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄區域、事務取扱の範圍及び職員の

定員その他公共職業安定所について必要なる事項は、政令でこれを定める。

(公共職業安定所の利用促進)

第九條 政府は、公共職業安定所について能く限り多数の者が、自由に且つ

希望してこれを利用するように、その位置、設備、職員の執務態度

その他事務執行の方法に關し、たえずこれを改善工夫に努めなければ

ならない。

(職員の責務)

第十條 公共職業安定所の職員は、自己が公共に奉仕する者である

責務を自覺し、その利用者に対し懇切丁寧を旨とし、公正且つ適

送付取扱ひをいしり水はなすなり。

(一) 送付取扱ひに對する便益供与施設)

第一條 政府の公共職業安定所に求職者に對する便益供与又

その就業に必要施設を設けたり水はなすなり。

裏面白紙

第三章 職業紹介事業

(定義)

第十三條 この法律で職業紹介とは求人又は求職の申込を受け、求人者  
と求職者との間における雇傭関係又は使用関係の成立を、斡旋  
することをいふ。

無料公益の原則

第十四條 何人も、有料又は營利の職業紹介事業を行うことが出来ない。  
(公平の原則)

第十五條 職業紹介を行うに当たっては、求人者又は求職者について、  
必要事項を調査し、その結果を、必要事項

(重要産業に對する労働者の充足)

第十六條 政府は、職業紹介事業を行うにあたり、特に國家にとり重要  
な産業に對し、その必要とする労働者の充足を努めなければならない。

(求人者の申込)

第十七條 公益職業安定所は、いかなる求人者の申込についても、これを受理  
しなければならない。但し求人者の申込の内容が、法令に違反するときは、又は

著るしく不適当であると認めるときは、その申込の受理を取消すること  
が出来る。



公共職業安定所が必要であると認めるときは、求人者に対し、その求  
人数、採用地域、労働条件、紹介期間、その他求人条件について、即言す  
ることが出来る。

(求職の申込)

第十七條 公共職業安定所は、かかる求職の申込についても、これを受  
理しなければならぬ。

公共職業安定所が必要であると認めるときは、求人者に対し、その就職  
先、就職条件、就職地、その他求職条件について、即言することが出来る。

(申込受理の制限)

第十八條 公共職業安定所は、現に争議行為発注中の工場事業

場その他、場前よりの求人申込、又はその工場事業場その他の場前

被備中の労働者の求職の申込は、これを受理し得ない。  
(労働条件等の明示)

第十九條

求人者は求人申込に、  
公共職業安定所は、紹介に

あたり、求人者に対し、賃金、労働時間その他労働条件及び求職

者、従事する業務の内容を、明示しなければならぬ。

(紹介)

第三十條 公共職業安定所は、求人條件及び求職条件を調査し、

求人者については、その申込の内容に合致する求職者を紹介し、求職者

については、その申込の内容に合致する求人者に、これを紹介するよつに

努めをせらるべきこと。

求人又は求職の申込を受けた後、その申込に關係ある工場事業場と

との場所において、爭議行為が發生した場合、その求人者には、求職

者、その求職者には、求人者を、紹介してはならぬ。

(求人及び求職の開始)

第三十一條 公共職業安定所は、勞働市場の状況を調査し、その必

要に度、得るよう、求人及び求職の開始に努めをせらるべきこと。

(政府以外の者が行う職業紹介事業)

第三十二條 政府以外の者が、職業紹介事業を行はうとするときは、

主務大臣の許可を受けなければならぬ。前項の職業紹介事業を行つ  
者は、かかる名義においても、報償として、手数料若し他の財物又は利益を受けたりする  
第三十三條 第三十二條の規定は、この條の職業紹介事業を行

府に於て、これを準用する。前三項に定めあるものの外、この條の職業  
紹介事業について必要なる事項は、政令でこれを定める。

(禁止行為)

第二十三條

職業紹介事業を行う者は、左に掲げる行為を  
はなす。

一 事業に關して誇大又は虚偽の廣告又は揭示をなすこと。

二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体に自由を不当に拘束す

る手段によつて、本人の意思に反して斡施<sup>旋</sup>すること。

三 風俗を紊る虞ある行為をなすこと。爲に就職を勧誘する

四 不正又は虚偽の條件を呈示して、就職を勧誘すること。

五 求職者を實在しない業務に斡施<sup>旋</sup>すること。

六 労働條件が法令に違反する工場、事業場その他の場所に斡  
施<sup>旋</sup>すること。

使用者の承諾を得ずして、被傭者の労働者を勧誘し、延命

裏面白紙

施し、又は使用者を勸諭して、その使用中の労働者を解雇せ

しめ、若しくはその意思に反して、これを他に譲渡すること。

八職務上知りたる人の身分又は秘密に属する事項を他に漏

洩すること。

(施行規程)

第二十四條 この章に規定するものの外、政府の行、新業の

事業につき必要事項は、政令でこれを定める。

第四章 職業指導

(定義)

第二十五条 この法律で職業指導とは、職業に就かうとする者及び職業に就いて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、その職業に就くことについて必要な指導を行うことをいう。

第二十六条 政府は各条の職業指導を行うための職業指導官を置く。

(職業指導官)

職業指導官の資格及び職務については、政令でこれを定める。

(施行規程)

第二十七条 この章の規定するものの外、職業指導に関する事項は、政令でこれを定める。

第五章 職業補導事業

(定義)

第二十八條

この法律で職業補導とは、特別の知識及び技能を必要とする

職業に就くことを希望する者について、その職業に就くことを容易にするた

めに、職業に関する知識及び技能を授けたことをいう。

(原則)

第二十九條

職業補導は、労働市場の要求に適する職業の知識及び技能

について行われなければならない。

特別の補導を加えたことを必要とする者に対する職業補導は、特にその

者の個人的事蹟に適する職業の知識及び技能について行われなければならない。

(政府の職業補導事業)

第三十條

政府は、職業補導事業を行うために、職業補導所を設置して自

らこれを經營し、又は公共団体若しくは公益団体に、その經營を委託

することができる。

(政府以外の者の行う職業補導事業)

第三十一條

政府以外の者が政令で定めた基準に該当する職業補導事業

を行はうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の職業補導事業について必要事項は、政令でこれを定める。

(國庫の補助)

第三十二條 前條の職業輔導事業に要する経費に關しては國庫の補助を受けることとする。

全部又は一部を補助することとする。

(無料の原則)

第三十三條 第三十條及び第三十一條の職業輔導事業は、無料でこれを行

はなければならない。但し、第三十條の規定する職業輔導事業に於いて

は、主務大臣の認可を受け、輔導を受けた者より授業料を徴収すること

ができる。

(施行規定)

第三十四條 この章で定めたものの外、職業輔導事業に關し必要とする

政令でこれを定める。

第六章 労働者の募集

(定義)

第三十五條

この法律で労働者の募集とは労働者を雇傭しようとする者が

自ら又は他人に委託して労働者に対してその被傭者となることを勧誘する

こととす。

(文書等による募集)

第三十六條

何人も新聞若しくは雑誌その他刊行物に掲載する広告又は文書

の掲出若しくは頒布による労働者の募集は自由にこれを行ふことが出来る。

(文書等による募集の制限)

第三十七條

主務大臣が第五條の規定に基づいて必要であると認めるときは前條

の規定を労働者に対して場所又は地域を指定して労働者の募集を閉すこと

書の掲出又は頒布を制限することが出来る。

(委託募集)

第三十八條

労働者を雇傭しようとする者がその被傭者その他の使用人以外

の者に委託して労働者の募集を行はうとするときは主務大臣の許可を受

けなければならない。

(自己募集)

第三十九條

労働者を雇傭しようとする者が自ら又はその被傭者その他の使用

人を通じて労働者の募集を行はうとするときは当該労働者がその募集に



懲ずるため、その任所又は居所のを変更を必要とする場合は限り、主務大臣の許可を受けなければならぬ。  
(許可の條件)

第四十條 主務大臣は前二条の規定により労働者の募集を許可するにあたり募集人員、募集区域、その他募集方法に關し必要な指示を與へることが出来る。

(募集従事者の制限)

第四十一條 第三十八條の規定により労働者の募集に従事する者又は第三

十九條の規定により労働者の募集に従事する者は、その任所又は居所に二以上の労働者の募集に従事してはならない。

第四十二條 第四十一條の規定により労働者の募集に従事する者は、その任所又は居所に二以上の労働者の募集に従事してはならない。  
(報償受領の禁止)

第四十三條 労働者の募集を行つる者は、募集に従事する被傭者その他の使用人に対し、いかなる名義においても、募集の報償として、金銭その他の財物を給するてはならない。  
(金銭その他の給與の禁止)

第四十四條 労働者の募集を行つる者は、募集に従事する被傭者その他の使用人に対し、いかなる名義においても、募集の報償として、金銭その他の財物を給するてはならない。

第四十五條 第四十四條の規定により労働者の募集に従事する者については、主務大臣の許可を得て、その報償以外のものについて同様である。

(労働条件等の明示禁止行為等)

第四十四條 第十八條、第十九條及び第二十三條の規定は、労働者の募集

を行う者はこれに従事する者の行う募集について、これを準用する。

第二十條第二項の規定は、第三十七條の場合を除いて、労働者の募集を行ふ者

又はこれに従事する者の行う募集について、これを準用する。

(又本誌の禁止)

第四十五條 第三十八條又は第三十九條の規定により労働者の募集を行ふ者

とする者は、その募集又は他人に委託するはならない。

(施行規程)

第四十六條 この章に定めよもの外労働者の募集に関し必要な事項

は政令でこれを定める。

(供給の対価受領の禁止)

第五十一條 第四十九條第一項の労働者の組合は、労働者の供給を受けざる者又は

組合員より、いかなる名義においても、供給の対価として、手数料その他の

財物又は利益を受けたりはならない。

(労働者供給の禁止 禁止行為等)

第五十二條 第十八條、第十九條、第二十條、第二項及び第二十三條の規定は、

九條第一項の労働者の組合の行う労働者供給事業について、これを準用する。  
(施行規定)

第五十三條 この章に定めらるるものの外、労働者供給事業に關し必要は事項は

政令でこれを定める。

第七章 労働者供給事業

(定義)

第四十七條

この法律で労働者供給事業とは、労働者を使用しようとする者の求めに応じて、その雇傭若しくは使用する又はその用に属する労働者を供給する事業という。

(労働者の供給事業の禁止)

第四十八條 何人も労働者供給事業を行ってはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十九條 前條の規定にかかわらず、その雇する労働者を供給することを

主目的とする労働者の組合は、専ら且つ営利を目的としなければ、その組合員を供給する場合に限り、労働者供給事業を行ふことが出来る。

前項の労働者供給事業を行はうとする労働者の組合は、主務大臣の許可をうけなければならぬ。

(労働者供給の制限)

第五十條 主務大臣が必要と認めるときは、前條の労働者の組合に

對し労働者の供給先、供給人員に關し、必要の指示を予えることが出来る。

第八章 行政機関

(職業安定事務局)

第五十四條

政府は、公共職業安定所の監督及びその業務の連絡その他

この法律に關する事務を掌理するに、數個の都道府縣を管轄區域

として、職業安定事務局を設置し得ることがある。

職業安定事務局は、主務大臣の管理に屬する。

職業安定事務局の位置、名稱、管轄區域及び職員之定員、其他職業安定

事務局に關する必要の事項は、政令でこれを定める。

第五十五條

職業安定事務局長は、主務大臣の指揮監督を受ける。この法律に

施行に關する事項については、都道府縣知事を指揮監督すると共に、公共

職業安定所の監督及びその業務の連絡その他この法律の施行に關する

事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

都道府縣知事は、この法律の施行に關する事項については、主務大臣又は職業

安定事務局長の指揮監督を受け、公共職業安定所長の指揮監督及び公共職業安定所の業務の連絡統一その他この法律の施行に關する事務を掌り所屬の職員を指揮する。

公共職業安定所長は、職業安定事務局長又は都道府縣知事の指揮監督を受け、所務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

(市町村長の職務)

第五十六條 市町村長(政令で指定する市については市長以下同様とする。以下

公共職業安定所長の指示に従い、左の業務を行う。

一 公共職業安定所に直接申込むことのできない求人又は求職の申込に

これを公共職業安定所に取次ぐこと。

二 求人者又は求職者の身本調査その他に關し、公共職業安定所長が

照会があつた場合、これを調査すること。

三 公共職業安定所の通報する求人について、これを周知させること。

（職業安定委員会）

第二十七條 政府は、この法律の施行及び改正に關する事項を審議するため、主

務省、職業安定事務局及び都道府縣に職業安定委員会を置く。

職業安定委員会は、主務大臣、職業安定事務局長又は都道府縣知事

の推薦に應ずるの外、必要に應じ關係行政廳に建議することが出来る。

職業安定委員会の委員は、労働者を代表し得る者、使用者を代表し

得る者、及び政府を代表し得る者について、当該行政廳がこれを任命する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同数とする。

前四項に定めるものの外、職業安定委員会に於て必要の事項は、政令で

これを定める。

（職業安定委員）

第二十八條 政府は、公共職業安定所の業務を補助させるために、公共職業

安定所に職業安定委員を置く。

職業安定委員は、公共職業安定所の管轄区域に於て、労働者を代表し得る

者、使用者を代表し得る者及び由り識経験ある者について、主務大臣がこれを委嘱する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同数とする。

第五十九條 職業委員は名譽職とし、これを法令により公務に従事する

職員とみなす。

第六十條 職業委員は公共職業安定所長の指揮監督を受け、左の業務を行う。

一 職業に就くことについて啓蒙及び宣傳をなすこと。

二 失業の情報を集つめ、これを公共職業安定所長に報告すること。

三 公共職業安定所に直接由らぬことのできない求人又は求職の申込をうけ、これを

公共職業安定所長に取次ぐこと。

四 その他公共職業安定所の業務に關し補助を求められた事項について、公共

職業安定所長を補助すること。

第六十一條 前三條に定めるものの外、職業委員については必要の事項は政令でこれを定める。



第九章 監督

(報告義務)

第六十二條 公共職業安定所長が必要であると認めるときは、労働者の

雇入又は解雇に関し、労働者を雇傭又は使用する工場事業場その

他の場所から報告を徴することができる。

(報告書類、帳簿の提出、唱書等)

第六十三條 当該官吏は、許可又は認可を受け職業紹介事業、職業指導

事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、業務に

関する報告を徴し若し必要を著し、帳簿の提出を求め、又はその事

務所若しは事業所の造極し、業務の状況若しは書類、帳簿その他

物件を検査することができる。

(事業の停止又は許可、認可の取消)

第六十四條 主務大臣は、許可又は認可を受けて職業紹介事業、職業指

導事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者が、法令若し

しはこれに基く処分を違反し、又は公益を害する虞があるとき、認可

その事業若しは行為を停止し、又は許可若しは認可を取消すること

ができる。

第十章 雑則

(公共職業安定所職員の教養訓練)

第十五条

政府は、その行う職業紹介事業、

職業指導、職業補

導事業、

その他この法律の施行に關する事務に従事する職

員の教養訓練を行うため、必要な施設を設けなければなら

ない。

前項の施設に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

(市町村長の行う業務に対する国庫補助)

第十六条

国家は、第十五条の規定により市町村長の行う

業務に必要な経費について、補助することとができる。

(主務大臣の職権委任)

第十七条

この法律に定める主務大臣の職権は、政令の定めるところ

により、この法律を施行する責任のある行政庁に委任する

こととができる。

(船員職業紹介事業)

第十八条 この法律は、  
条の規定を除き、  
船員職業  
紹介事業にはこれを適用しない。

裏面白紙

第十一章 罰則

第六十九條 第二十三條第二号又は第二号ノ規定に違反した者

は、一年以上十年以下ノ懲役又は二十円以上三万円以下ノ罰金に処する。

第七十條 第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十條、

第四十一條ノ規定に違反した者ハ、一年以上十年以下ノ懲役又は二十万円以下ノ罰金に処する。

第七十一條 左ノ各号ノ一に該当する者ハ、六月以下ノ懲役又は二十円以下ノ罰金に処する。

一 第二十二條第一項乃至第三項、第二十三條第一号若しくは第二

十條、第二十四條乃至第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條、

第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、

第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條ノ規定に違反した者。

二 第三十二條第四項、第三十三條第一項、第三十四條及び第三十五條の規定に基づいて発する政令に違反した者

第三十七條の規定に基づく制限及び第三十八條又は第三十九條の規定に基づく指示に違反した者

四 第三十二條の規定による公共職業安定所長の要求があつた場合において報告をせず又は虚偽の報告をした者

第三十三條の規定による当該官定業務があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、書類帳簿の提出をせず、又は虚偽の記載をした書類帳簿の提出をし、又は臨検、検査を拒み、若しくは妨げた者

第三十三條の規定による当該官定業務があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、書類帳簿の提出をせず、又は虚偽の記載をした書類帳簿の提出をし、又は臨検、検査を拒み、若しくは妨げた者

カ七十二条 この法律の違反行為をした者が法人又は人の業務に  
ついて当該法人又は人のために行爲をした代理人、使用人その他  
他の従業者である場合においては、法人又は人に対しては  
各本条の罰金刑と科す。但し、法人又は人（法人である  
場合においてはその代表者、営業に用いる成年者と同一の  
能力を有する者）が禁治産者である場合には  
おいては、その法定代理人とする。以下の条において同様  
である。）が、違反の防止に必要な措置をした場合において  
は、この限りではない。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置  
を講じなかつた場合、若しくは違反行為を知り、その防止に  
必要な措置を講じなかつた場合、又は違反行為を遂行するに  
おいては、当該法人又は人も行為者として罰する。

裏面白紙

附則

第七十三条 この法律は、公布の日よりこれを施行す  
る。但しこの法律施行の際現に労働者供給事業  
を行つた者は、この法律施行後六月を限り、その事業  
を行つたことがせらる。

一 公共安定所の沿革

昭和十三年七月一日 職業紹介所第一次監督移管（一九六所）

十一月十九日 職業紹介所第二次監督移管（一八八所）

昭和十四年 四月一日 六大都市及北九州労働管紹介所統合に依り二

四所減す

十一月二十日 職業紹介所増設二所

昭和十五年四月一日 三所

七月一日 一〇所

十二月二十日 三所

昭和十六年 二月一日 國民職業指導所（國民労働指導所）と改稱

厚生省

七月一日 國民職業指導所増設五所

十二月二十四日 六一所

昭和十七年 三月十日 一一三所

國民労働指導所廢止一八所

昭和十八年 五月十七日 國民職業指導所増設一所

昭和十九年 三月一日 國民労働指導所と改稱

昭和二十年 七月一日 國民労働指導所四六署改

（全署長に地方事務官を配したるに由る）

十月六日 労働署と改稱（現在四八四署沖繩を除く）

昭和二十二年 二月一日 労働署三〇署廢止



昭和二十二年 三月十六日 日僱勤勞署八六署新設

四月一日 (官名改正し事務官技官となり二級、三級の別を除く)

五月一日 (船員運搬紹介に関する事務分離)

十月七日 勤勞署二署 (一般、日僱各一署) 増設

(現在数五四二署沖編を除く)

昭和二十二年 四月八日 公共勤勞安定所設置

(現在数 勤勞安定所 四八五五)

厚生省

一 公共事業に關する件

(一) 昭和二十一年度公共事業は昨年十月より豫算六五億圓を以て産業再建と失業者の吸收活用に直接寄與する生産的事業の遂行に努め來たり、本年三月迄の被済延人員は一此報告未達の分を除き延人員六一、三五二、三四九名に及んで居る。被済豫定延人員は七千六百萬を超えるのであつたが、労働者に支拂はれる賃金は物價昂貴の影響をも受け豫算面よりの確定人員を下廻る実績を示して居る公共事業の開始に伴ひ勞務配置の総合調整、失業者の就勞促進及び勞務査察を目的として厚生省に失業対策本部を設け、勞務の調査企畫を第一部において、勞務の査察を第二部において擔當し、

厚生省

なお進んで産業再建の基本的問題たる電源開發調査を失業者吸收の面より計畫し目下民間團體をして調査を續行せしめつゝある。又各府縣毎に失業対策實施本部を設置せしめ中央に準じ、勞務配置の総合的調整、企畫、査察等を天々實施せしめて居る。

□ 本年度公共事業は總豫算九五圓を以て既に着手して居り、延三億三千九百六萬四千八百八十三名の被済を豫定してゐる。

諸物價の昂貴に伴ひ本年度は賃金の豫算単價は一人一日三〇圓として昨年度と同様地方の實情に基じた賃金の操作を認めて居る。

昭和22年3月份 公共事業實施狀況報告 (職業安定會函課)

事業種目	年度內勞務 定額人員	事業箇所数					労務者使用 定額人員	同上に対する就業人員			事業施行 平均日数	
		總数	地方官 廳	地方官 署	地方官 支所	地方官 委託		區分	勤勞者紹介	其他		計
農業 水利土地 改良渠溝 施設等	544,225	2,013	國	788	直營	1,025	870,736	延	677,452	697,485	7,652,269	23.1
			府縣	1,225	委託	2,997		平均	27,471	363,961	391,432	
住宅 整理地下 土木	3,876,215	4,103	國	42	直營	2,378	1,711,409	延	116,398	1,371,264	1,487,662	24.6
			府縣	1,533	委託	718		平均	5,113	53,494	58,609	
河川 土木	34,606,638	6,753	國	911	直營	3,004	4,731,451	延	452,161	3,572,834	4,025,795	24.1
			府縣	2,792	委託	305		平均	17,484	148,029	165,513	
産業 道路	177,503,99	2,991	國	28	直營	1,012	2,218,694	延	268,130	1,477,251	1,962,381	24.6
			府縣	17,877	委託	132		平均	10,144	57,382	68,026	
官廳 復旧	1,834,524	1,892	國	136	直營	1,406	417,030	延	30,173	328,221	358,394	25.5
			府縣	1,523	委託	28		平均	1,080	13,010	14,090	
官廳 復旧	2,135,87	1,145	國	109	直營	1,617	425,759	延	142,574	227,126	371,670	24.8
			府縣	1,512	委託	1		平均	14,531	11,200	25,737	
小計	177,113,898	37,321	國	1,589	直營	17,692	184,107	延	1,686,858	13,977,151	15,663,867	24.4
農業 共同作業 施設	110,834	198	府縣	139	委託	34	10,724	延	3,905	477	4,402	24.3
			府縣	77	委託	1		平均	75,823	647,582	723,405	
共同 作業施設	305,187	758	府縣	10	委託	558	12,186	延	11,215	7,819	21,032	24.4
			府縣	272	委託	350		平均	3,238	15	3,253	
各種 調查指導	454,012	574	府縣	5	委託	574	15,472	延	3,238	15	3,253	26.0
			府縣	563	委託	2		平均	18,358	10,329	28,687	
小計	870,035	1,510	府縣	19	委託	1,214	67,585	延	18,358	10,329	28,687	24.7
合計	1,205,839,33	38,831	府縣	2,776	委託	1,568	1,848,029	延	74,181	657,911	952,092	27.6
			府縣	2,076	委託	1,379		平均	94,181	657,911	952,092	

備考 京都 大阪 長崎 奈良 山梨 高知 二府 四縣 了 除 久

裏面白紙

一、失業者の現状に関する件

一、失業者の推計

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎として推計するとき

昭和二十一年十一月末現在 推計 1,081,000

昭和二十二年九月末現在 推計 1,000,000

(2) 昭和二十一年十月中旬勤労者において推計したもの

合計 1,100,000

男 1,000,000

女 100,000

二、失業者の推計方法

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎とする方法

(イ) 完全失業者 1,100,000

(ロ) 一日乃至七日働いた従用人、業主 1,000,000

(ハ) 二二、四、二六から二二、一一、三一までに発生する失業者 1,000,000

(ニ) 外よりの復員並びに引揚 1,000,000

(ホ) 略奪及び最近蓄積せらるべき軍需品等打切りの結果生ずるべき企業廃業に伴ひ発生するものと考へられる失業者 1,000,000

(註) 二二、四、二六から二二、三一までに海外より復員又は引揚たもの

陸軍軍人 一、四六三、〇九三  
海軍軍人 一、〇二八、四〇八  
引揚居留民 一、六五五、九一六  
甲種五等有業軍人 五、九〇〇  
七六〇、〇六五は失業とする。

(イ) 二二、一、一以後二二、九、三〇までに発生する失業者 1,000,000

(ロ) 海外よりの復員並びに引揚 1,000,000

(ハ) 三月末卒業する国卒者中就職希望者 100,000

(註) 陸軍軍人 八六五、五八八  
海軍軍人 七〇、二九〇  
引揚居留民 六三〇、七五二  
甲種五等有業軍人 五、九一五  
五五五は失業とする。

(イ) 二二、五、一より二二、一一、三一までに就職希望するもの 1,000,000

(ロ) 二二、一より二二、一〇の十ヶ月に勤労界を遊じて就職したもの 1,000,000

(ハ) 右期間中に就職した全数 1,000,000

(註) 勤勞者を以て採用されたものは、前掲の勤勞者の二二、七%

(三) 右期間の就職者中定着した数

(註) 新規採用者中定着するものは、一、十%  
五月より二月の八ヶ月間の就業定着率は、十分の八  
二二、一以後二二、九までに就業定着するもの  
(註) 前項と同一標準による。  
昭和二十一年二月末日現在失業者は、(一) 十四、一%  
昭和二十二年九月末日現在失業者は、(一) 十八、一%  
(註) 昭和二十一年十月末日現在失業率に對して、前掲のものに比して、  
イ 二二、一〇 平均の就業率は、前掲に比して、  
イ 二二、一〇 平均の就業率は、前掲に比して、

男 二一七、九九〇  
女 一九、五三九  
計 一九六、五三〇

(註) 全国的に勤勞者を採用せざるものも、  
(註) 勤勞者採用率 (男二二、六% 女二二、〇%)

男 二一七、九九〇  
女 一九、五三九  
計 一九六、五三〇

イ 二二、一〇 平均の就業率は、前掲に比して、  
昭和二十一年七月末日現在失業率は、東京、神奈川、愛知

東京、大阪、兵庫、福岡、北海道の八都府県より、  
前項と同一資料により半年間の就職加数六六、一八六なるにより定着率は、  
加数に對する雇入数即ち四四、七%となる。  
一 職業紹介の面より見た失業の状況  
(1) 本年一月より十一月までの間における職業紹介の状況は

イ 定着率男女計四、七%

一 職業紹介の面より見た失業の状況

(1) 本年一月より十一月までの間における職業紹介の状況は

求人者数 一八四、一四二  
就職者数 一〇、一四〇  
就職者数に對する求人者数の割合は 五、五%

求人者数に對する就職者数の割合は 七、四、三%  
就職者数に對する求人者数の割合は 五、六、五%

① 求職者数よりも求人者数が常に多いこと及び求人者数は求職者数に比べて求職者数が多過ぎると云ふ奇異な現象を呈してゐる。

② この現象は

- 一 所謂閑散費等による収入が正業定額に比しての収入よりも多額に上るので正常な勤労意欲を持たない失業者が増加して交遊にでたこと。
- 一 求人と求職との條件のギャップが大いいため実易に適合ができないこと等の理由に因るものと考へられる。

③ 次に最近の求人及求職の一般的傾向を説明すれば

- ① 求人者側の傾向を見るに次の如き傾向が自立してゐる。
  - 一 求人者側として熟練者、経歴者又は年少の熟練工を望み家族の多いもの、高給者を好まない。
  - 一 両者間の関係から特に近距離求職者を好む。
  - 一 遠方に求つては経歴主義を以て選ぶ傾向が強い。
  - 一 職種では事務職員の求人は増んだ勢い。
- ② 求職者の傾向を見るに次の如き傾向が自立してゐる。
  - 一 求人の変更する暇を設け難きと有する者は非常に少く。

④ 最近の食糧、住宅事情等を反影して両者間の求職の密着して居るところを特に注目する。

- ① 職種としては事務職を希望する者が多い。
- ② 近時特に壮年層の求職者が多い者の求職者が多くを占めてゐる。
- ③ 求職者の勤労意欲を見るに引續き、最近の賃金上昇及び壮年層の求職は特に職業的求職して居る。
- ④ 女子は男子に比しは求職で困難を感ずる者が多い。

重要産業労働の斡旋充足に関する件

(1) 炭礦労働

終戦後極度に減少して出炭激減の最大基因となつた炭礦労働者の確保については昭和二十年十月二十五日の石炭緊急対策に関する閣議決定に基き職業紹介機關はその全機能を舉げて所要労働の確保に當り所期の成績を納めて來たが炭礦に於ける受入施設の整備が進捗しない等の爲二十一年度第二、四半期減産労働充足が困難となつて來たので關係方面と連絡して種々対策を講じてその完全確保を圖つてゐる。

軍事保護院

炭礦労働斡旋状況

期	要員数	斡旋数
昭和二十年 第一、四半期	50,000	47,020
昭和二十年 第二、四半期	47,000	46,220
昭和二十一年 第一、四半期	47,000	45,220
昭和二十一年 第二、四半期	47,000	44,220
昭和二十二年 第一、四半期	47,000	43,220
昭和二十二年 第二、四半期	47,000	42,220

(四) 戦後労働

昇返り物資生産の首位を占める戦後産業労働確保の緊急性に鑑みその戦後要領を定めて戦後紹介機関の積極的活動を圖ると共に民間人を主體とした戦後労働處理委員会の協力を求めその働滑な戦後処置に當つてゐるが、その戦後は本労働の特殊性により仲々容易ではない。

戦後労働は従前よりその給源を主として連綿地の農山漁村に依存しているもので聯合國軍司令部より勸告の次第もありこれを是正して工場近接地域より出來得る限り採用するよう求人者を指導しつゝ關係者一體となりその完全充足につとめてゐる。

軍事保護院

戦後産業労働者戦後状況

昭和二十一年度	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	需要数	戦後数
第一、四半期	第一、四半期	第一、四半期	第一、四半期	第一、四半期	101,337	71,486
第二、四半期	第二、四半期	第二、四半期	第二、四半期	第二、四半期	97,616	80,532
第三、四半期	第三、四半期	第三、四半期	第三、四半期	第三、四半期	92,768	75,991
第四、四半期	第四、四半期	第四、四半期	第四、四半期	第四、四半期	94,316	79,987
昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年		84,611	
第一、四半期	第一、四半期	第一、四半期	第一、四半期		84,611	



一進駐軍勞務充足に關する件

所屬勞務

昭和二十年九月聯合國軍が本土進駐以來日を送りてその需要は増  
加し昭和二十二年三月中に於ける一日平均勞務要求数は一〇八  
六名となつて居りそれに對する供出数は一〇二〇〇名充足率  
九三・五である。聯合國軍關係勞務の完全充足を圖る爲に「勞務  
充足に關する件」厚生省令が定められ所屬命令、從業命令が發し  
うるよりになつて居るが從業命令は原則として發令せず所屬命令  
も勞務確保上已むを得ない場合に限りこれを行方針である。  
尙勞務充足困難な地方では一部勞務供給業者を利用してゐるとこ  
ろもあつたが公共勞務安定所の臺灣演習と相俟つて勞務供給業者  
の介在を排除して聯合國軍勞務は一元的に職業紹介機關に於て全  
責任を以て轉嫁してゐる

軍事保護院

一 一般職業紹介成績に關する件

終戦と同時に戦時の強力な統制措置から急角度に轉回して本来の姿に返つた職業紹介事業は關係規程の制定、公共職業安定所の整備により漸次軌道に乗り出し昭和二十一年中に於ける求人数は三〇二萬人、求職者数は二二三萬人、就職者数は一二八萬人を數へるに至つた。

昭和二十二年一月中に於ける取扱數（日僱勞務を除く）を産業別に申れば次の如くである。

厚生省

	求人數	求職者數	就職者數
農 業	11,100	5,111	5,111
水 産 業	11,100	1,111	1,111
鑛 業	1,100	2,100	1,100
工 業	11,100	9,100	11,100
商 業	11,100	1,100	11,100
運輸通信業	1,100	1,100	1,100
自由業	1,100	1,100	1,100
公 務	11,100	1,100	1,100
家事業	1,100	1,100	1,100

	1940	1941	1942
其他の産業			
公共事業			
計			

厚生省

一 職業輔導並授産事業に関する件

現下の失業状況に鑑み、其の施策の一つであり、然も公共事業として職業輔導並に授産事業を實施して居る。

昭和二十二年度に於ては

イ) 職業輔導所四二五ヶ所、この豫算額一、一、二、四、一、〇〇〇圓

ロ) 授産共同作業施設三〇〇ヶ所、この豫算額一、五、〇〇〇、〇〇〇圓

ハ) 授産共同作業特別施設新設七〇ヶ所（前年度一、一、八ヶ所設置）この豫算額一、一、〇〇〇、〇〇〇圓であるが、この施設については聯合國軍司令部と目下折衝中である。

軍事保護院

一 職業紹介委員会に關する件

職業行政の整備刷新を圖るため昭和十三年六月二十九日勅令第  
四百五十三號を以て職業紹介委員会官制が公布せられ即日試  
せられたか爾來審議の由を處ねること七回本年一月十七日職業  
紹介法の改正に關する答申を厚生大臣に提出せり。

現在委員の氏名は別紙の通りであるが委員中公職退職に該當す  
るもの及び國會に議席を有する者については取めてその資格に  
つき検討を行ひつつあり。

厚生省

中央朱榮新介委員會委員名單

使用者代表

日産土木株式會社  
 北海道安永汽船株式會社  
 日本糖業協會  
 勞動者代表

全日交通運輸聯合會  
 日本労働組合連合會  
 全通運輸聯合會

東京帝國大學  
 元學生會

東京帝國大學教授  
 元學生會

評

厚生省 大田  
 厚生省 武田  
 厚生省 岩倉  
 厚生省 佐藤  
 厚生省 久松  
 厚生省 山崎  
 厚生省 高橋  
 厚生省 田中  
 厚生省 鈴木  
 厚生省 小島  
 厚生省 渡辺  
 厚生省 原

加藤 正  
 藤田 年  
 末 壽  
 平 治  
 一 作  
 山崎 正  
 高橋 年  
 田中 壽  
 鈴木 治  
 小島 作  
 渡辺 正  
 原 年  
 大田 壽  
 武田 治  
 岩倉 作  
 佐藤 正  
 久松 年  
 山崎 壽  
 高橋 治  
 田中 作  
 鈴木 正  
 小島 年  
 渡辺 壽  
 原 治

伊藤 高  
 武田 年  
 岩倉 壽  
 佐藤 治  
 久松 作  
 山崎 正  
 高橋 年  
 田中 壽  
 鈴木 治  
 小島 作  
 渡辺 正  
 原 年  
 大田 壽  
 武田 治  
 岩倉 作  
 佐藤 正  
 久松 年  
 山崎 壽  
 高橋 治  
 田中 作  
 鈴木 正  
 小島 年  
 渡辺 壽  
 原 治

一中央失業対策委員會に關する件

終戦後に於ける失業問題の重要性に鑑みこれが対策に關し、民間學識経験者の知能経験を活用し富政黨問題解決に資するため昭和二十年十二月三日勅令第百九十七號をもつて失業対策委員會官制が公布せられ即日施行せられたのであるが、翌十二月四日第一回委員會開會を閉座し、失業対策に關する根本方針の審議を開始し爾來小委員會に於て審議を重ねること數回同年六月二十一日第二回委員會開會に於て一應根本方針を決定し、これを厚生大臣に咨申今日に及んでいる。

厚生省

委員十四名、官廳員八名にして外に臨時委員七名かあり委員中一名は本人より辭表を提出し他の一名は資格審査の結果不適格と決定してゐるのであるが今回國會法の制定に伴ひ國會に議員を有する者については改めて國會の承認を要することとなつたので該當者については目下委員としての資格に全面的に再検討を加へつつあり

同委員氏名は別紙名簿の通りである。





一 關係施設に關する件

(1) 財團法人敬養協會

敬養協會の調査研究、遺棄遺棄者労働者の轉處を容易ならしむる爲の遺棄事情の周知宣傳、労働者の就職保護其の他敬養に關する必要なる事業を行ふ爲設立せられたるものであるが近く解散すべく準備中であり

(2) 財團法人敬養協會

敬養協會並に役員事務の啓蒙宣傳、調査研究其の他必要なる事業を行ふ爲昨年六月設立せられたるものにして全額國庫補助の下に目下活動を爲しつゝあり

軍事保護院

一 警察行政関係職員の研究制度強化並充に關する件

公共警察安定所職員には戦時中に採用せられた者が多く、且つこれに對する指導訓練の徹底化を缺いたためその教養素質が低下し、延いては公共警察安定所業務の運営に支障を與へるばかりでなく、一般に對する公共警察安定所の信用を失墜せしめる因をなしているので中堅及び新規職員の研究制度を強化並充しその質的充實と業務の飛躍的發展を圖らんとする。

尚 豫算額は中央、地方研修に要するものとして

四三二、五二五圓

實務研修に要する経費は適當な時期に追加豫算に計上する

厚生省

豫定である。

保険局所管事項

- 一 國民健康保險の現状とその対策に関する件
- 一 船員保險法の一部を改正する法律案に関する件
- 一 労働者災害補償保險法並びに健康保險法、厚生年金保險法の一部を改正する法律の實施に関する件

厚生省

一、國民健康保険の現状とその対策に関する件

國民健康保険は終戦後経済界変動の影響を受けてにはかに不振となったが、関係者の一路再建に付する努力と昨秋一億五千萬圓の國庫補助金の追加豫算を得て、稍小康を保つた様に見受けられたが、今春の社會保険診療報酬額、引上と保険診療の不同滑により、全國の國民健康保険組合は財政難と事業難のために、制度創設

厚生省

以來の最大の危機に達するに至り國民健康保険組合の大多數は今や存続の否かの岐路に直面しているのが、政府としては特に之が再建策の樹立及実施の必要がある。

(現状)

昭和二十二年二月十二日現在九、三三三組合の現状調査によれば  
事業活潑な組合数 一、七三三組合(一八%)  
事業普通な組合 四、七四七組合(五二%)  
事業不振な組合 一、九三八組合(二一%)  
事業休止組合 九、〇七組合(一〇%)  
である

然るに其の後事業不振又は休止組合は漸増の傾向に  
なつて、近く又豫想せられる社会保険診療報酬額の引  
上げが実施せられた場合は全国組合の半数以上は事業  
休止の止むなきに至ることが豫測されるに至っている

その対策については、  
国民健康保険組合刷新強化方策案  
と並んで、  
組合組織の刷新  
厚生省

(1) 組合役職員の刷新整備を圖る事

組合理事及び組合會議員の改選と実施して内部人  
事の刷新を圖ると共に事務<sup>職</sup>構の整備に付計畫

(2) 地方国民健康保険委員会設置

組合運営の合理化及び活動の促進を圖ること

(三) 事業内容の充実

(1) 保険医制度の合理化

現行保険医制度を廃止し、組合において個々の用

業医と診療につき契約して、嘱託医とする事、

(二) 組合直営診療所の設置を勧奨すること、

(三) 医薬品の社会保険診療実績による配給実施一節に

つき進んで実施する。

(四) 制度の趣旨普及と啓蒙宣傳

厚生省

言論報道機関等を利用して趣旨の普及徹底を

図る。

(五) 国庫補助費算定費

追加算定費を求め、目下基礎算定中

一、船員保険法の一部を改正する法律案に関する件

船員法の改正に伴い、その船舶所有者の災害補償の義務を船員保険法で行うこととし、所要の改正をする必要がある。目下その成案を急ぎ関係方面と折衝中である。なおこの法律案は第一回国會に提出しなければならぬ。

厚生省

一、労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律案に関する件

(一) 労働者災害補償保険法及び労働者災害補償保険特別會計法は、来る七月一日よりこれを施行すべく目下準備を進めている。

(二) 健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律は来る六月一日よりその一部を、労働者災害補償

保険法施行の日から全面的に施行すべく目下準備  
を進めている。

厚生省



引揚度以て新舊等別を定む

○校 長 司

- 一、 設備に關する事項
  - 二、 職員に關する事項
  - 三、 業務の進捗に關する事項
  - 四、 在外邦人の引揚状況に關する事項
  - 五、 在日外人の送還状況に關する事項
  - 六、 給与に關する事項
  - 七、 生計資金援助に關する事項
  - 八、 訓練及び福利施設に關する事項
  - 九、 引揚者且切實に關する事項
  - 一〇、 他一切取扱に關する事項
  - 一一、 上級官制に關する事項
  - 一二、 在府外に於ける取扱に關する事項
- 校 長 司
- 一、 外務省より海軍省までの内及外長に關する事項
  - 二、 海軍省に於ける取扱に關する事項
  - 三、 海軍省より送還者までの取扱に關する事項
  - 四、 引揚者の取扱に關する事項

軍 事 保 護 院

一、本軍に於ける事情

(1) 人員費・手新費

昭和二十二年度に於て引揚費の増減の事新を考慮する爲に此處に先づ  
務所と地方引揚費支局としての海軍外司分の人件費及び事務費一六、  
九二三、〇〇〇圓を計上したのであるが其の要佐を引揚費支局の支人  
能刀費と信託引揚費支局の支人に併し事務費支局の所要職員に於る内  
容を更に更に佐佐木引揚費支局の能刀費少額多引揚費支局の増止に依  
り手新費内容に要費を算し別紙の如き内容となつたのである。

引揚費支局の増減は昭和二十一年度同様、概ね二月であるが  
軍内に於て昭和二十二年度の増減は現在の動員率に基き、海軍省で増減は  
豫防費で天々計上することになつたので本紙としては、海軍省・海  
軍・海軍の四隊を計上したのである。その人員は一隊百三名、二隊  
百一十二名、三隊百一十九名、四隊百八十八名合計百八十二名である。

軍事保護院

地方引揚費支局については、海軍省・海軍の二司は一ヶ下ヶ佐世味・子  
の二司は十ヶ下ヶ、海軍は七ヶ下ヶを計上し其の人員は約二、五〇〇  
名である。

(2) 設備費

昭和二十二年度に於ては海外の引揚費を一、四二五、〇〇〇人とし  
てこれを以て海軍省の要員としてこれに要する経費を算し、一、三二二、  
〇五八、〇〇〇圓計上して、その主なる内容は別紙の通りである。

本、越冬住宅に関する事項

嚴冬期を控えて引揚者の生活は極度に窮迫の状態にあつたので本院に於ては昭和二十一年十月二十二日の閣議に基きこれ等引揚者の收容施設を設置することとなり総額二億六千五百七拾參萬參千円の國庫補助を都道府縣に交付してこれが対策の萬全を期した、資材、勞力等の關係で当初の予定より稍遅延したが二十一年度末をもつて夫々工事の完了を見た、大凡十七万人余の收容をなした。

七、生業資金融通に関する事項

引揚者は海外で修得した知識、經驗、技能を活かし引揚後直

厚生省

に再起の計画を樹て生産事業を企図しているがこれら引揚者の内適當なる事業計画を有しながら資産なきため実行困難なる者に資金を融通し生活再建の途を開かしめるため本事業を二十一年九月より実施した。なお事業主体は都道府縣とし貸付機關は庶民金庫とした、財源としては、國庫補助金三億円と庶民金庫出資金七億円を合せ十億円をこれに充当し原則として一世帯一人三千円（事業によつては五千円）以内で貸付を行つてゐるが利用者は日と共に増大し三月末貸付金額八億六千四百萬円を超え申込額は既に十三億五千三百萬円を突破し更に今後の引揚者等を考慮すれば右の十億円では到底適正

な貸付事業を実施して行けないので貸付目標を更に六億六千萬円増額してこれに対処することになった。尙右の六億六千万円の財源は庶民金庫の自己資金<sup>河為</sup>のため全額國庫より支出されることになっている。

一八、應急家財特別配給に関する事項

引揚者にして引揚後新に内地に世帯を構えた者で生活困難のため家財の購入をなし得ない者に対し一世帯五百円の範囲内で厨房用品及び繊維製品を無償で配給しこれら引揚者の生活<sup>基</sup>建の一助にした昭和二十一年度予算に三億五千萬円を計上しこれにて八六万世帯に配給したが引續き昭和二十二年分

厚生省

として昭和二十一年度未配給者及び年度中引揚者を合せ二〇万世帯に対し配給出来るよう昭和二十二年度予算に一億円を計上した。

一九、引揚者互助団体に関する事項

引揚者の互助団体は外地に於ける職域又は地域毎に総合的に各種の引揚者援護団体が簇生し個々に任意の活動を始め相互の連絡を欠き種々の害を生じたので本院の斡旋にて自主的機関として中央に引揚者団体全國連合会が組織され都道府縣には引揚者団体都道府縣連合会の設置を見各種の引揚者援護団体は総てこれに吸収統合され統制ある機関として引揚者の指

導に強力なる活動を行つてゐる。

丁、<sup>ス</sup>其の他<sup>引揚者の</sup>一般援護に関する事項

定着地に於ける引揚者に対する其の他の一般援護としては特に就労の問題があるがこれについては関係各省並に民間団体と緊密なる連絡をとり援護に力全を期して居る。なお今後の定着援護に関する重要な問題としてけ次の如きものがある。

(一) 在外資産を見返りとする資金貸付問題（大蔵省にて研究

中）

(二) 引揚者企業の育成問題

厚生省

昭和二十二年年度		厚 生 省	
科目	額	額	額
地方交付金	1,338,981.00	215,525	1,123,456.00
特別交付金	1,692,300.00	315,525	1,376,775
国庫支出金	2,699,560	210,000	2,489,560
地方債	8,276,300	△15,690	8,291,990
予備費	711,798	52,989	658,809
交際費	110,000	-	110,000
雑費	2,916,100	10,000	2,926,100
府庁費	1,058,100	56,933	1,011,167
保健費	979,033	17,900	961,133
教育費	581,000	13,731	567,269
警察費	1,111,000.00	-	1,111,000.00
予備費	1,087,750	-	1,087,750
雑費	1,070,155	-	1,070,155
地方債	1,110,000	-	1,110,000
府庁費	1,167,969	-	1,167,969
雑費	470,000	-	470,000

22

原 材 料	六 七 五 〇 〇
補 切 員 金 及 父 寸 金	八 一 一 六 六 五 一 〇
六 七 五 〇 〇	八 一 一 六 六 五 一 〇

厚  
生  
省





一、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

(1)

現下の空襲警報に非難的なる物以外については、殊に被害者及び遺失品を以つて、費用に供する義務を負つて、自らのシハリヤ方  
面より、被害者に対し、又は被害者を、救済せしめらるる  
等の義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる

(2)

九下の空襲警報に非難的なる物以外については、殊に被害者及び遺失品を以つて、費用に供する義務を負つて、自らのシハリヤ方  
面より、被害者に対し、又は被害者を、救済せしめらるる  
等の義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる

軍事保護院

(3)

九下の空襲警報に非難的なる物以外については、殊に被害者及び遺失品を以つて、費用に供する義務を負つて、自らのシハリヤ方  
面より、被害者に対し、又は被害者を、救済せしめらるる  
等の義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる

(1)

九下の空襲警報に非難的なる物以外については、殊に被害者及び遺失品を以つて、費用に供する義務を負つて、自らのシハリヤ方  
面より、被害者に対し、又は被害者を、救済せしめらるる  
等の義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる  
義務を負つて、被害者及び遺失品を、救済せしめらるる

されるので各職係方面へゆとりを依頼してやる

(2) 政 務

本年度第一、四半期才として十五萬張を削減されたので有償配  
給として各府縣に配分中

厚 生 省

一 檢護に關する事項

(1) 引揚檢護院は陸軍大臣の官廳に屬し今次の戦事に終結により陸外より引揚部人及び内地より内地以外の國境に引揚くる者の檢護院に檢護に關する事務を掌る事本院に於いては昭和二十一年三月二十二日檢護院の現任在任の二司官の檢護により事務を處理しつつある

檢護院 陸軍部 陸軍部 陸軍部 陸軍部

檢護院 陸軍部 陸軍部 陸軍部

向引揚檢護院に關する令旨は陸軍大臣の官廳に屬し今次の戦事に終結により陸外より引揚部人及び内地より内地以外の國境に引揚くる者の檢護院に檢護に關する事務を掌る事本院に於いては昭和二十一年三月二十二日檢護院の現任在任の二司官の檢護により事務を處理しつつある

向引揚檢護院に關する令旨は陸軍大臣の官廳に屬し今次の戦事に終結により陸外より引揚部人及び内地より内地以外の國境に引揚くる者の檢護院に檢護に關する事務を掌る事本院に於いては昭和二十一年三月二十二日檢護院の現任在任の二司官の檢護により事務を處理しつつある

軍事保護院

(2) 引揚の檢護院に關する令旨は陸軍大臣の官廳に屬し今次の戦事に終結により陸外より引揚部人及び内地より内地以外の國境に引揚くる者の檢護院に檢護に關する事務を掌る事本院に於いては昭和二十一年三月二十二日檢護院の現任在任の二司官の檢護により事務を處理しつつある

(3) 本軍の進行に可及る古軍軍使高司令官及び現任軍の軍人且つ檢護院の事務に關する令旨は陸軍大臣の官廳に屬し今次の戦事に終結により陸外より引揚部人及び内地より内地以外の國境に引揚くる者の檢護院に檢護に關する事務を掌る事本院に於いては昭和二十一年三月二十二日檢護院の現任在任の二司官の檢護により事務を處理しつつある

### 三、業務概要

連合軍最高司令部の指令に基き関係官廳協力の下に在外邦人の引揚及び在日外人の送還業務を実施致して居りますが業務課に於きましては引揚船の入港より引揚者が定着地に帰郷する迄に於ける受入業務並に之が應急援護及び送還者の居住地より出港に到る迄の送還業務を担当致して居ります

各地方引揚援護局に於ける引揚者の受入方法は概ね検査、携行品検査、宿泊、列車乗車の順序で実施せられますが宿舍におきましては持帰貨幣の交換、引揚証明書、無賃乗車券の交付、應急援護金、被服、日用品、携行食糧の給與等を行ふ他米軍に代

## 厚生省

依る引揚者の調査も行われて居ります

### 四、在外邦人の引揚状況

終戦時外地外國に居住する邦人にして内地に引揚を予想せられた者の数は約六百五十万人と推定せられたが本年四月末日迄の引揚者数は陸軍二、三〇七、四七九人海軍三一九、二四八人居留民二、七五〇、二四七人合計五百三十七万六千九百七十四人に達して居り、<sup>二、七五〇</sup>之を方面別に見ると中國台湾沖繩並に米軍占領下の南方地域に於ける引揚は一部の特殊事情者を除き概ね引揚完了し蘭印地区作業隊の引揚も現在配船中にして五月中に完了の予定であり英軍地区作業隊については六月末日迄

の引揚者数は指示されて居りますが以後の計画は未定の状況であります

樺太千島滿洲シベリヤ等のソ連占領下よりの引揚は、昨年十二月より一部の引揚が開始せられ現在引續き月五万程度の引揚を續行して居りますが尙大部分の残留者があります

之を要するに在外邦人の引揚は峠を越したが尙百万余の未引揚者を算する状況であります（引揚者数並残留者数調別紙参照）

#### 五、在日外人の送還状況

終戦以來内地より外地へ送還した者は朝鮮人、中華民國人、台湾僑民、北緯三十度以南の元沖繩縣及び鹿兒島縣諸島民を主

### 厚生省

とし其の他南方諸島人、イタリ人、ドイツ人、インドネシヤ人等でありましてその経過竝に実績は概ね別表に示す通り送還者数百二十二万二千八百六十二人に達して居ります

之等の送還につきましては復員者、集團勞務者等を最優先的に実施して來たのでありますが更に一般既住者についても昨年六月十八日全国的に実施した帰還登録に基いて逐次送還を行ひ、昨年十二月を以て一應計画的な送還を終了し本年に入つては之等の者の中疾病その他に依つて已むを得ず帰還し得なかつた若干名について適時送還しつつある状況であります

従ひまして本年度の送還予想は外地よりの引揚者にして日本

經由乘継帰還する者を除き殆んど予定せられて居らず僅かに已むを得ざる者及びドイツ人の第二次送還が残つてゐる状況であります

厚生省

○假使

一、外務より海軍艦までの船内仮設に關する件

引揚船に船内及有蓋手を乗船せしめ船内に於ける衛生状態の保護と引揚者の健康維持に留意させてゐる。同船外に洗滌する内職の糞尿及び洗濯物の汚物等、船内に於り各場所を汚染してゐる。

二、海軍艦に於ける衛生設備に關する件

各引揚船及同船に於ける衛生設備の調査結果に基き、衛生と共本船内より引揚船に至る間に於て衛生設備の充實より衛生設備を改良してゐる。

三、海軍艦より海軍艦までの船内仮設に關する件

海軍艦より海軍艦までの船内仮設に關しては、衛生設備の調査結果に基き、衛生と共本船内より海軍艦に至る間に於て衛生設備の充實より衛生設備を改良してゐる。

軍事保護院

四、引揚船の假設に關する件

引揚船の假設に關する件は、衛生と共本船内より海軍艦に至る間に於て衛生設備の充實より衛生設備を改良してゐる。引揚船の假設に關しては、衛生設備の調査結果に基き、衛生と共本船内より海軍艦に至る間に於て衛生設備の充實より衛生設備を改良してゐる。引揚船の假設に關しては、衛生設備の調査結果に基き、衛生と共本船内より海軍艦に至る間に於て衛生設備の充實より衛生設備を改良してゐる。

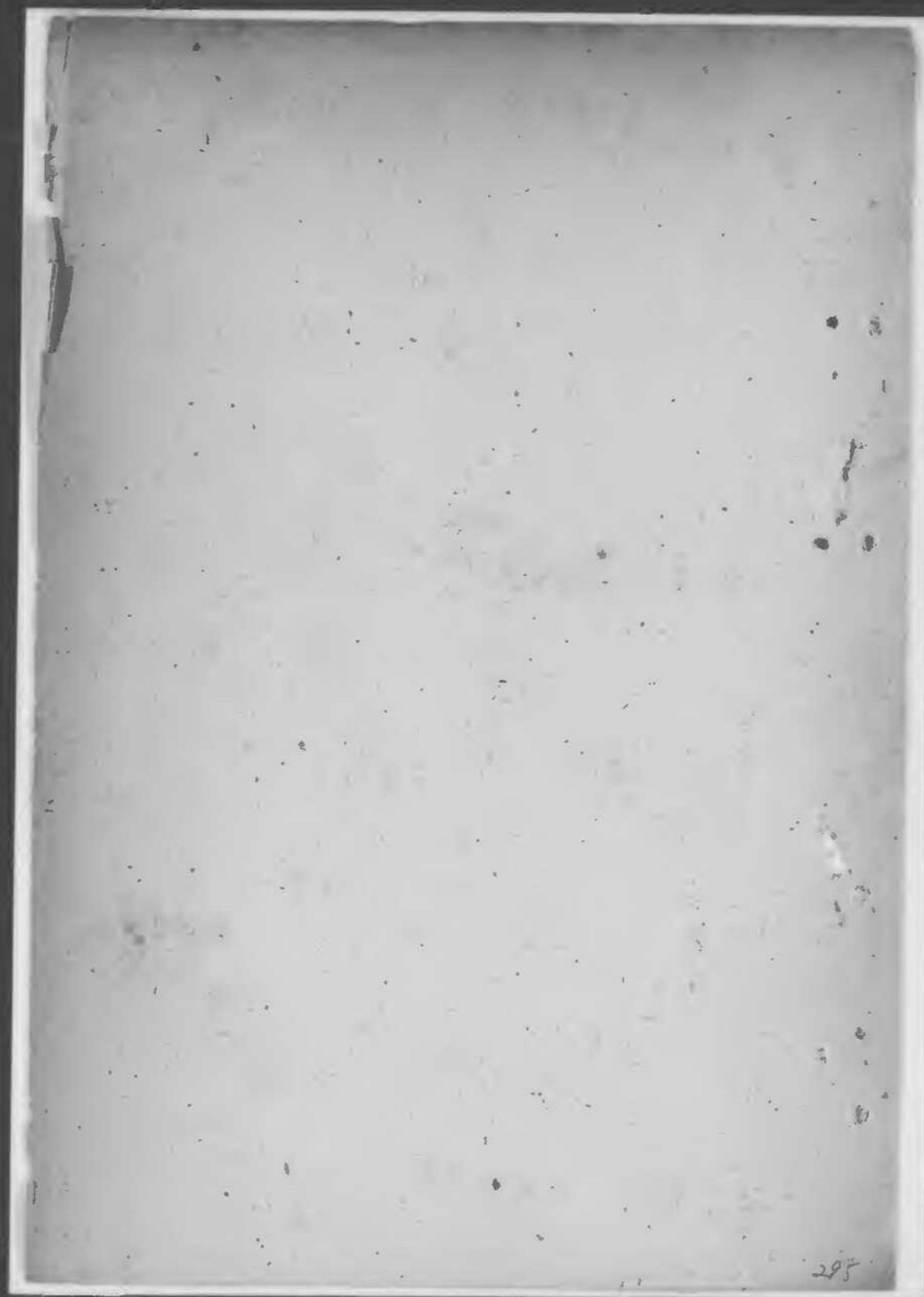


裏面  
白紙





裏面白紙



裏面白紙

昭和二十二年六月二日

厚生大臣事務引継事項

河合良成  
松定秀

296

目次

- 一 大臣官房 管事項
- 二 公衆保健局 管事項
- 三 警務局 管事項
- 四 豫防局 管事項
- 五 社會局 管事項
- 六 兒童局 管事項
- 七 勞政局 管事項
- 八 勞働基準局 管事項
- 九 職業安定局 管事項
- 一〇 保險局 管事項
- 一一 引揚援護院 管事項

一 一 臣 對 總 領 司 管 事 更

一 戶 尉 司 管 事 更

六 總 業 安 司 管 事 更

八 養 備 基 準 司 管 事 更

廿 後 領 司 管 事 更

六 京 直 司 管 事 更

八 攝 會 司 管 事 更

四 新 領 司 管 事 更

三 攝 務 司 管 事 更

一 公 兼 尉 司 管 事 更

一 大 田 官 尉 司 管 事 更

目 次

大臣官房所管事項

一人等の運用に關する件

一學生省職員數

一労働省設置に關する件

一豫算に關する件

厚生省

一人争の運用に關する件  
 厚生省に於ける有資格者の人争に關しては厚生内務兩省間の協定に依り交流の建前を採りつつあり

一 官省所管職員數概ね左の如し

一級官	二六	人
二級官	三、七二〇	
三級官	八、五一二	
其ノ他	八八、三六五	
計	一〇〇、六二三	

厚生省

内 詳

厚生本省

一級官	一一	人
二級官	二、五三五	(出張所 療養所 一九三七人ヲ含ム)
三級官	二、一八一	( 一〇九五 )
其の他	二六、二七八	( 二六二九四 )
計	三一、〇〇五	( 二九三二六 )

引揚援護院

一級官	三	人
-----	---	---

二級官	二二一	關係官衙	
三級官	二二〇	一級官	一二二
其他	二、〇八七	二級官	一、〇六四
計	二、四二一	三級官	六、一二一
		其他	六〇、〇〇〇
		計	六七、一九七
			人

厚生省



一、労働省設置に関する件

昨年三月下旬非公式に連合國軍總司令部から厚生省に対し労働省設置について研究してはどうかとの申入れがあり、爾來厚生省において非公式に研究を続け、五月十九日閣議において労働省設置に關し内閣法制局と厚生省を中心としてこの件に關する研究を進める旨を申し合せ、新聞にも発表した。

本年一月に入り内閣から正式に連合國軍總司令部に対し労働省を設置したい旨を申し入れたのに対し、カバアメント、セクシヨンから内閣の代表に対し、労働省は大體次の線にそつて設置されることを希望するとして、別紙第一の如き試案の提示があつた。内閣は、右の試案に対し司令部と折衝の結果次の了解に達した。

軍事保護院

一 船員労働行政は、運輸省に残すが労働省が一般労働行政の一として船員労働をも把握できるように調整の措置を講ずること。  
二 労災保険は、厚生省に一應残すが、細目について具体的に調整の措置を講ずること。

三 内閣統計局から労働省への労働統計の移管については、中央統計委員会の意見をも聽いて具体的に決定すること。

よつて厚生省では右の線にそつて、レーバー、セクシヨンと折衝研究の結果、別紙第二の如き労働省官制案を作製して、レーバー、セクシヨンの了解を得た。

但し、その設置の時期については、内閣と司令部と折衝の結果、第一回の國會に労働省設置法案を提出することとし、四月二十八日別紙第三の如き新聞発表を行つた。

厚生省では、左の予定にそつて準備を進めて居るが、労働省設置法案と労働省分課案は夫々別紙第四と第五の通り一應予定して

居る。

軍事保護院

労働省官制

(案) (昭和二十二年二月十日附ガヴァメン  
ト・セクションから提示された案)

第一條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働者の保護、労働管理並びに職業安定公署及び職業補導等勞務需給の調整に関する事務、船員、鉱夫、婦人兒童の労働問題、給與、職業政策、失業対策、失業保険、労災保険、労働統計、労働刊行及び調査その他労働に関する事務を管理する。

第二條 大臣官房においては、通則に掲げるものの外、左の事務を掌る。

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査及び審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政の審査一般に関する事項

第三條 労働省に左の六局を置く。

労政局

労働基準局

労働統計局

職業安定局

婦人兒童局

船員局

(備考)

内閣統計局労働課は労働省に移管する。  
運輸省の船員局は労働省に移管する。

第四條 労政局においては、左の事務を掌る。

- 一 労働組合に関する事項
  - 二 労働委員会に関する事項
  - 三 労働争議調停その他労働関係の調整に関する事項
  - 四 労働協約に関する事項
  - 五 特別調査に関する事項
  - 六 労働行政関係職員の教養訓練に関する事項
  - 七 他の所管に属しない労働に関する事項
- 第五條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

- 一 労働条件の向上に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 災害予防及び災害補償制度行政に関する事項
- 四 労働衛生に関する事項
- 五 婦人及び児童に関する事項

- 六 他局の所管に属しない労働者の福祉に関する事項
- 七 鉱夫の特別保護に関する事項
- 八 強制労働の防止に関する事項
- 九 工場鉱山その他工業及び非工業施設の監督に関する事項
- 一〇 賃金、給料その他給與に関する事項
- 一一 労働者用物資に関する事項
- 一二 前各号に関する労働条件の調査に関する事項
- 一三 情報提供に関する事項

第六條 労働統計局においては、左の事務を掌る。

- 一 定期職業統計に関する事項
- 二 定期賃金給與統計に関する事項
- 三 定期労働者生計費統計に関する事項
- 四 定期労働条件統計に関する事項
- 五 定期労働組合及び労働関係の統計に関する事項
- 六 その他総ての定期労働統計に関する事項
- 七 外國労働事情に関する報道の編集及び分類に関する事項
- 八 日本の労働事情及び労働統計に関する定期及び特別刊行物の刊行に関する事項

第六條のB 婦人児童局においては、左の事務を掌る。

- 一 商工業施設における婦人問題及びその他婦人労働者に関する事項
  - 二 児童及び年少労働に関する事項
  - 三 労働者及び農民の家族問題に関する事項
  - 四 婦人の法的保護に関する事項
  - 五 婦人児童問題に関する特別調査及び刊行に関する事項
- 第六條のC 船員局においては、左の事務を掌る。

(運輸省における現在と同じ)

第七條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

- 一 職業安定公署に関する事項
- 二 職業補導に関する事項
- 三 失業対策に関する事項
- 四 労務需給の調整に関する事項
- 五 失業保険に関する事項
- 六 募集行為に関する事項
- 七 職業安定問題に関する特別調査に関する事項

第八條 労働省に左の職員を置く。

専任	人	一級
専任	人	二級
専任	人	三級
労働技官	人	一級

専任	人	二級
専任	人	三級

第九條 前條の職員の外、労働大臣の奏請により、関係各廳の一級又は二級の官吏の中から、内閣において、事務官を命ずることができ

第十條 労働省に事務官を置き、労働事務官又は労働技官を以て、これに充てる。

事務官は、上官の命を受けて労働組合法、労働関係調整法、工場法、工場労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、船員法、鉱業法、船員職業紹介法及び其の他第一條の規定に基き労働省の所管する法令の施行に関する事務を掌る。

第十一條 労働省に參與を置き、省務に參與させる。參與は、労働大臣の奏請により関係各廳一級官吏及び学識経験ある者の中から内閣においてこれを命ずる。

学識経験ある者の中から命ぜられた參與の任期は、三年とする。但し特別の事由のある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

參與は、一級官の待遇とする。但し、本官を有する者については

本官の受ける待遇による。

第十二條 労働省に専門委員を置き、専門の事項を調査させる。

専門委員は、労働大臣の奏請により学識経験ある者の中から内閣においてこれを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

第十三條 労働省に、産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

産業安全研究所に所長を置く。二級の労働技官を以て、これに充てる。

#### 附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

この勅令施行の際現に厚生省職員に就いて、厚生省の労働局、労働局又は産業安全研究所に属する者は、別に辭令を發せられないと

きは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は、労働技官に同級及び同俸給を以て、任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に休職中の厚生省職員で休職となつた際厚生省の労働局、労働局又は産業安全研究所に属したものは、別に辭令を發せられないときは、休職の<sup>ま</sup>い、前項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任ぜられたるものとする。

Organization of Ministry of Labor (draft)

Article 1. Minister of Labor shall be in charge of affairs concerning labor unions, adjustment of labor relations, protection of laborers, control of labor as well as adjustment of supply and demand of labor such as employment security, offices, vocational guidance, seamen's affairs, miners' affairs, women and children's labor problems, remunerations, employment policy, counter measures against unemployment, unemployment insurance, industrial accident insurance, labor statistics, labor publications and researches, and other affairs relating to labor.

Article 2. The Minister's Secretariate shall, besides those mentioned in Common Ministerial Regulations, be in charge of affairs relating to the following items.

1. Coordination and adjustment of administration within the jurisdiction.
2. Research, deliberation and measures in general concerning administration within the jurisdiction.
3. Examination in general of the administration within the jurisdiction.

Article 3. There shall be in the Ministry the following six bureaus.

- Labor Administration Bureau
- Labor Standards Bureau
- Labor Statistics Bureau
- Employment Security Bureau
- Women and Children's Bureau
- Seamen's Bureau

裏面白紙

(Note: Labor Statistics Division of Cabinet Bureau of Statistics shall be transferred to Labor Ministry. Seamen's Bureau of Transport Ministry shall be transferred to Labor Ministry.)

Article 4. The Labor Administration Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

- 1. Labor unions
- 2. Labor committees
- 3. Mediation of labor disputes and other adjustment of labor relations
- 4. Trade agreements.
- 5. Special investigations
- 6. Education and training of officials in charge of labor administration

Article 5. The Labor Standards Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

- 1. Improvement of labor conditions
- 2. Improvement of labor efficiency
- 3. Prevention of accidents and injuries and administration of accident compensation system
- 4. Labor hygiene
- 5. Welfare and culture facilities and activities not specially relating to women and children
- 6. Welfare of laborers not within the jurisdiction of other bureaus.
- 7. Special protection for miners
- 8. Prevention of involuntary servitude
- 9. Inspection of factories, mines and other industrial and non-industrial establishments.

裏面白紙



- 10. Wages, salaries and other remunerations
- 11. Commodities for the use of laborers
- 12. Research of labor conditions concerning the preceding items
- 13. Informational service

Article 6. The Labor Statistics Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

- 1. Regular employment statistics
- 2. Regular wages and remuneration statistics
- 3. Regular worker cost of living statistics
- 4. Regular working conditions statistics
- 5. Regular labor union and labor relation statistics
- 6. All other regular labor statistics

7. Compilation and dissemination of information on foreign labor affairs

8. Publication of regular periodicals and special pamphlets on Japanese labor affairs and labor statistics

Article 7. Employment security bureaus shall be in charge of affairs relating to the following items.

- 1. Employment security affairs
- 2. Vocational guidance and training
- 3. Countermeasures against unemployment
- 4. Adjustment of supply and demand of labor
- 5. Unemployment insurance

Article 8. Women's and Children's Bureau shall be in charge of affairs relating to the following items.

- 1. Problems of women in commercial and industrial establishments, and other women workers.
- 2. Child and youth labor
- 3. Problems of workers and farmers families
- 4. Legal protection for women
- 5. Special researches and publications on women's and children's problems.

裏面白紙

Article No. 333333 shall be in charge of affairs relative to the following items:

(Same as at present in the Transport Ministry.)

裏面白紙

6. Recruiting practices

7. Special researches in employment security problems

Article 6. There shall be in the Ministry of Labor the following officials.

Labor Ministry Administrative Officials

- Full time 1st class
- Full time 2nd class
- Full time 3rd class

Labor Ministry Technical Officials

- Full time 1st class
- Full time 2nd class
- Full time 3rd class

Article 8. Besides the officials mentioned in the preceding Article the Cabinet may, upon recommendation of the Minister of Labor, appoint Administrative Officials from among 1st or 2nd class officials of the Ministries concerned.

Article 10. There shall be in the Ministry of Labor officials who shall be appointed from among Labor Ministry Administrative Officials or Labor Ministry Technical Officials.

Labor officials shall, in accordance with the direction of their superiors, be in charge of affairs relative to the execution of Labor Unions Act, Labor Relations Adjustment Act, Factory Act, Industrial Workers Minimum Wage Act, Labor Accidents Relief Act, Commercial Firms Act, Maternity Act, Mining Act, Seaman's Exemption Act and other acts, the enforcement of which falls within jurisdiction of functions of Ministry as outlined in Article 1.

Article 11. There shall be in the Ministry counselors who take part in ministerial affairs.

裏面白紙

of Labor, be appointed by the Cabinet from among 1st class officials of the Ministries concerned and from among men of knowledge and experience.

The tenure of office of the Counsellors appointed from among men of knowledge and experience shall be three years, but should there be some special reason, they may be discharged before the expiration of their tenure.

The treatment of Counsellors shall be equivalent to that of 1st class officials but these Counsellors who have proper official grade shall receive the treatment which accrues to that grade.

Article 12. There shall be in the Ministry specialists who conduct researches on special subjects.

Specialists shall, upon recommendation of the Minister of Labor, be appointed by the Cabinet from among men of knowledge and experience.

The tenure of office of specialists shall be two years, but, should there be special reason, they may be discharged before the expiration of their tenure.

Article 13. There shall be in the Ministry Industrial Safety Laboratory which conducts researches and investigations of, and training of technicians for, the prevention of accidents in factories and workshops.

There shall be in the Industrial Safety Laboratory a Chief who is appointed from among Labor Ministry technical officials of 2nd Class.

Supplementary provisions

The present Ordinance shall come into force as from the date of its promulgation.

those who are at the post of Welfare Ministry Administrative Officials or Welfare Ministry Technical Officials and belong to the labor Administration Bureau, Service Bureau or Industrial Safety Laboratory, Seaman's Bureau of the Transport Ministry, Welfare Facilities, Labor Statistics Division of the Cabinet Bureau of Statistics, Labor Sections of the Coal Board and elsewhere in Commerce and Industry Ministry shall, if written appointments are not issued specially for them, be deemed to have been appointed Labor Ministry Administrative Officials or Labor Ministry Technical Officials respectively with the same official rank and the same scale of salary.

Those Welfare Ministry Officials who are suspended from office at the time of the coming into force of the present Ordinance and who belonged, at the time of their suspension from office, to the Labor Administration Bureau, Service Bureau or Industrial Safety Laboratory shall, if written appointments are not issued specially for them, be deemed to have been appointed, while still suspended from office, officials of the Ministry of Labor with the same official rank and scale of salary as is the case in the preceding paragraph.

Reason for the establishment of the Ministry of Labor

In view of the importance of the labor administration, it is necessary to establish the Ministry of Labor and appoint a responsible Minister.

裏面白紙

労働省官制（政令第...）

（昭和三十五年）

第一条 労働大臣は、労働者の福祉と職業の確保とを図るに  
 別に、労働組合、労働関係の調整、労働条件及び労働者の  
 保護に関する事務、職業の紹介、指導、職業その他の労働  
 給の調査に関する事務、失業対策に関する事務、労働統計  
 調査に関する事務その他の労働に関する事務を管理する。

第二条 大臣官房においては、選別に従って左の  
 事務を掌る。

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査及び密接な関係にある事項
- 三 所管行政の調査一般に関する事項

第三条 労働省に左の五局を置く。

局長

労働基準局  
 労働人児童局  
 職業安定局

第四条 労働省において、左の事務を掌る。

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働委員会に関する事項
- 三 労働争議調停、労働関係の調整に関する事項
- 四 労働契約に関する事項
- 五 労働基準局において、左の事務を掌る。
- 六 労働基準局において、左の事務を掌る。
- 七 労働人児童局において、左の事務を掌る。
- 八 職業安定局において、左の事務を掌る。
- 九 労働安全衛生法に規定する事項、道社

会深險に關する事項であつて厚生省の所管に屬するものを除く。

- 三 労働衛生に關する事項
- 四 労働能率の増進に關する事項
- 五 労働者の福利厚生に關する事項
- 六 工場、鉱山その他労働場所における労働條件及び労働者の保護に關する監督に關する事項
- 七 労働者の保護に關する事項
- 八 労働者の保護に關する事項
- 九 労働者の保護に關する事項
- 十 労働者の保護に關する事項
- 十一 労働者の保護に關する事項
- 十二 労働者の保護に關する事項
- 十三 労働者の保護に關する事項
- 十四 労働者の保護に關する事項
- 十五 労働者の保護に關する事項
- 十六 労働者の保護に關する事項
- 十七 労働者の保護に關する事項
- 十八 労働者の保護に關する事項
- 十九 労働者の保護に關する事項
- 二十 労働者の保護に關する事項
- 二十一 労働者の保護に關する事項
- 二十二 労働者の保護に關する事項
- 二十三 労働者の保護に關する事項
- 二十四 労働者の保護に關する事項
- 二十五 労働者の保護に關する事項
- 二十六 労働者の保護に關する事項
- 二十七 労働者の保護に關する事項
- 二十八 労働者の保護に關する事項
- 二十九 労働者の保護に關する事項
- 三十 労働者の保護に關する事項
- 三十一 労働者の保護に關する事項
- 三十二 労働者の保護に關する事項
- 三十三 労働者の保護に關する事項
- 三十四 労働者の保護に關する事項
- 三十五 労働者の保護に關する事項
- 三十六 労働者の保護に關する事項
- 三十七 労働者の保護に關する事項
- 三十八 労働者の保護に關する事項
- 三十九 労働者の保護に關する事項
- 四十 労働者の保護に關する事項
- 四十一 労働者の保護に關する事項
- 四十二 労働者の保護に關する事項
- 四十三 労働者の保護に關する事項
- 四十四 労働者の保護に關する事項
- 四十五 労働者の保護に關する事項
- 四十六 労働者の保護に關する事項
- 四十七 労働者の保護に關する事項
- 四十八 労働者の保護に關する事項
- 四十九 労働者の保護に關する事項
- 五十 労働者の保護に關する事項

- 一 労働者の保護に關する事項
- 二 労働者の保護に關する事項
- 三 労働者の保護に關する事項
- 四 労働者の保護に關する事項
- 五 労働者の保護に關する事項
- 六 労働者の保護に關する事項
- 七 労働者の保護に關する事項
- 八 労働者の保護に關する事項
- 九 労働者の保護に關する事項
- 十 労働者の保護に關する事項
- 十一 労働者の保護に關する事項
- 十二 労働者の保護に關する事項
- 十三 労働者の保護に關する事項
- 十四 労働者の保護に關する事項
- 十五 労働者の保護に關する事項
- 十六 労働者の保護に關する事項
- 十七 労働者の保護に關する事項
- 十八 労働者の保護に關する事項
- 十九 労働者の保護に關する事項
- 二十 労働者の保護に關する事項
- 二十一 労働者の保護に關する事項
- 二十二 労働者の保護に關する事項
- 二十三 労働者の保護に關する事項
- 二十四 労働者の保護に關する事項
- 二十五 労働者の保護に關する事項
- 二十六 労働者の保護に關する事項
- 二十七 労働者の保護に關する事項
- 二十八 労働者の保護に關する事項
- 二十九 労働者の保護に關する事項
- 三十 労働者の保護に關する事項
- 三十一 労働者の保護に關する事項
- 三十二 労働者の保護に關する事項
- 三十三 労働者の保護に關する事項
- 三十四 労働者の保護に關する事項
- 三十五 労働者の保護に關する事項
- 三十六 労働者の保護に關する事項
- 三十七 労働者の保護に關する事項
- 三十八 労働者の保護に關する事項
- 三十九 労働者の保護に關する事項
- 四十 労働者の保護に關する事項
- 四十一 労働者の保護に關する事項
- 四十二 労働者の保護に關する事項
- 四十三 労働者の保護に關する事項
- 四十四 労働者の保護に關する事項
- 四十五 労働者の保護に關する事項
- 四十六 労働者の保護に關する事項
- 四十七 労働者の保護に關する事項
- 四十八 労働者の保護に關する事項
- 四十九 労働者の保護に關する事項
- 五十 労働者の保護に關する事項

六 内外労働事情に關する資料の蒐集整理分析及び刊行  
 七 労働者の福利厚生 給共反 職業安定に關する經濟研  
 究に關する調査及び刊行

之を係 労働省に在の職員を置く  
 政務次官

官

長

官

官

官

官 一人 一級

官 一人 二級

官 一人 三級

官	一人	一級
官	一人	二級
官	一人	三級
官	一人	三級

官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項

官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項  
 官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項

官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項

官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項

官の概算の叙別 所掌事項 補職その他必要事項



学識経験ある者の中から命ぜられた参典は任期は二年とする。但し、事由ある場合は、任期中これを解任するに妨げない。

参典は、一般官の待遇とする。但し本官を有する者については本官の受ける待遇による。

第十二條 専門の事項を調査せむるために、労働省に専門委員を置くことができる。

専門委員は、労働大臣の申出により、学識経験ある者の中から内閣総理大臣がこれを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し特別の事由がある場合は、任期中これを解任することを妨げない。

第十三條 労働省は、産業安全研究所を置き、工場、事業場に於ける災害予防の調査研究及び工場、事業場に於ける災害防止に関する技術者の養成訓練を掌るとする。

産業安全研究所の所長を置き、級又は一級の方針技師を以て、これに充てる。

第十四條 委員の労働に關する重要事項については、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省は、労働省及び運輸省の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。船員労働連絡会議に關して必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議し、これを定める。

第十五條 この政令は、公布の日から、これを施行する。

第十六條 労働基準局長及び婦人児童局長、第五條及び第六條に場、事務の外、その各條の所掌事務に従い労働基準法、その他関係労働基準官署の設置に關する準備を掌る。

第十七條 労働基準法の一部を、次のように改正する。

第三條 學生省一任ノ六局ニ置ク

公安保健局

医務局

予防局

社会局

児童局

保健局

第七條 前條

第七條ノ二及以第七條ノ三ニ附シ

第八條第一項ノ次ニ一項を加ヘ

労働者災害補償法

審査ノ請示ニ關スル事項ニ付

指揮監督ヲ受ルモノ

第十條 學生省一任 執行

學生事務官

主任 一級

主任 二級

主任 三級

學生技官

主任 一級

主任 二級

主任 三級

第二十一條 削除

第二十二條 削除

第十八條 學生部内臨時職員設置法ノ一節ニ付

止スル

第四條 削除

第十九條 この法令施行ノ際現ニ學生省職ノ職ニ在ル者ニ

裏面白紙

ついで、厚生省の労政局、労働基準局、職業安定局又は  
産業安全研究所に属する者は、別に辞令を登せられたいと  
せば、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は労働技官に、  
同級及び同俸給を以て、任ぜられたるものとする。

第二十條 この政令施行の際現に休職中の厚生職員を休職と  
なつた除厚生省の労政局、労働基準局、職業安定局又は産  
業安全研究所に属してゐた者は、別に辞令を登せられたい  
とせば、休職のまま、前項の例により、労働省職員に、同  
級及び同俸給を以て、任ぜられたるものとする。

内閣は総選挙の結果、新憲法の下において時局を担当する新内閣の職務を円滑たらしめるため、今直に労働省を設置せず、新国会に労働省設置に関する法案を提出した上速かにその実現をはかるべきであると決意した。

内閣は、労働行政、職業安定、労働基準、労働統計、労働調査その他廣汎なる分野に亘る婦人児童に関する労働問題等の総ての事項を処理するため、労働省に教局を設け、それに充分な権限と施設を附與することを必要と考へる。内閣は労働省の急速な設置を極めて必要な事柄であると認めるのであるが、それは勅令によるよりも法律によつて行う方が新憲法の精神に合致すると信ずる次第である。

労働官設置に関する法律案

労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働条件及び労働者の保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働者の福利に関する事務、失業対策に関する事務、労働院の設置に関する事務、労働者に対する教育に関する事務を掌理する。

附則

この法律の施行期日は、政令でこれを定める。

労働基準法の一部を、次のように改正する。

第二條第一項中「主務省」を「労働基準省」と改定する。

三

労働基準法の一部を、次のように改正する。

第二條第一項中「労働基準省」を「労働省」と改定する。

第二條第二項中「労働基準局長の指揮監督を受ける労働者」を「労働者」と改定する。

第二條第三項中「労働基準局長」を「労働省長」

と改定する。

この法律の施行期日は、政令でこれを定める。

改廢及びこの法律中女子及び年少者に特殊の規定を施行に關  
する事項を掌り、所屬の官吏を指導監督する。

裏面白紙

大臣官房

秘書課

- 一 官吏の進身身分及び賞罰に関する事項
- 二 官吏の職務に関する事項
- 三 恩給に関する事項
- 四 地位叙勲及び養老に関する事項
- 五 儀式禮典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

総務課

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議立案一般に関する事項
- 三 所管行政に必要な資料に関する事項

会計課

- 一 会計に関する経費及び諸収入の予算決算並びに会計に関する事項
- 二 本省所管会計の監査に関する事項
- 三 固有財産及び物品に関する事項
- 四 管轄に関する事項
- 五 省中取締に関する事項
- 六 借人の進退及び監督に関する事項

四 所管行政の考査一般に関する事項

五 文書の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

六 成案文書の審査及び進達に関する事項

七 官報掲載に関する事項

八 圖書の分類及び管理に関する事項

九 各局課の主管に属しない事項

七 労働省職員組合に関する事項

労働部

- 一 労働関係調整に関する一般政策に関する事項
- 二 労働関係調整法の施行に関する事項
- 三 労働委員会に関する事項
- 四 他の主管に属しない労働に関する事項

労働組合

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働協約に関する事項
- 三 労働者団体及び使用者団体に関する事項
- 四 労働争議に関する情報資料の蒐集及び調査に関する事項

労働教育

- 一 労働教育に関する事項
- 二 労働部所管の行政に従事する職員の教育訓練に関する事項

三 一般労働関係法規に関する調査研究に関する事項

労働基準

監督

- 一 工場その他の雇の雇取の監督に関する事項
  - 二 一般労働者の労働条件に関する事項
  - 三 労働者災害補償に関する事項
- 但し、社会保険に関する事項であつて厚生省の所管に属するものを除く。

四 労働者の福利厚生に関する事項

五 労働基準法の施行に従事すべき職員の教育訓練に関する事項

六 労働基準官の職務に関する事項

七 他の主管に属しない労働条件及び労働者の保護に関する事項



安全課

- 一 産業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項
- 四 産業安全研究所に関する事項

衛生課

- 一 労働環境衛生に関する事項
- 二 職業病その他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保健に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

給與課

- 一 賃金、給料その他給與に関する事項
- 二 労働者用物資に関する事項

鉱山課

- 一 鉱山の監督及び鉱山労働者に特殊の労働条件に関する事項

項

- 二 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項
- 三 鉱山労働者用物資に関する事項

婦人児童局

庶務課

- 一 労働者の家族問題に関する事項
- 二 家族労働問題及び家事使用人に関する事項
- 三 婦人の経済的及び法的地位の向上に関する調査に関する事項

事項

婦人課

- 一 婦人労働者に特殊の労働条件に関する事項
- 二 婦人労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 婦人労働者に特殊の労働問題に関する事項

児童課

- 一 年少労働者に特殊の労働条件に関する事項
- 二 年少労働者に特殊の保護に関する事項
- 三 年少労働者に特殊の労働問題に関する事項
- 四 児童の使用禁止に関する事項

職業安定局

庶務課

- 一 職業政策及び職業関係法制の調査に関する事項
- 二 職業肉保官署の庶務に関する事項
- 三 職業関係職員の教育に関する事項
- 四 他の主管に属しない職業に関する事項

失業対策課

- 一 失業対策に関する事項
- 二 公共事業の労働配置に関する事項
- 三 公共事業の労働需要に関する事項

四 失業緊急事業に関する事項

労働安定局

- 一 職業紹介その他労働安定に関する事項
- 二 労働者の募集に関する事項
- 三 労働供給事業に関する事項
- 四 職業指導及び職業適性に関する事項

指導課

- 一 職業指導に関する事項
- 二 失業救済施設その他共同作業施設に関する事項

資料課

- 一 労働市場に関する事項
- 二 職業に関する資料の蒐集整理に関する事項

労働統計調査局

庶務課

- 一 労働統計調査に関する企画及び連絡に関する事項

- 二 労働統計調査に関する刊行に関する事項
- 三 労働統計調査事務に従事する職員の教育訓練に関する事項
- 四 他の主管に属しない労働統計調査に関する事項

労働統計課

- 一 賃金、給料その他給與に関する定期統計に関する事項
- 二 労働条件に関する定期統計に関する事項
- 三 労働組合、労働争議その他労働関係に関する定期統計に関する事項

賃金統計課

- 一 賃金に関する定期統計に関する事項
- 二 失業に関する定期統計に関する事項
- 三 職業に関する定期統計に関する事項

調査課

- 一 内外労働事情の調査研究に関する事項

- 二 労働者生計費に関する定期統計に関する事項
- 三 労働者の福利、給與及び職業安定に関する経済問題に関する調査研究に関する事項

豫算ニ關スル事項

一、厚生省所管昭和二十二年度豫算

(一) 一般會計歳出豫算 六、九八九、七八七、〇〇〇 圓

(二) 特別會計歳入歳出豫定額

(イ) 厚生保險特別會計

健康勘定

歳入歳出共 五九九、三三四、〇〇〇

年金勘定

歳入 二、二三七、三四六、〇〇〇

歳出 四四七、一〇六、〇〇〇

差引歳入超過 一、七九〇、二四〇、〇〇〇

船員勘定

軍事保護院

歳入 二七四、〇五五、〇〇〇

歳出 九九、一七九、〇〇〇

差引歳入超過 一七四、八七六、〇〇〇

業務勘定

歳入歳出共 二一〇、八三四、〇〇〇

(四) 労働者災害扶助責任保險特別會計(但三ヶ月分)

歳入歳出共 七、三九七、〇〇〇

(ハ) 労働者災害補償保險特別會計(但九ヶ月分)

歳入歳出共 三二九、二六九、〇〇〇

二、其他

(一) 豫備費支出關係

(イ) 支出決定分

- 發疹チフス研究に必要な経費 四一五、〇〇〇
- 花柳病豫防対策に必要な経費 四、五六〇、〇〇〇
- 狂犬病豫防対策に必要な経費 二四八、〇〇〇
- 大麻の栽培取締に必要な経費 三一五、〇〇〇
- 日本醫療團補助に必要な経費 四、一六八、〇〇〇
- 細菌製劑の檢定強化に必要な経費 三一六、〇〇〇
- 保健衛生調査並びに企畫に必要な経費 一九、一五二、〇〇〇
- 檢疫所設置に必要な経費 八、六九六、〇〇〇
- (ロ) 物資及物價調整事務取扱費(安定本部主管) 八、六九六、〇〇〇
- 生産資材の割當及生産促進の分 五、一六〇、〇〇〇
- 配給關係 四、七七九、〇〇〇
- (ハ) 文部省より所管替を要する分

軍事保護院

國立豫防衛生研究所に必要な経費 二、五〇〇、〇〇〇

(二) 經濟安定本部主管の経費中厚生省關係経費

三七八、八〇九、〇〇〇

三、其の他 懸案事項なし

公衆保健局所管事項目次

- 一、衛生統計整備に關する件
- 一、國立公館に關する件
- 一、國立公館委員會に關する件
- 一、國立公館法改訂に關する件
- 一、國立公館研究會に關する件
- 一、保健所に關する件
- 一、保嬰婦に關する件
- 一、營養に關する件
- 一、養養改善指導及び調査に關する件
- 一、食品衛生指導取締に關する件
- 一、乳肉衛生指導取締に關する件

軍事保護院

一 衛生統計整備に関する件

戦時中厚生省報告例の簡略化又は戦災等のため資料の整備に甚だ遺憾の點があつたが終戦後連合軍最高司令部の指導の下鋭意整備に努め報告例を全面改正すると共に、局内に別に一課を新設し、これを衛生統計課として衛生関係統計は總て當課をして専掌せしめると同時に地方に於ける現地指導機関として都道府縣及び保健所に専門の統計係員を設置する等中央地方の統計機構を速かに整備して、衛生統計の完璧を期するに必要な豫算的措置を了したので、その實施に鋭意努力中である。

軍事保護院

一、国立公園に関する件

現在国立公園として指定されているものは阿寒、大雪山、十和田、日光、富士箱根、中部山岳、伊勢志摩、吉野熊野、瀬戸内海、大山阿蘇、雲仙、霧島、の十三であるが、現下諸般の情勢に鑑みて国立公園施策を積極的に促進するは喫緊の要務であると認められるので、新に左記(一)の地域を国立公園に指定すると共に、左記(二)の区域を新に既存国立公園の区域に追加編入する豫定である。

記

(一)

- 1 北海道南部(洞爺湖、登別、定山溪一帯)
- 2 八幡平、田澤湖一帯
- 3 磐梯山、吾妻山一帯
- 4 恩秩父一帯
- 5 伊豆半島、伊豆七島一帯

軍事保護院

6 三國山嶽一帯

7 琵琶湖一帯

(二)

- 1 日光国立公園 | 鬼怒川、荒原、那須山方面
- 2 吉野熊野 | 潮岬、高野山、金剛山方面
- 3 瀬戸内海 | 鳴門海峡、藝濃叢島、石槌山方面
- 4 大山 | 六道湖、隠岐方面
- 5 阿蘇 | 英彦山、耶馬溪、別府裏山方面
- 6 霧島 | 櫻島、指宿方面



国立公園委員会に関する件

国立公園委員会官制に基き中央、並びに地方に夫々委員会が設置される事になつたので目下人選を終へ調査表其の他の手続きを取進め  
中である。

軍事保護院

国立公園法改正に関する件

国立公園に次ぐ景勝地の保護及利用の萬全を期する爲かかる保健休養觀光地に国立公園法を準用すべく、国立公園法の改正法律案を前議會に提出する筈であつたが、提出法案が特に緊急を要するものに限定された爲提出されるに至らなかつたので次期議會には是非提出したいと考へている。

軍事保護院

国立公園研究會に關する件

国立公園の外廓體として從來あつた國土健民會を解散し、先般新に国立公園研究會の設立を見たのであるが、之が資金、事業内容等につき全日本觀光連盟との關係を調整して速かに積極的活動に入るべく目下考究中である。

軍事保護院

一、保健所に關する件

保健所は昭和二十二年制定の保健所法に基いて各都道府縣及五大市によつて設置され、現在六七五箇所が地方住民の保健指導に當つてゐる。

目下連合軍司令部は七月財の報告によりその機能の充實強化を圖るために、より廣汎な事項につき行政事務並にその實施上必要な設備を整設、人員及機材にわたりその整備を策定中である。

軍 事 保 護 院

一、保健婦に關する件

保健婦は保健婦規則に基くもので現在全国約一萬七千名が保健所、  
国民健康保険組合、農業者、郡道府縣市等に所屬して保健指導に當  
つてゐる  
保健婦の活動は大衆衛生衛生上重要なものでその資質の向上に努める  
と共に目下保健婦會の制定を取計ひ中である

軍事保護院

一、營業に關する件

谷場、...、旅順等の營業取締並に其の指導については内務省より全面的移管をうけて之に當つてゐるか就中浴場については燃料の不足、浴場費の激増等のため極めて深刻な問題となりつゝあるに鑑みて目下燃料の確保復興計畫の促進等について検討中である

軍事保護院

一、栄養改善指導並びに調査に関する

栄養の改善は、健康の保衛に在及び生活の充實向上を圖る上に於て極めて重要であるが、昔に於ては米の消費増進等は、民衆を危殆に瀕せしむるに至つたので聯合軍司令部との指令もあり、昭和二十一年十一月より、民衆調査を實施しその結果に基づき適切な指導を行ふと共に貧窮者の懇請並に調査方面に對し食糧の發給的玉振配、借債に對し適切な援助を行つて居る

栄養改善指導の第一線機関である栄養士に對しては昭和二十一年營養士規則を制定したがその実施配置と人員の向上は卒々であるので目下これが具体策につき研究中である

尚生活全般にわたる科學的研究を行ひ栄養國策の立てを以て昭和二十一年四月に栄養研究所を設置し豫算約一千三百五十萬圓を以て目下これが發給に力中である

### 軍事保護院

一、食品衛生指導以稀に

食糧の不足と一般的道義の低下に伴ひ終戦來相繼有害飲食物による  
中毒事件著増する傾向あり、特にメチールによる中毒事件は甚  
に多しとまなひ状態であつたので聯合軍司令部の指令もあり昨年一月  
有害飲食物取締令を制定すると共に、美對策による、食衛生監視日  
改訂しこれか指導取締の徹底を期したか今般衛生警察訓練の移管に  
伴ひ更にこれか徹底を期する為め新に食品衛生監視日制度を定める  
と共に関係法令の改訂を行つた

尙有憲法施行に伴ひ現行飲食物類諸法令は當然改訂を要するもの  
多々あるのでこれが委員會を設けし目下改正案を、究中である

軍事保護院



一、乳肉衛生指導取締に關する事

乳肉兒三弱の正食としかつ動物性蛋白質として乳肉の旨める  
位地は極めて重要であるか近時一般飲食物と同様に乳の加水試飲の  
密一帯による粗悪品市場に汎濫する現状に鑑み昨ノ食食品衛生監視  
員副長を活用しこれか指導取締の徹底を期しつゝある  
尚乳肉衛生法令も所憲法施行に伴ひ改定すべき事項が多いので下  
これか研究を實施中である

軍事保護院

醫務局所管事項目次

- 一 國民醫療法の改正に關する件
- 一 日本醫療團解散に關する件
- 一 醫療制度審議會に關する件
- 一 醫療關係者の資質向上に關する件
- 一 醫師會・齒科醫師會の改組に關する件
- 一 毒藥品の配給に關する件
- 一 指定生産資材割當に關する件
- 一 麻薬及び大麻の取締に關する件
- 一 國立病院運営に關する件
- 一 國立療養所運営に關する件

厚生省

一、國民醫療法の改正に關する件

國民醫療法については現下諸般の情勢特に日本醫學會の解散及び醫師會・齒科醫師會の改組問題等と關連して同法の一部改正は速かに解決の妥あるものなり。

厚生省

日本郵政の解散に關する件

日本郵政は一月二十四日の閣議決定を以つてこれを解散することとし石國議決定に基き同國經營の稽核療養施設の適切なものは四月一日より國營移管の處置を採りその他の一般診療施設の處置については目下診療制度審議會において審議中にして近くこれが結論を待て決定の見込なり

尙四月一日よりの解散は一般診療施設の處理方針が未決定の爲延期中なるも同國解散に關する法律案は今國會に提出の處にて目下準備中なり。

厚生省

一 醫療制度審議會に關する件

醫療制度の改善整備を圖る事は目下の重要問題にして特に日本  
醫療團解散との關連において此の際具體的方策を確立の妥ある  
爲醫療制度審議會を設け日本醫療團の一般醫療施設處理方針と  
共に醫療機關の整備改善方策についても諮問し目下審議中なり。

厚生省

一 醫療關係者の資質向上に關する件

醫療關係者中醫師・齒科醫師の資質向上に關しては既に醫育機關の大學昇格・醫育機關卒業後一ヶ年間の實地修練の實施並に國家試験等が決定實施せられつゝあるが保健婦・助産婦・看護婦の資質向上に關しても適合車總司令部と連絡の下にこれが前段の改正を圖る爲成果を待近く公布の決定なり。

厚生省

一 醫師會・齒科醫師會の改組に關する件  
現在醫師會・齒科醫師會は國民醫療法に基き強制設立強制加入の組織承認であつたが新時代に即しこれを改組することに決定し目下日本醫師會・日本齒科醫師會に於て夫々具體案を考究中なり。

厚生省

一 醫藥品等の配給に關する件

醫藥品等で現在配給統制を實施してゐる品目は醫藥品一三四品目衛生材料七品目及乳幼児治療劑三品目である。終戦後醫藥品等の生産は一般經濟的條件により依然として増高の狀態を示さない。現任従來の醫藥品等統制規則に基いて統制を繼續してゐるのであるが昨年來連合軍總司令部より一般配給物資に對してその統制方法を改める様指令が發せられたので本指令に基いて新たなる醫藥品等の配給調製規則を立案し現在經濟安定本部を由じて連合軍總司令部の了解を得るため手続中である。

厚生省



一 指定生産資材割當に關する件

臨時物資供給調整法に基き昭和二十一年第四、四半期分より  
藥品並雜生材料等に對する指定生産資材割當事務を厚生省に於  
いて實施することとなり、之れに従事する職員を従來の統制會  
社より採用することとなり目下その手續中である。尙指定生産  
資材割當は現在第一、四半期分に對し割當實施中である。

厚生省

一 麻薬及び大麻の取締について

一 昨年十月以降連合軍司令部より麻薬製造禁止、ヘロインの没収軍持有麻薬の受拂等に關して相次いで指令が發せられ、これに應じて夫々勅令五百四十二號に基く各種省令を制定し麻薬の取締の強化を圖りつつあつたが昨年一月更に麻薬の取締に關して嚴重なる取締の實施方指令が發せられたので麻薬取締規則を制定し六月十九日施行すると共にこれに必要な經費の支出を仰ぎ夫々本省及び地方廳に配賦しこゝに吾が國の麻薬取締は新段階に入り爾來司令部と密接なる連絡を圖りつつ強固なる取締を實施してゐる。次に本年二月大麻の栽培について嚴重なる取締の下に許可する旨の指令が發せられたのでこれ又大麻取締規則を制定し、この取締を行つてゐる。

厚生省

一 国立病院運営に關する件

国立病院は有陸海軍病院より一昨年移管されてより主として公務に基因せる者引揚者被災者中の患者を診療して今日に及んだが今後は公的診療機関として指導的地位を保持してきただけなく國民一般に適正な治療を施すを目的として整備する方針である。

厚生省

一 国立療養所運営に就する件

国立療養所の運営については第一に國民病たる結核疾患に對する療養施設として從來の国立療養所三十六ヶ所二八、七〇〇床に本年度において国立病院より増設された十三ヶ所五、〇〇〇床と本年一月閣議決定に基き日本赤十字會より移管された九三ヶ所一二、七〇〇床とを加へて合計一四二ヶ所四六、四〇〇床を以て關係各機關と協力し結核の適正な治療を施すやう萬全を期しつつあります次に癩の治療撲滅を圖るため全國に一〇ヶ所一萬床の癩療養所がありその他に精神障礙及び中樞神經障礙の療養施設として四ヶ所一、九〇〇床と四ヶ所四百床の温泉療養所がありますがこの等施設もそれぞれ設置の目的に副ふやうその経営に遺憾なきを期しております。

厚生省

豫防局所管事項

一 結核豫防対策の強化に関する件

一 豫防衛生研究所に関する件

一 花柳病豫防対策に関する件

一 細菌製剤、抗菌性物質等の検定強化に関する件

一 衛生工場行政強化に関する件

一 通常海港検疫に関する件

軍事保護院

一 精核豫防策の強化に關する件

戦多精核延の現況に對處して精核豫防策要綱を作成し精核豫防活動の強化擴大を計畫三月十七日連合國最高司令部の承認を得、目下追加豫算要求中（要求額一億六千九百萬圓）

軍事保護院

一 陸防衛生研究所に關する件

陸防衛生研究所は五月二十一日政令第五八號に依り設置され、これが内容は國民保健の保持並びに増進に關し、衛生行政に直轄した實際的研究を行うと同時に細菌製剤、抗毒性物質（ベニシリン等の他）等の補給ある調査檢定を行うものである。本研究所は少時へず傳來病研究所内に設置し、將來は左の研究所を包含して綜合研究所とする豫定である。

(一) 國立 研究所

(二) 國立 檢核研究所

(三) 國立 傳染病研究所

軍事保護院

一 花柳病豫防政策に關する件

戦後遺棄の煩悩、社會的經濟的變動に伴う人心の荒廢により著しく性病の蔓延をみて居るがこれが撲滅を計る爲徹底的の治療の万途を講ずるとともに國民の豫防思想の普及宣傳を圖らんとして居る。特に左の二點を早急に實施せんとすべく準備中である。

(一) 花柳病豫防法の改正

從來の花柳病豫防法の強化を圖るため昭和二十年勅令第五百四十二號に基く花柳病豫防法特令を公布したがこれは暫定的の豫備であつて花柳病豫防法自体の改正を適當と認めるので目下改正に關し調査準備中である。

(二) 花柳病診療所の擴充

花柳病診療所は從來法二條の設置命令による診療所及代用花柳病診療所のみであつたが今回全國の各保健所で花柳病の治療をすることとした。

本年府において七月一日から二百六十八ヶ所の保健所に開設すべく準備中である。

同種の女の花柳病患者を入院治療せしめるため本年府において六ヶ所の病院を増設することとしてゐる。

軍事保護院



一 細菌製劑、抗菌性物質等の檢定強化に関する件

從來デフテリア血清及豫防液、破傷風血清のみについて國家檢定を實施してきたが、今般細菌製劑、抗菌性物質（ペニシリンその他）等全般に國家檢定を實施することとし、厚生省に檢定委員會を設置して之等の規準（最低規格）を定めこの基準に従ひ、豫防衛生研究所において檢定せしめる豫定である。

同細菌製劑監視員を中央地方に任命し、關係研究所、工場等の監督を強化しつゝある。

以上の事項並に豫防衛生研究所に關する手續を處理するため新に檢定廠を設置すべく手續中である。

軍事保護院

一 衛生工學行政強化に關する件

上下水道整備、鼠疫昆虫<sup>及</sup>米<sup>及</sup>、養芥の合理的な處理等に關する行政は、傳染病豫防上基本的にして重要なものであるが、従來この分野に於ける対策に不充分なものがあり且又連合國軍總司令部の査査の次第もあるので、これが対策を強力に推進すると共に本省に<sup>特</sup>管理課を設けすべく目下採算要求中である。

軍事保護院

一、通常海港檢疫に関する件

從來厚生省、運輸省の共管であつた通常海港檢疫業務は厚生省に統一されることとなつたので昭和二十一年十一月官制を改正し豫防局に檢疫課が置かれ通常檢疫業務を管掌することとなり同年十二月連合國總司令部よりの口頭指示によつて小樽、函館、横濱、横浜、名古屋、神戸、宇品、門司、長崎の九港が外航船舶入港港と指定され、これ等の港に駐在する米合衆國第八軍の檢疫官に協力して檢疫を施行することとなり、これがために、本年四月二十五日勅令第百四拾七號をもつて檢疫所官制を公布し、差富り函館、横濱、名古屋、神戸、宇品、門司、長崎の七港で引揚檢疫以外の通常檢疫を実施すべく五月八日厚生省告示を以つて檢疫所を定め、檢疫を実施することとなつた。

軍事保護院



結核豫防対策要綱

I 結核豫防組織網の強化

一 結核豫防行政機構の強化

中央地方を通じて結核豫防担当職員を増加せしむ。

二 諮問委員会の設置

A 中央

1 結核撲滅対策中央委員会

専門委員会

2 連 絡 会

B 地方

結核撲滅対策地方委員会

三 結核豫防網の並進補完

(一) 保健所の並進

a. 結核豫防専任職員の見直し

人口五千人以上の結核豫防専任の反省(二級)一、事務官(三級)一

保健婦の割合を以て保健所(又は支所)の設置する。

本 保健所支所の設置

(二) 結核世話委員会を市町村単位に設置しその事業の負担に当る

a. 結核豫防思想の普及

b. 結核豫防実生者の指導

c. 療養所に入所の世話

d. 居室患者の保護及び栄養品等の補給

e. 退所患者の保護

f. 患者の生活援護

(三) 市町村の結核豫防活動の強化

四 保健所、療養所の相互連絡の緊密化及療養所職員の一線

への進出活動を図る。

山医研會、齒科医研會、薬利研會及び保健婦會の活動促進を  
期す。

(乙) 国民健康保険組合、労働組合、農民組合等の協力  
(丙) 農園検診の実施

1. 計 数  
一、ノイールニカオ逆の全青年

二、検診方式  
一、ワベルリン反た給薬、同様に...

三、資材及器具  
一、仮建新、レンジャーが補足...  
二、自動車の

整備

(イ) 指定患者の指導

四、患者家族の検診並の指導

五、患者の届出の助成  
一、検査品等の供給を要する

六、患者の保護  
一、建設費の補助  
二、住宅の改修の補助

IV 労働者健康の整備

一、検査

一、健康診断  
一、年次健康診断計上...  
二、労働者健康診断

二、労働者健康診断  
一、労働者健康診断計上...  
二、労働者健康診断

V 労働者の給付

一、労働者健康保険  
一、労働者健康保険給付  
二、労働者健康保険給付

二、労働者健康保険  
一、労働者健康保険給付  
二、労働者健康保険給付

三、労働者健康保険  
一、労働者健康保険給付  
二、労働者健康保険給付

四、労働者健康保険  
一、労働者健康保険給付  
二、労働者健康保険給付

五、労働者健康保険  
一、労働者健康保険給付  
二、労働者健康保険給付

VI 労働者の給付

VII 労働者の給付

一、研究

二、研究

- 二 疫所の研究
- 三 治療の研究
- 四 栄養の研究
- 五 社会的経済的の研究
- 六 結核菌の培養及びその設定
- 七 療養所運営の研究
- 八 疫病診断治療指針の作成

三 講習

一 行政関係

- (A) 中央 厚生省に於て都道府県結核専任担当技官の講習を実施する
- (B) 地方 (1) 都道府県の専任担当技官は管内結核関係関係職員に講習を実施する
- (2) 保健所の結核専任技官は担当区域の結核関係職員に

結核関係に於て講習を実施する

二 治療関係

- (A) 中央 都道府県の主要なる療養所の職員に於て厚生省に於て実施する
- (B) 地方

- (1) 石職員は各都道府県結核所在療養所医師看護婦の講習を実施する
- (2) 保健所、市町村等の結核関係関係職員に講習を実施する
- (3) 開業医の講習は医師会に於て実施せしむる講習は中央より委託する

IV 結核療養所関係の普及宣傳

(四) 指導事項の調査

- 一 總務豫防事業団体之強化志用
- 二 總務豫防會の運営強化
- 三 其の他豫防団体之強化志用
- 四 總務豫防婦人会の育成

1 組 織  
 中 央 政 令 會  
 地 方 府 縣 單 位 に 分 部  
 市 町 村 に 支 部

2 目 的  
 總務豫防の思想普及に實踐  
 總務世話委員會の刷新後進

- 二 學校教育による豫防思想の普及徹底
  - 一 文部省と連絡給成に關する事項の教科日中へ編入を期す
  - 一 才澤生、進退を通じ家庭への思想普及を期す。尚上級生
  - 一 總務豫防実生活、指導を期す

「ロ」の各母體の統一徹底  
 一 計 表

主として昭和八年より三十一年の計五年  
 二 五〇〇〇の製造

IV 總務豫防法の改正  
 必要に定めて製造所の増設を期す（現在十ヶ所）

社 會 局 所 管 事 項

- 一 民生委員の運営指導に關する件
- 一 日本社會事業學校經營に關する件
- 一 社會事業法に基く補助に關する件
- 一 受保護者の保護のための施設に關する件
- 一 生活保護法の施行に關する件
- 一 災害救助法（假稱）制定に關する件
- 一 フイツ人の生活援護に關する件
- 一 轉落婦人保護に關する件
- 一 同和事業に關する件
- 一 中途失明者保護に關する件
- 一 生活協同組合に關する件
- 一 救濟用物資に關する件
- 一 トラ救護物資に關する件

厚 生 省



「民生委員の運営指導に關する件」

昨年十月一日民生委員分實施とともに現在全國において十二万四千名の新民生委員が委嘱されたのであるが、これら、國の社會行政の地方における末端機構たる民生委員の職務は眞に重要なものがあるので國としてもその運営指導には各校の意を用いている。

特に民生委員の本質的性情に盡み精神的、技術的方面の指導に意を注いでいる。

尙二十二年度においては指導費として金一、一八八、〇〇〇圓を計上している。

「日本社會事業學校運営に關する件」

本校は社會事業従事者及び將來社會事業に従事せんと希望する

軍事保護院

者の再教育並びに養成を目的として昨年十月設立せられ厚生省よりその経費の全額を交付して財団法人日本社會事業協會に對し委託經營せしめてゐる。尙現在文部省に對し専門學校として認可申請中であり近く認可される見込である。

本校は本科（年限三年、定員五〇名）、研究科（年限一年、定員五〇名）、講習科（全額を教プロツクに分ち實施、一ヶ所の講義期間十日間、定員五〇名）の三科である。

現在の假設舎は東京都新宿區原町三ノ八六に在る。

昭和二十二年度においては之に要する経費として金九五、六〇〇〇圓を計上している。

「社會事業法に基く補助に關する件」

從來社會事業法に基いて設置されていた私設の社會事業團體又

は施設に對しては同法第十一條に基き國庫から補助金を支出してその事業の助成を圖つていたのであるか、昭和二十一年二月二十七日聯合軍總司令部からの日本政府に對する覚書「政府の私設社會事業團體に對する補助に關する件」により國又は公共團體は私設の社會事業團體又は施設に對しては補助することが出来ないことになつたのである。その後本件に關して聯合軍當局に對し屢次に亘り折衝の結果國又は公共團體が特定の事業又は事務を私設社會事業團體又は施設に委託しそれに要する經費を該團體又は施設に交付することは差支えないことに了解を得たので右において實施中である。

昭和二十二年度においては前年度同様委託事業費決算として金七五万円を計上している。

### 軍事保護院

「要保護者の保護のための施設に關する事項

要保護者の保護のための施設の設置に關してはさきに實施の生活困難者緊急生活保護事業（五）「四九三、四九五條」並に生活保護法（八三、五八三、四二四條）に於て天々豫算を計上し各都道府縣に設置せしめたのであるが一部は資材その他の關係により未完成のため、これが經費を昭和二十二年度に繰越し本事業の實施に道途なきを期している。

同繰越經費は左の通り

緊急生活保護事業	一二四二二二一八一圓
生活保護法	八三、五八三、四二四圓

「生活保護法の施行に關する事項

生活保護法の施行に關しては國內の現状に即應した保護をなす

べく要領分刀中である。

一英吉教団法（取捨）制定に關する事項

聊官早坂南司令郎より柳英の次男もゆり英魯保陸に關する英本法律を制定すべく目下準備中なり。

一ドイツ人の生活法改に關する件

ドイツ人に於て日本に居住し、實業ヲ興又は人の他の用事無能力のため生活維持を難得し得ざる者に出し、日本政府に於て其の生活を保護すべき旨の聊官早坂南司令郎は官憲政府宛電書一九一九年一月二十九日「聊官早坂ノ取捨タリシ國ノ國民ノ取捨ニ關スル件」に關して對又官を添く一紙ドイツ人並に元ドイツ人等亦其の困難者の生活法改を早坂南司令郎に於て行ふこととなり且二月二十五日より之を實施し不つたか、本年段においても外相は又及爾後の生活法改委員として一月一人平均六日一國を見込みハ七カ一〇〇〇國を前上し生活法改を實施中である。同四月現在の英政府は約六、六人であるが昨月所定の範圍内である。

軍事保護院

一海軍知人保護に關する件

國民生活の窮乏化に依り、止り生活から轉化する婦人の發生を免つゝある。此年段において婦人學生保護院に於ける婦人寮を六大部分所存並に及在國民において官計十六ヶ所を設けした。

本年段においては之の經費に對する其知ラロ一ト一ノ國を司上し婦人寮において生活訓練、文藝、職業訓練、職業研養等の措置を講じつゝある。





児童局所管事項

- 一 児童福祉法案に關する件
- 一 浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護児童の保護に關する件
- 一 母子保健に關する件

軍事保護院

「児童福祉法案に關する件」

現下の社會狀勢下においては、児童の福祉を一段と増進することは、喫緊の要務でありこれが施策としては現行児童保護單行法規を一元化するとともに更に擴充した總合法規を作成する要があるのに鑑み、政府はこれが具体策について、昨年十二月中央社會事業委員會に諮問し本年一月二十五日児童福祉法案要綱の答申を得たのである。

政府はこれに基いて去る第九十二帝國議會に提出すべく「児童福祉法案」を準備したのであるが、會期等の都合により提出されるに至らなかつたが、更にその内容に研究検討を加へ今次の國會に提出すべく準備中である。

軍事保護院

「浮浪兒、孤兒、不良兒等の要保護児童保護に關する件」

現下極めて困難な社會狀勢のため浮浪兒、孤兒、不良少年等不幸な児童が少くないので、從來存する少年救護法による少年救護院（全國を通じ五〇ヶ所）の他に六大都市所在都府縣及び福岡縣の主要府縣に重點を置いて浮浪兒保護施設の整備等につとめて來たのであるが、更にこの保護の根本的措置を講ずる必要があるため、この種児童保護に必要な各種機關及び各種施設の整備等必要な施策を、今次國會に提案準備を急いでゐる「児童福祉法案」に含ませることとしてゐる。

「母子の保健に關する件」

(1) 妊産婦の保健衛生に關する事項

昭和十七年度より妊産婦手帳規程（昭和十七年七月十三日厚生省令第三十五號）により妊婦の届出をなさしめ、妊産婦手帳を交付し醫師又は助産婦につき診察及保健指導を受けしめると共に必需品の確保其他特別の保護を行いつつあり。

(四) 死産の届出制に關する事項

一九四六年三月十四日連合軍最高司令部より帝國政府宛「人口動態統計整備案に關する件」他三回の指令に基き母子保健の向上を圖り死産の實情を明かにする目的を以て同年九月三十日厚生省令第四十二號死産の届出に關する規程を公布十月一日より施行せり。

(イ) 乳幼児及未就學兒童の保健衛生に關する事項

昭和十四年度以降全國乳幼児の診査指導を實施し來りたるも更に十七年度より國民体力法（昭和十五年四月八日法律第一〇五

號）の規定に基き之が義務的体力検査を行い必需營養品の確保

其他特別の保護育成を加え我國乳幼児死亡の減少に寄與をなした。而るに國家財政上二十一年度より本件豫算は計上されな  
いが、現下の乳幼児保健の重要性に鑑み各都道府縣を督促し、  
恩賜財團母子愛育會等と協力これが實施を圖りつつあり。



## 児童福祉法案

(昭和二十二・二・三)

すべて児童は、心身ともに健やかに育成されるために必要な生活を保障され、その養育及び環境に應じて、ひとしく教育をほどこされ、愛護されなければならない。

すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生れ、且つ、育成されるように努めなければならない。

すべて児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負い、必要があるときは、國が保護者に代つてその責任を負う。

國及び公共團體は、保護者の責任遂行を積極的に助長し、そのさまたげとなる因子を排除するように努めなければならない。

これは児童福祉の原理であり、この原理は、すべて児童に關する法律の施行にあつて常に尊重されなければならない。

### 第一章 總 則

#### 第一節 通 則

第一條 この法律において児童とは、十八歳に満たない者を、乳兒とは一歳に満たない者を、幼兒とは一歳以上國民學校(學校教育法施行後は小學校)就學の始期に

達するまでの者をいう。

第二條 この法律において妊娠婦とは、第十八條の規定により妊娠の届出をした女子及び出産後一年以内の女子をいう。

第三條 この法律において保護者とは、親権者、親権者のないときは、後見人又は後見人の職務をおこなう者をいう。

#### 第二節 児童福祉委員会

第四條 次の各號の事項を調査審議するため、児童福祉委員会を置く。

一 児童福祉の原理を具現するために必要な事項

二 この法律その他の法令の規定で児童福祉委員会の権限とされた事項

三 児童福祉に關する關係廳の連絡調整に關する事項

四 その他児童福祉に關し必要な事項

児童福祉委員会は、児童福祉に關し行政廳の諮問に答え又は意見を具申することができる。

第五條 児童福祉委員会は、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会とする。

児童福祉委員会に關しては、この法律で定めるものの外、勅令でこれを定める。

#### 第三節 児童委員

第六條 次の各號の事務に従事させるため、児童委員

を置く。

- 一 児童の健康の増進又は文化の向上に関する事項
  - 二 妊産婦の保健に関する事項
  - 三 第三十五條第一項各號の一に該当する児童の養育、療育又は教養に関する事項
  - 四 その他妊産婦及び児童の福祉に関する事項
- 第七條 児童委員は、社会事業、警察、教育又は宗教関係者、その他適當な者のうちよりこれを委嘱する。前項の規定による委員の外、民生委員会による民生委員は児童委員とする。
- 第八條 児童委員は、その職務の執行について都道府県又は特別市の長（児童相談所長、養育院長、療育院長又は教養院長が第三十八條の規定により第三十五條第一項第七號の規定による権限を委任されたときは、児童相談所長、養育院長、療育院長又は教養院長）の指揮監督を受ける。
- 市町村長は、児童委員に対して、その職務の執行について必要な指示をすることができる。
- 第九條 児童委員は、これを名譽職又は有給とする。
- 第十條 児童委員に關しては、この法律で定めるものの外、勅令でこれを定める。
- 第四節 児童相談所
- 第十一條 都道府県又は特別市は、命令の定めるところ

により、児童相談所を設置しなければならない。

第十二條 児童相談所は、次の各號の全部又は一部の事業をおこなう。

- 一 児童の健康増進及び文化向上の指導に関する事項
  - 二 妊産婦の保健指導に関する事項
  - 三 第三十三條各號の規定による児童の鑑別に関する事項
  - 四 その他妊産婦及び児童の福祉に関する事項
- 第十三條 保健所には児童相談所を附設する。
- 児童相談所は、命令の定めるところにより、學校、養育院、療育院、教養院その他適當と認める施設にこれを附設することができる。
- 第十四條 児童相談所に關しては、この法律に定められるものの外、勅令でこれを定める。
- 第五節 職員養成
- 第十五條 国又は公共團體は、勅令の定めるところにより、この法律により、児童福祉に關する職務に従事する職員を養成する。
- 前項の規定による養成のため、勅令の定めるところにより、職員養成所を設置することができる。
- 前項の規定による職員養成所は、事情により、命令の定めるところにより、適當な施設にこれを附設することができる。

## 第二章 健康及び文化

### 第一節 通則

- 第十六條 國及び公共團體は、児童及び妊産婦に對し、その健康保持のために必要な最低限度の營業を興え、保健施設及び文化施設を利用することができ、機會を提供することに努めなければならない。
- 第十七條 公の機關及び物資配給業者は、前條の規定による目的を達成するように措置しなければならない。
- 厚生大臣は、前條の規定による目的を達成するため必要があるときは、中央児童福祉委員会の意見を聞き、勅令の定める公益法人に對し、児童及び妊産婦の必需物資の生産及び配給をおこなわせることができる。前項の規定による生産及び配給は、勅令の定めるところにより、厚生大臣の指示に従いこれをしなければならない。
- 第二節 妊産婦
- 第十八條 妊娠した女子は、勅令の定めるところにより、都道府県又は特別市の長に妊娠の届出をしなければならない。
- 第十九條 妊産婦は、命令の定めるところにより、無償で健康診査を受けることができる。
- 第二十條 都道府県又は特別市の長は、第十八條の規定

による届出をする女子に對して、妊産婦手帳を交付する。

前條の規定により、妊産婦の健康診査をした者は、命令の定めるところにより、妊産婦手帳に妊産婦の保健指導に必要な事項を記載しなければならない。

妊産婦手帳は、行政廳の定めるところにより、妊産育兒に必要な物資の配給その他妊産婦及び乳兒の保護のため必要があるときにこれを使用する。

前三項の規定の外、妊産婦手帳に關しては、命令でこれを定める。

第二十一條 公共團體又は私人で妊産婦を收容して出産及びその前後の療養をさせる施設（以下産院という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、都道府県又は特別市に對し、都道府県の長は、地方児童福祉委員会の意見を聞き、市町村に對し、産院の設置を命ずることができ、産院に關しては、この法律で定められるものの外、勅令で定める。

### 第三節 児童

第二十二條 公共團體又は私人で、乳兒を收容して晝夜間を通じ、これを保育する施設（以下乳兒院という）を設

置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

乳児院は、産院にこれを附設することができる。前條第二項及び第三項の規定は乳児院についてこれを準用する。

第二十三條 乳児院は、乳児の保護者が、その乳児の收容を願ひ出るとき、又は第三十五條第一項第六號の規定による保護を受けた乳児があるとき、その乳児の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十四條 公共團體又は私人で、學校教育法の規定による養護學校にも就學することができない虚弱児を收容して、その心身とともに健やかにする施設（以下健児院という）を設置し、第五十一條ないし、第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十五條 健児院は、虚弱児の保護者が、その虚弱児の收容を願ひ出るとき、その虚弱児の收容をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

り、學校教育法の規定による學校教育に準ずる教育を、ほどこし、所定の教科を修めた者に對して、學校教育法の規定による教育を終了した者と認定することができる。

第二十七條 公共團體又は私人で、乳児又は幼児の保護者の委託を受けて、その委託する時間中、乳児又は幼児を保育する施設（以下保育所という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十八條 保育所は、乳児又は幼児の保護者が、その乳児又は幼児の委託を願ひ出るときこれをこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りでない。

第二十九條 保育所には、保健を置く外なるべく醫師、齒科醫師又は保健婦を置く。

第三十條 公共團體又は私人で兒童の健康を増進し、又はその文化を向上させる児童遊園、觀望施設その他の施設（以下健康文化施設という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。

いし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、行政廳の認可を受けなければならない。

第二十一條 第二項及び第三項の規定は、健康文化施設についてこれを準用する。

第三十一條 何人も次の各號の一に該當する業務又は行為をしてはならない。

- 一 心身の正常でない兒童を觀覽に供する行為
- 二 兒童にこじき又は淫行をさせる行為
- 三 兒童を用いてこじきをする業務
- 四 公衆の娛樂を目的として、十四歳に満たない兒童にかるわざ又は曲馬をさせる業務
- 五 戸口について又は道路で、十四歳に満たない兒童に歌謡、遊戯その他の演技をさせる業務
- 六 十四歳に満たない兒童に、煙草、女給その他酒問の世話をさせる業務
- 七 兒童に、前各號の規定による業務又は行為をさせるために、兒童を他の監護に移す行為
- 八 兒童の福祉増進を目的とせず、その他の目的のための、兒童をあずかり又は養う行為
- 九 その他兒童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある業務又は行為であつて、中央兒童福祉委員會の意見を聞き、厚生大臣が定めるもの

児童福祉委員會の意見を聞き、兒童の福祉を阻害し又は阻害するおそれがある業務又は行為を禁止することができる。

### 第三章 保護

第三十二條 次の各號の一に該當する兒童を認めた者は、命令の定めるところにより、これを第十二條第三號の規定による事業を行う児童相談所に通告しなければならない。

- 一 精神の欠陥又は身体の著しい機能障害により、正常の生活を営むことができないもの
  - 二 不良行為をし、又は不良行為をするおそれがあるもの
  - 三 前二號に該當するものの外、保護者又は現に監護する者（以下保護責任者という）のいないもの又は保護責任者の監護の適當でないもの
- 第三十三條 前條の規定による児童相談所の長は、前條の規定による通告のあつたとき又は前條各號の一に該當する兒童を発見したとき、兒童を區別して次の各號の一に分類しなければならない。
- 一 學校教育法の規定により、就學することができないもの
  - 二 前條第一號に該當するもの

三 少年審判所の審判に付することを適當と認めるもの  
四 前條第二號に該當する児童で、前號に該當しないもの  
五 前三號に該當しない児童で、第三十五條の規定による保護を必要とするもの  
六 第三十五條の規定による保護を必要としないもの  
第三十四條 前條の規定による児童相談所の長は、前條第一號に該當する児童を、その児童の居住する市町村の市町村長に、前條第三號に該當する児童を少年審判所に通告し、前條第二號、第四號又は第五號に該當する児童の鑑別の結果を都道府縣又は特別市の長に報告しなければならない。  
第三十五條 都道府縣又は特別市の長は、前條の報告があったとき、児童相談所長の鑑別にもとずき、児童に對して、次の各號の一の保護を又はこれをあわせてすることが出来る。  
一 児童に訓戒を加え、又は改心の誓約書を提出させること。このときは、なるべく保護責任者もしくは附添人を立ち合わせ、又は保護責任者に誓約書に連署させること  
二 児童の保護責任者に訓戒を加え、又は児童保護改善の誓約書を提出させること  
三 児童を條件をつけて保護責任者にわたすこと

四 児童の保護責任者が保護者でないときは、児童を保護者にわたすこと  
五 児童を里親、親族等の家庭、寺院、教會その他適當なものに委託すること  
六 乳児院もしくは養育院に児童を收容し、児童の收容を委託し、又は命令の定めるところにより、療育院もしくは教護院に児童を送ること  
七 児童又は保護責任者を児童委員に指導させること  
八 児童の保護者の貧困のため、第三十三條第二號ないし第五號に該當する児童があるときは、命令の定めるところにより、生活保護法第四條の規定による市町村長に對し、同法第十一條の規定による保護に對して必要な命令をすること。但し、前條の規定により少年審判所に通告し又は前各號の保護をすることのみでたると認めるときは、この限りでないこと  
前項第四號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、いつでもこれを取り消し又は變更することが出来る。  
第三十六條 児童に對して前條第一項第四號ないし第六號の規定による保護をするときは、その保護責任者の意見を聞いて、これをおこなひ、その意見に反して保護するときは、地方児童福祉委員会の意見を聞かなければならぬ。

第三十七條 第三十五條第一項第三號ないし第八號の規定による保護は、必要があるときは、第一條の規定にかかわらず、児童が二十歳に至るまで（第三十二條第一號の規定による児童については、勅令の定める期間の満了するまで）その保護を繼續することが出来る。  
第三十八條 都道府縣又は特別市の長は、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護をし又は第三十五條第二項の規定により、これを取り消し、もしくは變更する権限の全部又は一部を、命令の定めるところにより、児童相談所長、養育院長、療育院長又は教護院長に委任することが出来る。  
第三十九條 第三十三條第一號又は第六號に該當する児童を、第三十三條の規定による分類の決定に至るまで、第三十三條第三號に該當する児童を、少年法第三十七條の規定による處分もしくは少年審判所の審判の開始に至るまで、又は第三十三條第二號、第四號もしくは第五號に該當する児童を第三十五條第一項の規定による保護の決定に至るまで（以下第三十三條各號の一に該當する児童を、それぞれの處置の決定に至るまでという）一時保護するために、都道府縣又は特別市は、勅令の定めるところにより、一時保護所を設置しなければならない。  
第四十條 児童相談所長は、第三十三條各號の一に該當する児童を、それぞれの處置の決定に至るまで、事情に従

い、命令の定めるところにより、一時保護所その他適當な施設において、又は適當な者に委託して、これを一時保護することが出来る。  
前項の規定による一時保護は、いつでもこれを取り消し又は變更することが出来る。一時保護に對して必要な事項は、この法律で定めるものの外、命令でこれを定める。  
第四十一條 公共團體又は私人で、第三十三條第五號に該當する児童を收容して、これを養育する施設（以下養育院という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認可を受けなければならない。  
第二十一條第二項及び第三項の規定は、養育院についてこれを準用する。  
第四十二條 都道府縣又は特別市の長は、第三十二條第三號に該當する児童を養育することを希望する私人であつて、地方児童福祉委員会の意見を聞き、適當と認められるのを里親として、命令の定めるところにより、これを登録しなければならない。  
第四十三條 同法、第三十三條第二號に該當する児童を收容して、これを養育する施設（以下療育院という）を、及び第三十三條第四號に該當する児童を收容して、これを教護する施設（以下教護院という）をそれぞれ必要ならぬ。

場所に設置する。

第二十一條第三項の規定は、療育院及び教護院について、これを準用する。

第四十四條 養育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、養育院に送られた児童の、療育院は、第三十五條第一項第六號の規定により、療育院に送られた児童の、又は保護責任者より教養の願出のあつた児童の、教護院は、第三十五條第一項第六號の規定により、又は民法第八百八十二條の規定により、教護院に送られた児童の教養をこばむことができない。但し、命令の定めるときは、この限りではない。

第四十五條 乳兒院長、養育院長又は教護院長は、勅令の定めるところにより、收容した児童に對して親権をおこなふ。但し、児童に親権者又は後見人があり、且つ、その監護が適當であると認めるときは、児童の財産の管理については、この限りでない。

第四十六條 第二十六條の規定は、療育院及び教護院についてこれを準用する。

第四十七條 公共團體又は私人で、第三十五條第一項第一號ないし第七號の規定による保護を受け終つた者を事後補導する施設（以下事後補導施設という）を設置し、第五十一條ないし第五十三條の規定による補助を受けようとするものは、命令の定めるところにより、行政廳の認

可を受けなければならない。  
第二十一條第二項及び第三項の規定は事後補導施設について、これを準用する。

#### 第四章 費用

第四十八條 中央児童福祉委員会及び妊娠婦手帳に要する費用は、國庫の負担とする。

第四十九條 地方児童福祉委員会、児童委員、第三十五條の規定による保護、第四十條の規定による一時保護及び第四十二條の規定による登録に要する費用は、勅令の定めるところにより、都道府縣又は特別市が、これを負担する。

第五十條 第十五條第一項の規定による養成に要する費用は、これをおこなう者の負担とする。

第五十一條 國庫は、次の費用に對して、勅令の定めるところにより、その十分の五ないし十分の八を補助する。  
一 第五十條の規定により、都道府縣又は特別市の負担

する費用  
一 前條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用（但し、設備費を除く）

第五十二條 國庫は、第五十條の規定により、公共團體又は私人の負担する費用のうち、設備費に對して、勅令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

第五十三條 都道府縣又は特別市は、第五十一條第二號の規定による費用に對しては、その十分の一ないし四分の一を、前條の規定による費用に對しては、その四分の一を、勅令の定めるところにより、補助しなければならない。

第五十四條 第四十九條又は第五十條の規定により、次の各號の一の費用を負担する者は、勅令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を、児童もしくは事後補導施設に收容される者又はその保護責任者より、徴収することができる。

- 一 第三十五條第一項第五號又は第六號の規定による委託に要する費用
- 二 第四十條の規定による一時保護に要する費用
- 三 産院、乳兒院、健兒院、保育所、養育院、療育院、教護院又は事後補導施設に收容した者に要する費用

補導施設に收容される者又はその保護者の居住地又は財産所在地の都道府縣又は特別市の長又は市町村長に、これを囑託することができる。

第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅徴収法の例により處分することができる。

#### 第五章 雜則

第五十五條 この法律又は、この法律にもとづく命令により、行政廳の認可を受けた者が、この法律、この法律にもとづく命令又はこれにもとづく處分に違反するときは、行政廳はその認可を取り消すことができる。

第五十六條 次の各號に掲げる土地建物に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、右料でこれを課する者に對しては、この限りでない。  
一 主として、この法律による産院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土地

二 前項に掲げる建物の敷地、その他主として、この法律による産院、乳兒院、健兒院、保育所、健康文化施設、養育院又は事後補導施設のために用いる土地

第五十七條 第三十一條第一項又は第二項の規定に違反す

る者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

児童を使用する者は、児童の年令を知らないことを理由として、前項の規定による處罰を免れることができな

い。但し、過失のないときはこの限りでない。

第三十一條第一項又は第二項の規定に違反する行為をした者が、事業主のためにした者であるときは、その者を罰する外、事業主に對して第一項の規定による罰金刑を科する。但し、事業主又は事業の經營者が違反の防止に必要な措置をしたときは、この限りでない。

事業主又は事業の經營者が、違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつたとき、もしくは違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときに、事業主又は事業の經營者も行為者として處罰する。

第五十八條 次の各號の一に該当する者が、理由なくその職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏したときは、これを六月以下の懲役、又は五千圓以下の罰金に處する。

- 一 中央児童福祉委員會又は地方児童福祉委員會の委員又は委員であつた者
- 二 児童委員又は児童委員であつた者
- 三 児童相談所、乳兒院、一時保護所、養育院、療育

院、又は教護院において児童の保護その他の事務に従事し又は従事した者

四 妊娠婦の健康診査に従事し又は従事した者

五 その他この法律施行に従事し又は従事した公務員又は公務員であつた者

前項の罪は、告罪を待つてこれを論ずる。

第五十九條 この法律のうち町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

#### 附 則

第六十條 この法律を施行する期日は勅令でこれを定める。

第六十一條 児童虐待防止法及び少年救護法は、これを廢する。

第六十二條 この法律施行の際、現にある國立少年救護院及び都道府縣立少年救護院は、この法律により、設置する救護院とみなし、その在院者は、これを第四十四條の規定により救護院に收容された児童とみなす。

勞政局所管事項

(昭二二五)

- 一、中央労働委員会委員の改選に關する件
- 一、労働組合法改正に關する件
- 一、労働問題の啓蒙宣傳に關する件
- 一、労働教育諮問委員会設置に關する件
- 一、労働行政關係職員の教育訓練に關する件
- 一、内外労働事情の調査に關する件

軍事保護院

一、中央労働委員曾委員の改選に關する件

中央労働委員曾委員の任期は去る二月末日を以て満了してゐる、次期委員については既に労働者代表及び使用者代表の委員候補者の決定を見、第三者委員候補者についても勞資双方の同意を得たのであるが、中央公職審査委員曾の審査が完了しない爲、未だ正式委職に到つてゐない。速に委職出来るよう目下關係方面とが調中である。

軍事保護院



一、労働組合法改正に關する件

昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號を以て制定され翌年三月一日より施行された労働組合法は、連合國最高司令部に招聘された労働諮問委員會の勧告もあり、より健全な労働組合運動の進展のために同法中に改正すべき點があると言ふ見地から、廣く輿論に向ひ、目下その改正について準備を取進めてゐる。

二、労働問題の啓蒙宣傳に關する件

労働組合の健全なる發展を圖るため、廣く國民各層に正確公正な情報を提供し、労働に關する知識を向上せしめると共に政府施策の徹底を期するため、週刊労働、労働叢書、しをりの發行、ボスター及革新報の指示、各都道府縣廳内に労働文庫を設置せしめる等の宿願を積極的に講じてゐる。

軍事保護院

一、労働教育諮問委員會の設置に關する件

労働に關する教育の普及及促進を圖ることは、素要であるので、労働教育に對する政府の應方對について、民間關係者の意見を充分に聽いて、これを民主的に決定するため、労働教育諮問委員會設置要綱を定め、この設置について目下準備中である。

二、労働行政關係職員の新獲訓練に關する件

労働行政の適確な遂行を圖るため、現職の職員及新規採用職員二、〇〇〇名に對し昭和二十三年二月迄にはその教育を終了すべく目下實施中である。

三、内外労働事情の調査に關する件

労働施策の圓滑なる遂行を圖るため、これか資料の提供を目的として、國內各新聞紙及雜誌より労働に關する事項を摘録し、新聞月報を作製して労働行政關係職員に配付してゐるの外、G H Q 及其他關係方面からの好意による資料を得て既に「アメリカに於ける労働協約の實際」及「民主的労働組合主義とアメリカの労働組合契約」、一ソ聯の労働事情」等を發行した外、目下「諸外國に於ける労働者に對する利潤分配」の依託調査を行つており、今後 G H Q 及其他連合軍當局その他より資料を得て、各國の労働事情について調査研究を取進める計畫である。

軍事保護院

- 一、労働基準法の施行について
- 一、労働保護監督官の任命について
- 一、給與奉養會について
- 一、給與政策について
- 一、労働用物資について
- 一、労働者救済の施設における労働統計資料の提供について

軍事保護院

労働基準法の施行については、労働基準法第九十二回閣議で成立したので、これが施行について、七月を日通として目下命令の制定その他の事項について準備中である。

労働保護監督官の開設準備について

労働基準法の施行は、各府県府等に毎に労働保護監督官を設け、又これか第一報知所として、労働保護監督官を設けて設置せしめるのであるが、これかため、去る五月二日よりの省及び各府県等に毎に労働保護監督官を設けて目下職員採用、建物の修繕等に着手する。尚労働保護監督官は、本官制行と同時に開設する予定である。

給與奉養會について

三月五日東京第一及第二小委員会を設け、給興に關する一般方針  
 及給興の進捗計割につき研究中のところ、去る五月二日坂本を  
 得たので之を臨時評議會に諮る要あるも、目下可合關係下と委  
 員會決定案につきその取解を承めてある。

四 給興評議會の第一回會合に於いて甲委員の條に對し紛  
 争を生じた爲準備會として開議中であるが、評議の中心となつた  
 三名の政黨代表甲委員は會解散に依り自ら罷任の責を現在に  
 負んである。

給興評議會也式同様の爲の中委員補充の會に右委員補充問題  
 を改める要がある。

一 給興次第につて **ウ**

三月七日朝、ウツア... 準備を要する物質及資金に關する

軍事保護院

一 防務用物資につて

地方自治準備會の... に於て此種物資の... 行つて来たが防務用物  
 資の給與物を修得することになつたので之が關係... について目下  
 追加豫算要求中である

一、労働省設置の場合における労働統計機構の整理について  
 現在の労働統計については、現行統計局に於て一般的基本的  
 統計調査を、専門的技術的統計調査は労働統計課で行ふ、外務省  
 局、労働基準局、城采、延局の合謀で、大々行つてゐるか、労働  
 統計組織の整理と統一は労働省設置の場合に於ては基本的整理  
 事項として考慮されねばならぬので、目下當課に於ては、現在の労働  
 統計課を強化したる労働統計調査局の設置に努むる所官  
 事項並に隊員の措置に付いて準備中であつて、統計機構等関係  
 資料は別紙の通りである。

一  
 同様に現行統計局よりの労働統計の移管に於いては未だ具体案  
 決定せず、同関係に於いて、研究中である。

軍事保護院

職業安定局所管事項

- 一、職業安定法の制定に関する件
- 一、公共職業安定所に関する件
- 一、公共事業実施に関する件
- 一、失業の現況に関する件
- 一、重要産業労務の幹庭充足に関する件
- 一、進駐軍労務充足に関する件
- 一、一般職業紹介成績に関する件
- 一、職業補導施設に関する件
- 一、中央職業紹介委員会に関する件
- 一、中央失業対策委員会に関する件
- 一、関係団体に関する件
- 一、職業行政関係職員の研修制度強化拡充に関する件

厚生省

一 警察安定法の制定に關する件

現下の事態に即應し職權紹介事業その他就職事業の圓滑なる運営を圖るため現行職業紹介法はこれを廢止し新に職業安定法の制定を來る特別國會に提案すべくこれの準備を進めつゝあり。

軍事保護院

職業安定法草案

第一章 総則

(法律の目的)

(昭三、五、九)  
職業安定局

第一條 この法律は、國家にとつて尊重せらるる労働力が、最も有効に發揮せらるるよう、各人に、その有する能力に適當する職業に就く機会を予へることに

より、職業の安定を計り、産業の興隆に寄与することを目的とする。  
(職業選擇の自由)

第二條 何人も、公共の福祉に及しない限り、自由に且つ希望して、  
その有する能力に、最も適當する職業を選擇する権利を妨げられない。

(就業強要の禁止)

第三條 何人も、その意に及する職業に就くことを強要せられない。

(均等待遇)

第四條 何人も、職業に就く場合、人種、國籍、性別、宗教、信條、社会的身分、従前の職業又は労働組合の組合員たること若しくはその組合活動に理由として、いかなる差別的な取扱ひも受けない。

(労働力の配置)

第五條 政府は、労働市場の必要に基いて、労働力が適正に配置せらるるよう



裏面白紙

努めなければならぬ。

(事業及び施設による雇傭安定)

第六條 政府は、失業者に対し、その雇傭の一時的安定を計るため必要

あるときは、事業及び施設を興し、これに能う限り多数の失業者を使用す

るよう努めなければならぬ。

(事業又は行序の制限)

第七條 何人も、この法律の定めるところによらなければ、職業紹介事業、

労働者の募集及び労働者供給事業を、行ふことができない。

第二章 公共職業安定所

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業輔導その他この法律に規定する事務を掌らうるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、主務大臣の管理に属する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄区域、事務取扱の範囲及び職員定員は、定員その他公共職業安定所について必要の事項は政令でこれを定める。

(公共職業安定所の利用促進)

第九條 政府は、公共職業安定所について能う限り多数の者が、自由によつて希望してこれを利用するように、その位置、設備、職員の執務態度その他事務執行の方法に関し、たえずこれを改善工夫に努めなければならない。

(職員の責務)

第十條 公共職業安定所の職員は、自己が公共に奉仕する者であることを自覚し、その利用者に対し懇切丁寧を旨とし、公正に責務を自覚し、その利用者に対し懇切丁寧を旨とし、公正に

速行取扱いをしなければならぬ。

(求職者に対する便益供与施設)

第十一條 政府は、公共職業安定所に、求職者に対する便益の供与又は

その就業に必要の施設を設けなければならない。

裏面白紙

第三章 職業紹介事業

(定義)

第十二條 この法律で職業紹介とは求人又は求職の申込を受け、求人者

と求職者との間における雇傭関係又は使用関係の成立を斡旋

することをいふ。

無料公益の原則

第十三條 何人も、有料又は營利の職業紹介事業を行ふことを出禁をい

(公平の原則)

第十四條 職業紹介を行つたときは、求人者又は求職者には、

いかなる負担をも課せらるべきでない。

(重要産業に對する勞働者の充足)

第十五條 政府は、職業紹介事業を行ふにあたり、特に國家にこゝろ重

要な産業に對し、その必要とする勞働者の充足に努めなければならない。

(求人申込)

第十六條 公益職業安定所は、いかなる求人申込についても、これを受理

し、取り扱ふべきである。但し、求人申込の内容が、法令に違反するときは、又は

著しく不適当であると認めるときは、その申込の受理を拒絶する。

が出禁をいふ。

公共職業安定所が必要であると認めるときは、求人者に対し、その求  
人数、採用地域、労働条件、紹介期限その他求人条件について、即言  
るべきである。

(求職の申込)

第二十七條 公共職業安定所は、かかる求職の申込について、これを受  
理しなければならぬ。

公共職業安定所が必要であると認めるときは、求職者に対し、その就職  
先、就職条件、就職地、その他求職条件について、即言するべきである。

(申込受理の制限)

第二十八條 公共職業安定所は、現に争議行為発生の工場事業

場その他の場所での求人申込又はその工場事業場その他の場所に

被備中の労働者の求職の申込は、これを受理し得ない。  
(労働条件等の明示)

第二十九條 求人者は求人申込に、  
公共職業安定所は、  
あたり求職者に対し、賃金、労働時間その他の労働条件及び求職

者の従事する業務の内容を、明示しなければならぬ。

(紹介)

第二十条 公共職業安定所は、求人条件及び求職条件を調査し

求人者については、その申込の内容に合致する求職者を紹介し、求職者

については、その申込の内容に合致する求人者にこれを紹介するよう

努めなければならない。

求人又は求職の申込を受けた後その申込に関係ある工場事業場その他

の場所において、争議行為が発生した場合はその求人者には求職

者もその求職者には求人者を紹介してはならない。

(求人及び求職の開拓)

第二十一条 公共職業安定所は、労働市場の状況を調査し、その必要に

応じて得るよう、求人及び求職の開拓に努めなければならない。

(政府以外の者の行う職業紹介事業)

第二十二条 政府以外の者が職業紹介事業を行はうとするときは、

主務大臣の許可を受けなければならない。前項の職業紹介事業を行

う者は、かかる名義においても、報酬として手数料その他財物又は利益を受け

てはならない。第二十条の規定は、この条の職業紹介事業を行

うもの場合には、第二十条の規定は、この条の職業紹介事業を行

これを準用する。前三項に定めあるものの外、この條の職業  
紹介事業については必要事項は、政令でこれを定める。

禁止行為

この條 職業紹介事業を行う者は、左に掲げる行為をして  
らる。

一 事業に関して誇大又は虚偽<sup>虚偽</sup>廣告又は揭示をなすこと。

二 暴行、脅迫、強要その他精神又は身体に自由を不当に拘束す

る手段によつて、本人の意思に反して斡旋すること。

三 風俗を紊る虞ある行為をなすことを以て就職を勧誘すること。

四 不正又は虚偽の條件を呈示して、就職を勧誘すること。

五 不職者を實在しなく業務に斡旋すること。

六 労働条件が法令に違反する工場、事業場その他場所を斡  
旋すること。

七 労働者の承諾を得ずして、被雇者の労働者を勧誘して他に斡

裏面白紙

施し、又は使用者を勸諭して、その使用中の労働者を解雇せしむ

しめ、若しくはその意志に反して、これを他に譲渡すること

ハ職務上知りたる人の身分又は秘密に属する事項を他に漏

洩すること

(施行規程)

第二十四條

この章に規定するものの外、政府の行

事業について必要の事項は、政令でこれを定める。



第四章 職業指導

(定義)

第二十五条 この法律で職業指導とは、職業に就かうとする者及び職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、その意に適當する職業の選択を容易にさせたために、必要を指示、助言その他を指導を行ふことをいふ。

(職業指導官)

第二十六条 政府は各条の職業指導を行うために、職業指導官を置く。職業指導官の資格及び職務については、政令でこれを定める。

(施行規程)

第二十七条 この章の規定するものの外、職業指導に関し必要を事項は、政令でこれを定める。

第五章 職業補導事業

(定義)

第二十八條 この法律で職業補導とは、特別に知識及び技能を必要とする

職業に就くことを希望する者について、その職業に就くことを容易とするた

めに、職業に関する知識及び技能を授けたることをいう。

(原則)

第二十九條 職業補導は、労働市場の要求に適する職業の知識及び技能

に係りて行われなければならない。

特別の補導を加えたことを必要とする者に対する職業補導は、特にその

者の個人的事情に適する職業の知識及び技能に係りて行われなければならない。

(政府の職業補導事業)

第三十條 政府は、職業補導事業を行うために、職業補導所を設置して自

らこれを經營し、又は公共団体若しくは公益団体に、その經營を委託

することができる。

(政府以外の者の行う職業補導事業)

第三十一條 政府以外の者が政令で定めた基準に該当する職業補導事業

を行はうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

前項の職業補導事業に係りて必要事項は、政令でこれを定めた。

(國庫の補助)

第三十三條 各条の職業輔導事業に要する経費の関しては、國庫は之を

全部又は一部を補助する事ができる。

(無料の原則)

第三十三條 第三十條及び第三十一條の職業輔導事業は、無料でこれを行

はるべし。但し、第三十條に規定する職業輔導事業において

主務大臣の認可を受け、輔導を受けた者より授業料を徴収すること

ができる。

(施行規定)

第三十四條 この章で定められたものの外、職業輔導事業に關し必要事項は、

政令でこれを定める。

第六章 労働者の募集

(附義)

第三十五條

この法律で労働者の募集とは労働者をして雇傭しようとする者が

自ら又は他人に委託して労働者に対しその被傭者となることを勧誘する

ことをいふ。

(之等による募集)

第三十六條

何人も新聞若しくは雜誌その他刊行物に掲載する広告又は文書

の掲載若しくは頒布による労働者の募集は自由にこれをすることができない。

(文書若しくは新聞若しくは雑誌の制限)

第三十七條

主務大臣が労働者の規定に基いて必要であると認めるときは前條

の募集若しくは行ふ者に対し罰金として懲罰を規定し、労働者の募集若しくは行ふ者の

書の掲載又は頒布を制限することができる。

(委託募集)

第三十八條

労働者をして雇傭しようとする者がその被傭者その他の使用人以外

の者をして労働者の募集を行はうとするときは主務大臣の許可を受け

なければならない。

(自己募集)

第三十九條

労働者をして雇傭しようとする者が自ら又はその被傭者その他の使用

人をして労働者の募集を行はうとするときは当該労働者からの募集に

應ずるため、その住所又は居所の変更を必要とする場合に限り、主務大臣の許可を受けなければならぬ。

(許可の条件)

第四十條 主務大臣は前二条の規定により労働者の募集を許可するにあつ

り募集人員、募集区域、その他募集方法に關し、必要な指示を與へることが出来る。

(募集従事者の制限)

第四十一條 第三十八條の規定により労働者の募集に従事する者又は第三

十九條の規定による被傭者の他の使用者は、同時に二以上の労働者の募集を行

行する者の募集に従事するとはならぬ。

(報償受領の禁止)

第四十二條 何人も労働者の募集にあたり、その募集に應じた者から、いかなる

名義においても報償として、手数料その他の財物又は利益を反けてはならぬ。  
(金錢等の給與の禁止)

第四十三條 労働者の募集を行つる者は募集に従事する被傭者その他の任用

人に対し、いかなる名義においても、募集の報償として、金錢その他の財物を給

與してはならない。第三十八條の規定により労働者の募集に従事する者につ

いては主務大臣の許可を受けたる報償以外のものについて同様である。

(労働條件等の明示禁止行為等)

第四十四條 第十八條、第十九條及び第二十三條の規定は、労働者の募集に

お行方者又はこれに従事する者の行為が募集に關して、これを準用する。

第二 條第一項の規定は、第三十七條の場合を除いて、労働者の募集を行ふ者

又はこれに従事する者の行為が募集に關して、これを準用する。  
(又本条の附則)

第四十五條 第三十八條及び第三十九條の規定により労働者の募集を行ふ者

・募集する者は、その募集に關して、他人に委託してはならない。

(施行規程)

第四十六條 本章に定めおのの外、労働者の募集に關して必要な事項

は政令でこれを定める。

第七章 労働者供給事業

(定義)

第四十七條

この法律で労働者供給事業とは、労働者を使用しようとする者の求めに応じて、その雇傭若しくは使用する又はそのために添て労働者を供給する事業という。

(労働者の供給事業の禁止)

第四十八條 何人も労働者供給事業を行ってはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十九條 前條の規定にかかわらず、その雇する労働者として

主目的とする労働者の組合が無料であり且つ営利を目的としてないその組合員を供給する場合に限り、労働者供給事業を行うことが出来る。

前項の労働者供給事業を行おうとする労働者の組合は、主務大臣の許可を得なければならない。

(労働者供給の制限)

第五十條 主務大臣が必要と認めるときは、前條の労働者の組合は

対し労働者の供給先、供給人員に關し、必要の指示を与えることができる。

(供給の対価受領の禁止)

第五十一條 第四十九條第一項の労働者の組合は労働者の供給を受領する事

組合員より、いかなる名義においても、供給の対価として、金銭料その他

賤物又は利益を受けはならない。

(労働供給の禁止 禁止行為等)

第五十二條 第十八條、第十九條、第二十二條、第二十三條の規定は、

第四十九條の労働者の組合の行つ労働者供給事業について、これを準用す。

第五十三條 この章に定めざるもの以外、労働者供給事業に關し必要は事項は

政令でこれを定める。



第八章 行政機関

(職業安定事務局)

第五十四條

政府は、公共職業安定所の監督及びその業務の連絡統一その他

この法律の施行に関する事務を掌り、このために、数個の都道府縣を管轄区域

とする職業安定事務局を設置することができる。

職業安定事務局は、主務大臣の管理に属する。

職業安定事務局の位置、名稱、管轄区域及び職員の設定については、本安定

事務局について必要の事項は、政令でこれを定める。

第五十五條

職業安定事務局長は、主務大臣の指揮監督を受け、この法律の

施行に関する事項について、都道府縣知事を指揮監督すると共に、公共

職業安定所の監督及びその業務の連絡統一その他この法律の施行に関する

事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

都道府縣知事は、この法律の施行に関する事項について、主務大臣又は職業

安定事務局長の指揮監督を受け、公共職業安定所長、指揮監督を受け、公共職業安定所の業務の連絡統一その他この法律の施行に因する事務を所屬の職員を指揮する。

公共職業安定所長は、職業安定事務局長又は都道府県知事から指揮監督を受け、所務を掌理し、所屬職員を指揮監督する。

(市町村長の職務)

第五十六條 市町村長(政令で指定する市)については市長、

公共職業安定所長の指示に従い、左の業務を行う。

- 一 公共職業安定所に直接申込むことのできない求人又は求職者の申込に、これを公共職業安定所に取次ぐこと。
- 二 求人者又は求職者の身元調査その他に關し、公共職業安定所長から照会があった場合、これを調査すること。
- 三 公共職業安定所の通報する求人について、これを通知すること。

（職業安定本委員会）

第十七條 政府は、この法律の施行及び改正に關する事項を審議するたため、主

務省、職業安定事務局及び都道府縣に職業安定委員会を置く。

職業安定委員会は、主務大臣、職業安定事務局長又は都道府縣知事

の諮詢に應ずるの外、必要に應じ關係行政廳に建議することが出来る。

職業安定委員会の委員は、労働者を代表し得る者、使用者を代表し

得る者、及び該行政廳がこれを委嘱する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同数とする。

前四項に定めざるもの外、職業安定委員会に、必要の事項は、政令で

これを定める。

（職業委員）

第五十八條 政府は、公共職業安定所の業務を補助させるために、公共職業

安定所に職業委員を置く。

職業委員は、公共職業安定所の管轄区域に於いて、労働者を代表し得る

者、使用者を代表し得る者及び識識経験ある者について、主務大臣がこれを  
委嘱する。

労働者を代表し得る者及び使用者を代表し得る者は各同数とする。

第五十九條 職業委員は名譽職とし、これを法令により公務に従事する  
職員とみなす。

第六十條 職業委員は公共職業安定所長の指揮監督を受け、左の  
業務を行う。

一 職業に就くことについて啓蒙及び宣傳をいたすこと。

二 失業の情報を集つめ、これを公共職業安定所長に報告すること。

三 公共職業安定所に直接申込みをすることのイキハ又は求職の申込みをうけ、これを

公共職業安定所長に取次ぐこと。

四 その他公共職業安定所の業務に關し補助を求められた事項について、公共

職業安定所長を補助すること。

第六十一條 前三條に定めるものの外、職業委員については必要の事項は政令で  
これを定める。

第九章 監督

(報告義務)

第六十二条 公共職業安定所長が必要であると認めるときは、労働者の

雇入又は解雇に関し、労働者を雇傭又は使用する工場事業場その他

他の場所から報告を徴することができる。

(報告書類、帳簿の提出、唱録等)

第六十三条 当該官吏は、許可又は認可を受け職業紹介事業、職業紹介

事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つる者に対し、業務に

関する報告を徴し若しは、必要を著し、帳簿の提出を求め、又はその事

務所若しは事業所に唱録し、業務の状況若しは書類、帳簿を提出し、

物件を検査することができる。

(事業の停止又は許可、認可の取消)

第六十四条 主務大臣は、許可又は認可を受けた職業紹介事業、職業紹介

事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つる者から、法令若し

は、これに基く処分を違反し、又は公衆を害する虞があると認めるときは、

その事業若しは行為を停止し、又は許可若しは認可を取消すること

ができる。

第十章 雑則

(公共職業安定所職員の教養訓練)

第十五条 政府は、その行う職業紹介事業、職業指導、職業補

導事業、その他この法律の施行に關する事務に従事する職

員の教養訓練を行うため、必要な施設を設けなければならない

ない。

前項の施設に關して必要な事項は、政令でこれを定める

(市町村長の行う業務に対する国庫補助)

第十六条 国家は、第十九条の規定により市町村長の行う

業務に必要な経費について、補助することができる。

(主務大臣の職権委任)

第十七条 この法律に定める主務大臣の職権は、政令の定めると

ころにより、この法律を施行する責任ある行政庁に委任する

ことができる。

(船員職業紹介事業)

才十八条 この法律は、  
才 条の規定を除く、  
紹介事業にはこれと適用しない。

裏面白紙

第十九章 罰則

第十九条

第二十三条第一号又は第二号の規定に違反した者

は、一年以上十年以下の懲役又は二十円以上三万円以下の罰金に処する。

第二十條

第二十三条

第二十四條

第二十八條

第二十九條

第四十五條

左の各号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は一  
万円以下の罰金に処する。

第二十七條

左の各号の規定に該當する者は、六月以下の懲役又は

五万円以下の罰金に処する。

第二十二條第一項乃至第三項、第二十三條第一号若しくは同

條第二号乃至第八号、第二十三條第一項、第二十五條、第四

十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十九條第二

項、第五十一條及び第五十二條の規定に違反した者



二 才二十二条第四項 才二十七条才二項 才四十六条及び才

五十七条の規定に基づいて発する政令に違反した者

三 才二十七条の規定に基づく制限及び才四十一条又は才五十一条の規定に基づく指示に違反した者

四 才六十二条の規定による公共職業安定所長の委任があつた場合において報告をせず又は虚偽の報告をした者

五 才六十二条の規定による当該官吏の要求があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をし、若しくは類帳簿の提出をせず、又は虚偽の記載をした書類帳簿の提出をし、又は臨検、検査を拒み、若しくは妨げた者

第七十二条

この法律の違反行為をした者が法人又は人の業務に  
 ついて当該法人又は人のために行為をした代理人、使用人、  
 他の従業者である場合においては、法人又は人に対しても  
 各本条の罰金刑を科す。但し、法人又は人（法人である  
 場合においてはその代表者、営業に當りて成年者と同一の  
 能力を有する者）が、  
 能力を有しない者である場合  
 においては、その法定代理人とする。以下、この条において同様

である。が、違反の防止に必要な措置をした場合において  
 は、この限りではない。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置  
 を講じなかった場合、若しくは違反行為を知り、  
 必要の措置を講じなかった場合、  
 又は、当該法人又は人も行為者として罰する。

附則

第七十二條

この法律は、公布の日よりこれを施行す

る。但しこの法律施行の際現に労働者供給事業

を行つる者は、この法律施行後三月を限り、その事業

を行つることが出来る。

裏面白紙

一 公共職業安定所に關する事項

從來勸勞署として職業紹介事務を取扱つて來たが昭和二十二年四月八日勅令第百十八號により職業の確保と産業の興隆に寄與するようにな務の公平且つ適正に配置されることを目的として新に公共職業安定所が設置せられた。その概要は左の通りである。

(イ) 公共職業安定所の沿革

(別紙 (一))

(ロ) 公共職業安定所設置數

職業安定所 本所 四五五 分所 七七

厚生省

労働安定所 本所 八九 分所 一八

(ハ) 職員定數は左の通り

區分	定員			官	嘱託	雇員	傭人	計
	事務員	技	官					
公共職業安定所	三四八	四、六二二	二九	六	一八四	四、一七九	六四二	一〇、〇一〇
公共労働安定所	六〇	四五〇	一	一	二四二四	八五〇	一七四	二、九五八
計	四〇八	五、〇七二	二九	六	二、六〇八	五、〇二九	八一六	一二、九六八

註 府縣別定員表添付(別紙(二))

(ニ) 豫算

公共職業安定所 八八、五二四、〇〇〇  
 公共労働安定所 三五、三〇六、〇〇〇

計 一二三、八三〇、〇〇〇

一 公共安定所の沿革

昭和十三年七月 一日 職業紹介所第一次國營移管（一九六所）

十一月十九日 職業紹介所第二次國營移管（一八八所）

昭和十四年 四月 一日 六大都市及北九州労働紹介所統合に依り二

四所減す

十一月二十日 職業紹介所増設二所

昭和十五年四月 一日 三所

七月 一日 一〇所

十二月二十日 三所

昭和十六年 二月 一日 國民職業指導所（國民労働指導所）と改稱

厚生省

七月 一日 國民職業指導所増設五所

十二月二十四日 六一所

昭和十七年 三月 十日 一一三所

國民労働指導所廢止一八所

昭和十八年 五月十七日 國民職業指導所増設一所

昭和十九年 三月 一日 國民労働動員署と改稱

昭和二十年 七月 一日 國民労働動員署四六署減

（全署長に地方事務官を配置したるに由る）

十月 六日 勤勞署と改稱（現在四八四署沖繩を除く）

昭和二十二年 二月 一日 勤勞署三〇署廢止

昭和二十二年 三月十六日 日備勤勞署八六署新設

四月一日 (官名改正し事務官技官となり二級、三級の別を除く)

五月一日 (船員職業紹介に關する事務分離)

十月七日 勤勞署二署(一般、日備各一署)増設

(現在數五四二署沖繩を除く)

昭和二十二年 四月 八日 公共職業安定所設置

(現在數 職業安定所 四八五五  
労働安定所 八五五)

厚生省

一 公共事業に關する件

(一) 昭和二十一年度公共事業は昨年十月より豫算六五億圓を以て産業再建と失業者の吸収活用に直接寄與する生産的專業の遂行に努め來たり、本年三月迄の救済延人員は一部報告未達の分を除き延人員六一三五二三四九名に及んで居る。救済豫定延人員は七千六百萬を超えるのであつたが、勞務者に支拂はれる賃金は物價昂騰の影響をも受け豫算面よりの豫定人員を下廻る実績を示して居る公共事業の開始に伴ひ勞務配置の綜合調整、失業者の就勞促進及び勞務査察を目的として厚生省に失業対策本部を設け、勞務の調整企畫を第一部において、勞務の査察を第二部において擔當し、

厚生省

なお進んで産業再建の基本的問題たる電源開發調査を失業者吸収の面より計畫し目下民間團體をして調査を續行せしめつゝある。又各府縣毎に失業対策實施本部を設置せしめ中央に準じ、勞務配置の綜合的調整、企畫、査察等を天々實施せしめて居る。

(二) 本年度公共事業は總豫算九五億を以て既に着手して居り、延三億三千九百六萬四千百八十三名の救済を豫定してゐる。

諸物價の昂騰に伴ひ本年度は賃金の豫算単價は一人一日三〇圓として昨年度と同様地方の實情に應じた賃金の操作を認めて居る。

昭和22年3月分 公共事業實施狀況報告 (教養文化局企画課)

事業種別	外資内資 補助人員	事業箇所	事業箇所			事業費用 延滞人員	同上(新十名) 就業人員			事業執行 平均日数
			總數	施行箇所	施行方法		延滞人員	延滞人員	就業人員	
食糧 配給	57404232	20605	188 1521 13476 5420	10278 3355 2473	10 13 875	7134310	延 681866 27648	7148840 372266	7330706 377914	231
住宅 建設	11110925	4177	42 1552 2563 120	732 1111	10 10 51	1512850	延 129618 5585	1450293 56723	1577876 62308	237
河川 治水	36762775	7220	1123 3969 1300 828	3313 310 3406	3 304 3019	5033558	延 477837 19412	3777293 165451	4255130 183863	240
交通 施設	18568700	2840	225 1816 534 195	1068 132	533 1417	2295272	延 274788 10439	1547028 60135	1822016 70574	245
公共 施設	2043162	1721	142 207 1538 34	1408 23	97 214	431571	延 30736 1101	343977 13642	374733 14743	248
衛生 施設	3278587	1735	24 158 1533	1709 1	44 276	475788	延 374611 17284	243505 11206	618116 28470	248
小計	127388681	38498	1814 222 2868 6577	20219 4558 14211	5887 2224 15754	17183549	延 1767656 80469	14510771 679423	16495771 759372	242
職業 訓練	111384	172	12 149 11 20	139 41 1	23 29 139	11127	延 4068	477	4565	237
共同 作業	308442	815	2 148 219 446	600 365 1	2 70 67	46489	延 11421	10163	21584	243
知識 普及	455534	585	5 594 6	585 23 342	13 23 342	6261	延 3311	15	3326	261
小計	895360	1592	19 871 236 466	1324 406 2	113 338 172	73827	延 18800	10675	27475	247
合計	130264041	40090	4833 10074 21100 7063	21542 4764 14213	6000 2302 17121	17257376	延 92267	670078	789367	245

備考 京都、長崎、奈良、除ノ四十三都道府縣、集計シテモ、

裏面白紙



一 失業者の現況に関する件

一 失業者の推計

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎として推計するとき

昭和二十一年十一月末現在

昭和二十二年九月末現在

(2) 昭和二十一年十月中可勤労者において把握し得たもの

合計

男

女

三、三八二、〇〇〇  
二、五五五、〇〇〇

一、二六七、〇〇〇

一、〇〇八、〇〇〇

二、五五九、〇〇〇

二 失業者の推計方法

(1) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎とする方法

(イ) 二二、四、二六現在失業者

(ロ) 完全失業者

(ハ) 一日乃至七日働いた使用人、業主

(ニ) 二二、四、二六から二一、一一、三一までに発生する失業者

一、五五五、〇〇〇  
一、五九〇、〇〇〇  
九六五、〇〇〇  
二、五三八、〇〇〇

(一) 海外よりの復員並びに引揚

(二) 賠償及び最近實施せらるべき軍需保障打切りの結果起るべき企業整理にけひ発生するものと考へられる失業者

(注) 二一、四、二六から二一、三一までに海外より復員又は引揚たもの

陸海軍軍人軍屬一、四六三、〇九三中農業、水産業、學生生徒以外の七〇、二九即ち一、〇二八、四〇八は失業とし

引揚居留民一、六五五、九一六中昭和五年有業率四五、九即ち七六〇、〇六五は失業とする。

(イ) 二二、一、一以後二二、九、三〇までに発生する失業者

(ロ) 海外よりの復員並びに引揚

(ハ) 三月末卒業する國卒者中就職希望者

(註) 陸海軍軍人軍屬八六五、五八八中七〇、二九即ち六〇八、四二二引揚居留民六三〇、七五二中四五、九即ち一八九、五一五は失業とする。

(一) 二二、五、一より二二、一二、三一までに就職定着するもの

(二) 二二、一より二二、一〇の十ヶ月に勤勞署を通じて就職したもの

(三) 右期間中に就職した全數

一、九一七、〇〇〇  
一、〇八六、〇七七  
四、七八五、三三六

(註) 勤労署を通して採用されたものは全新規採用者の二二、七%  
(三) 右期間の就職者中定着した数

(註) 新規採用者中定着するものはその四四、七%

(四) 五月より二月の八ヶ月間の就業定着者は右の十分の八

(五) 一以後二二、九までに就業定着するもの

(註) 前項と同一推定による。

(六) 昭和二十一年二月末日現在失業者は(イ)十四一(二)

(七) 昭和二十二年九月末日現在失業者は(イ)十八一(一)

(2) 昭和二十一年十月中旬勤労署において把握したものの推計方法

(イ) 二二、一〇中旬の就業希望調査に現れた失業者

(四) 全国的に勤労署を利用せざるものも含めると

(註) 勤労署利用率(男二二、六%女二三、〇%)

(註)

(一) 勤労署利用率男〇、二二六 女〇、二三〇 男女計〇、二二七

昭和二十一年七月末實施された年次勤労統計調査により、東京、神奈川、愛知

男	二二七、七九〇
女	五九、五五三
男	一〇八、〇〇〇
女	二五九、〇〇〇
計	二六七、〇〇〇

京都、大阪、兵庫、福岡、北海道の八都道府県より鑛山業、工業、交通業、商業につき各雇入を有するもの二五乃至三〇づつ無選擇に抽出して調査したものであると上半期における雇入数一四七、七三八中勤労署を通じたもの三三、五五一即ち勤労署利用率は雇入数に對する勤労署を通じたものの比二二、七%となる。

(二) 定着率男女計四四、七%

前項と同一資料により半年間の純増加数六六、一八六なるにより定着率は純増加数に對する雇入数即ち四四、七%となる。

三 職業紹介の面より見た失業の様相

(1) 本年一月より十一月までの間における職業紹介の状況は

求人者数

就職者数

求人者数に對する就職者数の割合は

七四、四%

求人者数に對する就職者数の割合は 五六、五%

一八三、一三二
一〇九、一四〇
一八九、五九三

(四) 求職者数よりも求人者数が特に多いこと及び求人者数或は求職者数に比べて就職者数が少過ぎると云ふ奇異な現象を呈してゐる。

(イ) この現象は

一 所謂厚商賣等による収入が正業定職に就いての収入よりも多額に上るので正常な勤勞意欲を持たない失業者が潜在して表面にでないこと。

二 求人と求職との条件のギャップが大きいため容易に結合ができないこと等の理由に依るものと考へられる。

2

次に最近の求人及求職の一般的傾向を説明すれば

(イ) 求人者側の傾向を見るに次の如き諸點が目立つてゐる。

一 求人条件として熟練者、経験者又は年少の養成工を望み扶養家族の多いもの、高齢者を好まない。

二 宿舍施設の関係から特に近距離通勤者を好む。

三 金衡に當つては嚴選主義を以て望む傾向が強い。

四 職種では事務關係の求人は殆んど少い。

(ロ) 求職側の傾向を見るに次の如き諸點が目立つてゐる。

一 求人の要望する様な技能経験を有する者は非常に少く。

二 最近の食糧、住宅事情等を反映して宿舍給食施設の整備して居るところを特に望む傾向がある。

三 職種としては事務關係を希望する者が多い。

四 近時特に壯年層の扶養家族多い者の來署が多くなつて來てゐる。

五 求職者の勤勞意欲を見るに引揚者、最近の軍復員者及び壯年層の者等は特に眞摯積極的に求職して居る。

女子は男子に比し低調で漫然來署する者が多い。

一重要業務の確保に關する件  
 (1) 炭礦勞務

戰後極度に減少しては炭礦減の最大原因となつた炭礦勞務者の確保については昭和二十年十月二十五日の石炭緊急対策に關する閣議決定に基き炭礦勞務介護團はその全機能を發揮して所要勞務の確保に當り所期の成績を納めて來たが炭礦に於ける受入施設の整備が進捗しない等の爲二十一年度第二、四半期以降勞務充足が困難となつて來たので關係方面と連絡して面々討議を續てその完全確保を圖つてゐる。

軍事保護院

炭礦勞務確保状況

炭礦勞務確保状況		需要数	確保数
昭和二十年度	自	70,000	65,000
第一、四半期	自	17,000	16,000
第二、四半期	自	17,000	16,000
第三、四半期	自	17,000	16,000
第四、四半期	自	17,000	16,000
昭和二十一年度	自	70,000	65,000
第一、四半期	自	17,000	16,000
第二、四半期	自	17,000	16,000
第三、四半期	自	17,000	16,000
第四、四半期	自	17,000	16,000

(四) 鐵維勞務

見送り物資生産の首位を占める鐵維産業勞務確保の緊急性に鑑みその幹旋要領を定めて職業紹介機關の積極的活動を圖ると共に民間人を主體とした鐵維勞務處理委員會の協力を求めその調劑な幹旋に當つてゐるが、その幹旋は本勞務の特殊性により伸々容易ではない。

鐵維勞務は従前よりその給源を主として遠南地の釜山浦村に依存してゐるので聯合四軍司令部より勸告の次第も有りこれを是正して上場近接地域より出來得る限り採用するよう求人者を指導しつゝ關係者一體となりその完全充足につとめてゐる。

軍事保護院

鐵維産業勞務幹旋狀況

昭和二十一年度 第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期	計	昭和二十二年 第一、四半期	
					第一、四半期	第二、四半期
自一 至一	自一 至一	自一 至一	自一 至一	自一 至一	八 四	六 一
六 〇	六 五	一 〇	二 〇	二 〇	九 五	一 六
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	九 八	一 七
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	九 八	一 七
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	九 八	一 七
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	九 八	一 七

需 要 數

幹 旋 數

一 進駐軍勞務充足に關する件

（進駐軍の）

昭和二十年九月聯合國軍が本土進駐以來日を遡りてその需要は増加し昭和二十二年三月中に於ける一日平均勞務要求數は一七八四六六名となつて居りこれに對する供出數は一〇三〇四三名充足率九六・一％である。聯合國軍關係勞務の完全充足を圖る爲に一勞務充足に關する件に厚玉省令が定められ所屬命令、從進命令が發せしうるようになつて居るか從進命令は原則として發令せず所屬命令も勞務確保上已むを得ない場合に限りこれを行う方針である。尙勞務充足困難な地方では一部勞務供給者を利用してゐるところもあつたが公共勞務安定所の整備擴充と相俟つて勞務供給業者の介在を排除して聯合國軍勞務は一元的に戰時紹介機關に於て全責任を以て轉讓してゐる

軍事保護院

めくれず

一般職業紹介成績に關する件

終戦と同時に戦時の強力な統制配置から急角度に轉回して本来の姿に返つた職業紹介事業は關係規程の制定、公共職業安定所の整備により漸次軌道に乗り出し昭和二十一年中に於ける求人数は三〇二萬人、求職者数は二二三萬人、就職者数は一二八萬人を數へるに至つた。

昭和二十二年一月中に於ける取扱數（日僱勞務を除く）を産業別に見れば次の如くである。

厚生省

	求人數	求職者數	就職者數
農 業	17,714	21,111	21,111
水 産 業	17,112	17,111	17,111
鑛 業	15,300	24,470	22,224
工 業	19,174,474	29,072,111	27,192,274
商 業	17,234,274	22,211,111	17,211,111
運輸通信業	22,211,111	22,211,111	22,211,111
自由業	22,211,111	22,211,111	22,211,111
公務	22,211,111	22,211,111	22,211,111
家事業	22,211,111	22,211,111	22,211,111

其の他の産業	1940	1941	増減
公共事業	10,441	10,811	370
計	11,140	11,501	361

厚生省



一 職業補導並授産事業に関する件

現下の失業状況に鑑み、其の救済の一つであり、然も公共事業として職業補導並に授産事業を實施して居る。

昭和二十二年度に於ては

イ 職業補導所四二五ヶ所、この豫算額一、九、二、一、〇〇〇、〇〇〇

ロ 授産共同作業場設三〇〇三ヶ所、この豫算額二、五、五、〇〇〇、〇〇〇

ハ 授産共同作業場特別施設新設七〇ヶ所（前年度一、一八ヶ所施設）この豫算額一、五、〇、〇〇〇、〇〇〇であるが、この施設については連合國

軍司令部と目下折衝中である。

軍事保護院

一 職業紹介委員会に關する件

職業行政の整備刷新を圖るため昭和十三年六月二十九日勅令第四百五十三號を以て職業紹介委員会官制が公布せられ即日實施せられたか爾來審議の向を重ねること七回本年一月十七日職業紹介法の改正に關する答申を厚生大臣に提出せり。

現在委員の氏名は別紙の通りであるが委員中公職追放に該當するもの及び國會に議席を有する者については改めてその資格につき検討を行ひつつあり。

厚生省

使用者代表

中央集積紹介委員会委員名簿

日産土木株式会社社長

北海道炭坑汽船株式会社取締役

日本輸送協會理事長

事務者代表

全日本交通運輸労働組合同盟執行委員長

日本労働組合総同盟中央委員組織部長

全日本労働組合連合会副会長

学識経験者

貴族院議員

衆議院議員

東京帝國大學教授  
元厚生省副大臣

厚生省 次官

厚生省 功 務 局長

厚生省 勞 務 局長

臨時委員

矢野龍渓 本部長

厚生省 政 務 次官

厚生 参 事 長

厚生省 保 險 局長

内務省 地 方 局長

農工省 農 務 局長

文部省 学 校 教育 局長

農林省 農 務 局長

加前 田 末 作  
重 藤 年 治  
金 渡 正 吉  
江 實 正 助  
江 實 正 助

山 崎 貞 彦  
山 崎 貞 彦  
山 崎 貞 彦

土 井 光 一  
土 井 光 一  
土 井 光 一

安 井 一 郎  
安 井 一 郎  
安 井 一 郎

伊 藤 武 蔵  
伊 藤 武 蔵  
伊 藤 武 蔵

林 甚 之 丞  
林 甚 之 丞  
林 甚 之 丞

佐 藤 久 吉  
佐 藤 久 吉  
佐 藤 久 吉

上 野 裕 一  
上 野 裕 一  
上 野 裕 一

郡 田 一 郎  
郡 田 一 郎  
郡 田 一 郎

日 田 政 四 郎  
日 田 政 四 郎  
日 田 政 四 郎

中 高 田 政 四 郎  
中 高 田 政 四 郎  
中 高 田 政 四 郎

中央失業対策委員会に關する件

終戦後に於ける失業問題の重要性に鑑みこれが対策に關し、民間學識経験者の知能經驗を活用し富該議問題解決に資するため昭和二十年十二月三日勅令第九十七號をもつて失業対策委員會官制が公布せられ即日施行せられたのであるが、翌十二月四日第一回委員會總會を開催し、失業対策に關する根本方針の審議を開始し爾來小委員會に於て審議を重ねること數回同年六月二十一日第二回委員會總會に於て一應根本方針を決定し、これを厚生大臣に答申今日に反んでいる。

厚生省

委員十四名、官廳員八名一にして外に臨時委員七名があり委員中一名は本人より辭表を提出し他の一名は資格審査の結果不適格と決定してゐるのであるが今回國會法の制定に伴ひ國會に議席を有する者については改めて國會の承認を要することとなつたので該富者については目下委員としての資格に全面的に再検討を加へつつあり

同委員氏名は別紙名簿の通りである。

中央戰災對策委員會委員及幹事名簿

(昭二二、四、  
厚生省)

會長  
委員

伊藤 康竹之助  
 小野 利得  
 北澤 敬二  
 北澤 新次郎  
 真貝 貴一  
 田中 貞一  
 南郷 三郎  
 野崎 龍七  
 橋本 貞一  
 公本 治一郎  
 宮本 平作  
 湯淺 考一  
 吉野 考一  
 大橋 武夫  
 岩澤 忠次

伯爵

委員

文部省 次長 教育局長 日高 第四郎  
 商工省 商務局長 吉田 二郎  
 農林省 總務局長 平川 守  
 厚生省 次官 伊藤 謙二  
 厚生省 警務局長 上山 顯  
 內閣 參事 官 吉武 惠市  
 法務省 參事 官 井手 成三  
 遞信省 總務局長 大野 勝三  
 運輸省 大臣官房 房長 矢野 裕三  
 農林省 拓殖局長 伊藤 佐三  
 商工省 產業復興局長 三木 武夫  
 厚生省 職業安定局長 井上 道義  
 厚生省 福利局長 井上 道義  
 厚生省 紹介局長 江下 元  
 大藏省 二計局長 長野 一

時委員

幹事

時委員

一 関係団体に属する件

(1) 財団法人職業協會

職業事情の調査研究、重要産業勞務者の斡旋を容易ならしむる爲の産業事情の周知宣傳、勞務者の就職保護其の他職業に関する必要なる事業を行ふ爲設立せられたるものであるが近く解散すべく準備中にある

(2) 財団法人職業補導協會

職業補導並に授産事業等の啓蒙宣傳、調査研究其の他必要なる事業を行ふ爲昨年六月設立せられたるものにして全額國庫補助の下に目下活動を爲しつつあり

軍事保護院

一 職業行政關係職員の研修制度強化擴充に關する件

公共職業安定所職員には戰時中に採用せられた者が多く、且つこれに對する指導訓練の徹底化を缺いたためその教養素質が低下し、延いては公共職業安定所業務の運営に支障を與へるばかりでなく、一般に對する公共職業安定所の信用を失墜せしめる因をなしているので中堅及び新規職員の研修制度を強化擴充しその質的充實と業務の飛躍的發展を圖らんとする。

尙 豫算額は中央、地方研修に要するものとして

四三二、五二五圓

實務研修に要する經費は適當な時期に追加豫算に計上する

厚生省

豫定である。

保険局所管事項

- 一 國民健康保険の現状とその対策に関する件
- 一 船員保険法の一部を改正する法律案に関する件
- 一 労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に関する件

厚生省



一、國民健康保険の現状とその対策に関する件

國民健康保険は終戦後経済界変動の影響を受けてにはかに不振となったが、関係者の一路再建に対する努力と昨秋一億五千萬圓の國庫補助金の追加豫算を得て、稍小康を保った様に見受けられたが、今春の社會保険診療報酬額の引上と保険診療の不円滑により、全國の國民健康保険組合は財政難と事業難のために、制度創設

厚生省

以來の最大の危機に達するに至り國民健康保険組合の大多數は今や存続の否かの岐路に直面しているのが、政府としては特に之が再建策の樹立及実施の必要がある。

(現状)

昭和二十二年二月十二日現在九、三三組合の現状調査によれば

- 事業活潑な組合数 一七三二組合(一八%)
- 事業普通な組合 四七四七組合(五一%)
- 事業不振な組合 一、九三八組合(二一%)
- 事業休止組合 九〇七組合(一〇%)

がある

然るに其の後事業不振又は休止組合は漸増の傾向に在つて、近く又豫想せられる社会保険診療報酬額の引上げが実施せられた場合は全国組合の半数以上は事業休止の止むなきに至ることが豫測されるに至つてゐる

(対策)

国民健康保険組合刷新強化方策案

(一) 組合組織の刷新

厚生省

(1) 組合役員職員の刷新整備を圖る事と、

組合理事及び組合會議員の改選と実施して内部人事の刷新を圖ると共に事務<sup>数</sup>構の整備に付、訂直中

(2) 地方国民健康保険委員会設置

組合運営の合理化及び活動の促進を圖ること、

(二) 事業内容の充実

(1) 保険医制度の合理化

現行保険医制度を廃止し、組合において個々の開業医と診療につき契約して、囑託医とすること、

(2) 組合直営診療所の設置を勧奨すること、

(三) 医薬品の社会保険診療実績による配給実施一部分につき近く実施する。

(四) 制度の趣旨普及と啓蒙宣傳

厚生省

言論報導機関等を利用して趣旨の普及徹底を

図る。

(五) 国庫補助追加豫算要求

追加豫算要求すべく目下基礎算出中

一、船員保険法の一部を改正する法律案に関する件

船員法の改正に伴い、その船舶所有者の災害補償の義務を船員保険法で行うこととし、所要の改正を必要とする必要がある。目下その成案を急ぎ関係方面と折衝中である。なおこの法律案は第一回国會に提出しなければならぬ。

厚生省

一、労働者災害補償保険法並びに健康保険法、厚生年金保険法の一部を改正する法律案に関する件

(一)労働者災害補償保険法及び労働者災害補償保険特

別會計法は、来る七月一日よりこれを施行すべく目下

準備を進めている。

(二)健康保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法

律は来る六月一日よりその一部を、労働者災害補償

保険法施行の日から全面的に施行すべく目下準備を進めている。

厚生省

引揚發護院所管事務引揚事項

○援護局

- 一、機務に關する事項
- 二、線路に關する事項
- 三、業務の概要に關する事項
- 四、在外邦人の引揚状況に關する事項
- 五、在日外人の送達状況に關する事項
- 六、越冬住宅に關する事項
- 七、生業資金融通に關する事項
- 八、應急家財特別包捨に關する事項
- 九、引揚者互助團體に關する事項
- 一〇、其の他一般援護に關する事項
- 一一、上置地に於ける援護物資に關する事項
- 一二、定着地に於ける援護物資に關する事項

軍事保護院

○徴投局

- 一、外地より滿洲地までの管内及管内に關する事項
- 二、滿洲地に於ける應急物資に關する事項
- 三、滿洲地より定着地までの管内に關する事項
- 四、引揚者の徴投に關する事項

〇後援局

一 後援に關する事項

(1) 引揚後援院は厚生大臣の官邸に屬し今次の戰爭の終結により海外よりの引揚邦人及び内地より内地以外の地域に引揚ぐる者の後援後援並に後援に關する事務を掌る爲本院については昭和二十一年三月十三日設立せられ現在左の二司出謀の構成により事務を處置しつつある

後援局長 佐藤 廉 後援課長 佐藤 廉 指導課長 佐藤 廉 物資課長 佐藤 廉

後援局長 佐藤 廉 後援課長 佐藤 廉 指導課長 佐藤 廉 物資課長 佐藤 廉

尚引揚後援院に關する各省連絡を司る爲本院に關係各局長級を委員とする引揚後援連絡委員会(官制による)を設けずると共に後援連絡中央事務局官邸内に引揚關係各官事務關係者の會合を開き連絡進行に關する案名を連絡を司りつつある  
尚引揚後援院に參與二十人以上以内を以て(官制による)引揚後援に參與せしめてある

軍事保護院

(1) 引揚の緊急後援並に後援の實施に關する現行萬國として(官制による)前三出張所を設けてゐたが引揚業務の進捗と共に大々と閉鎖し現在では函館、青森、宇都、近世保の四司が引揚所として活動を取行、他に後援後援所の用貨後援局閉鎖後に設立せられてある  
(2) 本事業の遂行に付ては連台國軍後援局司令官及び現地軍の援助且つ援助なるの信等、並官の用へられ具体的事項について信等を受けつつある現狀である

二、後援に關する事項

(3) 人件費・事務費

昭和二十二年度に於て引揚後援院の事務を遂行す。局本院並に連絡事務所と地方引揚後援院としての帰朝外四局の人員費及び事務費一六、九二三、〇〇〇圓を計上したのであるが其の後任世保引揚後援院の受人能刀等と補員引揚後援院に併し後援委員の所費経費に依る内谷兼史、更に任世保引揚後援院の能刀減少博多引揚後援院の増止に依り再成内容に変更を來し刑紙の如き内容となつたのである。

引揚後援院の機構は昭和二十一年度同様後援・徴収の一司であるが、臨時に於て昭和二十二年度の編成は現在の初資味は社管前で徴収課は課長司で夫々計上することになつたので本院としては庶務・業務・信導・輸送の四課を計上したのである。その人員は一級員三名、二級員一二名、三級員一九名、書記員四人、八名合計八二名である。

軍事保護院

地方引揚後援院については、國相の二司は一ヶ年分佐世保・宇品の二司は十ヶ月分、博多は七ヶ月分を計上し其の人員は約二、五〇〇名である。

(4) 後援委員費

昭和二十二年度に於ては海外よりの引揚者数を一、四二五、〇〇〇人としそれを以て後援委員の推薦人員としこれに要する経費総額を一、三二二、〇五八、〇〇〇圓計上して居るその主なる内容は刑紙の通りである。



昭和二十二年年度豫算額調		科目	種目	計	内谷變更に依り不用額	差引額	備考
此種及勞働施設費	引當氏對策諸費	引當氏對策諸費	一三三,八九八,一〇〇〇	三二五,五二五	一三三,八六六,五四七五		
引當氏對策諸費	引當氏對策諸費	引當氏對策諸費	一六九,九三三,〇〇〇	三二五,五二五	一六六,〇七四,七七五		
官吏給	官吏給	官吏給	二六九,九五六〇	二四〇,六八〇	二四,五八八八〇		
給料	給料	給料	八,三七六,三〇〇	△一五,六九〇	八,三九一,九九〇		
手當及給與金	手當及給與金	手當及給與金	七一一,七九八	五三九,八九九	六五七,八〇九		
交際費	交際費	交際費	二,〇〇〇,〇〇〇		二,〇〇〇,〇〇〇		
旅費	旅費	旅費	三,四九一,六一四	一四六,九九〇	三,四七六,九一四		
酒類諸費	酒類諸費	酒類諸費	四一〇,五八一	五六,九九三	四〇四,八八八		
役務費	役務費	役務費	九七四,九〇三	一四,七九〇	九六〇,一一三		
備品費	備品費	備品費	五八二,四四四	一三,七三三	五六八,七一		
警備費	警備費	警備費	一三三,二一〇,五八〇〇〇		一三三,二一〇,五八〇〇〇		
手當及給與金	手當及給與金	手當及給與金	一〇八,七七五〇		一〇八,七七五〇		
買金	買金	買金	一〇五,〇一六,五五五		一〇五,〇一六,五五五		
旅費	旅費	旅費	一,二一〇,〇〇〇		一,二一〇,〇〇〇		
消耗品費	消耗品費	消耗品費	三七四,七三六,三八六		三七四,七三六,三八六		
役務費	役務費	役務費	一一六,四七九,四六九		一一六,四七九,四六九		
備品費	備品費	備品費	五,四〇〇,〇〇〇		五,四〇〇,〇〇〇		

厚生省

取付  
及文

六七五〇

八二二六五二〇

六七五〇

八二二六五二〇

厚生省

昭和二十一年度豫算進捗状況

(1) 引揚民対策経費

昭和二十一年度豫算は年度当初に於て一、五〇九、〇三〇、九八九圓であつたが引揚者の受入款に依る補助額と使用停止額とに依り差引實行豫算額は九二七、二六〇、四二一圓となつたそれを本院並に地方に對し配賦したのである右の中本院に對する配賦額は一六六、〇〇〇、九一二圓にして之が支出額は一六六、〇〇〇、三六一圓である

(2) 傳染病予防施設費

昭和二十一年度に於ける本院豫算配賦額は八二六、六四三圓にして之が支出額は八二六、六〇三圓である

(3) 民生安定施設費

引揚者等の感多対策として引揚者等に對し器具の給與と住宅建設費補助の爲要求した経費であり之が豫算額は一、一八五、五四八〇〇圓にしてその内給與器具給與費として九一九、八一五〇〇圓住宅費補助として二六五、七三三〇〇圓である 之が経理の状況は住宅費補助は全額地方に補助し器具給與費は七一、七四四、八六六圓の支出となつたのである

軍事保護院

### 三、業務概要

連合軍最高司令部の指令に基き関係官廳協力の下に在外邦人の引揚及び在日外人の送還業務を実施致して居りますが業務課に於きましては引揚船の入港より引揚者が定着地に帰郷する迄に於ける受入業務並に之が應急援護及び送還者の居住地より出港に到る迄の送還業務を担当致して居ります

各地方引揚援護局に於ける引揚者の受入方法は概ね検査、携行品検査、宿泊、列車乗車の順序で実施せられますが宿舍におきましては持帰貨幣の交換、引揚証明書、無賃乗車券の交付、應急援護金、被服、日用品、携行食糧の給與等を行ふ他米軍に

### 厚生省

依る引揚者の調査も行われて居ります

### 四、在外邦人の引揚状況

終戦時外地外國に居住する邦人にして内地に引揚を予想せられた者の数は約六百五十万人と推定せられましたが本年四月末日迄の引揚者数は陸軍二、三〇七、四七九人海軍三一九、二四八人居留民二、七五〇、二四七人合計五百三十七万六千九百七十四人に達して居りまして之を方面別に見ると中國台湾沖繩並に米軍占領下の兩方地域に於ける引揚は一部の特殊事情者を除き概ね引揚完了し蘭印地区作業隊の引揚も現在配船中にして五月中に完了の予定であり英軍地区作業隊については六月末日迄

の引揚者数は指示されて居りますが以後の計画は未定の状況であります

韓太千島滿洲シベリヤ等のソ連占領下よりの引揚は昨年十二月より一部の引揚が開始せられ現在引續き月五万程度の引揚を續行して居りますが尙大部分の残留者があります

之を要するに在外邦人の引揚は峠を越したが尙百万余の未引揚者を算する状況であります（引揚者数並残留者数兩別紙参照）

#### 五、在日外人の送還状況

終戦以來内地より外地へ送還した者は朝鮮人、中華民國人、台湾僑民、北緯三十度以南の元沖繩縣及び鹿兒島縣諸島民を主

### 厚生省

とし其の他南方諸島人、イタリヤ人、ドイツ人、インドネシヤ人等でありましてその経過に実績は概ね別表に示す通り送還者數百二十二万二千八百六十二人に達して居ります

之等の送還につきましては復員者、集團勞務者等を最優先的に実施して來たのでありますが更に一般既住者についても昨年三月十八日全国的に実施した帰還登録に基いて逐次送還を行ひ昨年十二月を以て一應計画的な送還を終了し本年に入つては之等の者の中疾病その他に依つて已むを得ず帰還し得なかつた若干名について適時送還しつつある状況であります

従ひまして本年度の送還予想は外地よりの引揚者にして日本

經由乘継滞送する者を除き殆んど予定せられて居らず僅かに已むを得ざる者及びドイツ人の第二次送還が残つてゐる状況であります

厚生省

六、越冬住宅に関する事項

越冬期を控えて引揚者の生活は極度に窮迫の状態にあつたので本院に於ては昭和二十一年十月二十二日の閣議に基きこれ等引揚者の收容施設を設置することとなり総額二億六千五百七拾参萬参千円の國庫補助を都道府縣に交付してこれが対策の萬全を期した、資材、労力等の關係で当初の予定より稍遅延したが二十一年度末をもつて夫々工事の完了を見た、大凡十七万人余の收容をなした。

七、生業資金融通に関する事項

引揚者は海外で修得した知識、經驗、技能を活かし引揚後直

厚生省

に再起の計画を樹て生産事業を企図しているがこれら引揚者の内適當なる事業計画を有しながら資産をきたため実行困難なる者に資金を融通し生活再建の途を開かしめるため本事業を二十一年九月より実施した。なお事業主体は都道府縣とし貸付機関は庶民金庫とした、財源として、國庫補助金三億円と庶民金庫出資金七億円を合せ十億円をこれに充当し原則として一世帯一人三千円（事業によつては五千円）以内で貸付を行つてゐるが利用者日と共に増大し三月末貸付金額八億六千四百萬円を超え申込額は既に十三億五千三百萬円を突破し更に今後の引揚者等を考慮すれば右の十億円でけ到底適正

を貸付事業を実施して行けないので貸付目標を更に六億六千萬円増額してこれに対処することになった。尙右の六億六千万円の財源は庶民金融の自己資金<sup>潤</sup>湯のため全額國庫より支出されることになつてゐる。

八、應急家財特別配給に関する事項

引揚者にして引揚後新に内地に世帯を構えた者で生活困難のため家財の購入をなし得ない者に対し一世帯五百円の範囲内で厨房用品及び繊維製品を無償で配給しこれら引揚者の生活<sup>再</sup>建の一助にした昭和二十一年度予算に三億五千萬円を計上しこれにて八六万世帯に配給したが引揚者昭和二十二年度分

厚生省

として昭和二十一年度未配給者及び年度中引揚者を合せ二〇万世帯に対し配給出来るよう昭和二十二年度予算に一億円を計上した。

九、引揚者互助団体に関する事項

引揚者の互助団体は外地に於ける職域又は地域毎に総合的に各種の引揚者援護団体が簇生し個々に任意の活動を始め相互の連絡を欠き種々の害を生じたので本院の斡旋にて自主的機関として中央に引揚者団体全國連合会が組織され都道府縣には引揚者団体都道府縣連合会の設置を見各種の引揚者援護団体は総てこれに吸収統合され統制ある機関として引揚者の指



導に強力なる活動を行つてゐる。

一〇、其の他一般援護に関する事項

定着地に於ける引揚者に対する其の他の一般援護としては特  
に就労の問題があるがこれについては関係各省並に民間団体  
と緊密なる連絡をとり援護に力全を期して居る。なお今後の  
定着援護に関する重要な問題として、次の如きものがある。

(一) 在外資産を見返りとする資金貸付問題（大蔵省にて研究

中）

(二) 引揚者企業の育成問題

厚生省

一一 上欄項に於ける保護物資に關する事項

(1) 被服

境下の生産事情に鑑み特殊なる物量外については特殊物件及新  
規生産品を以つて實情に即する給與を爲して所剩りにシベリヤ万  
國よりの引當者に對しては支給標準を高め支給してゐる  
現物の取持状況は關係方面の積極的なる徳刀により既して調停に  
逐びつゝある

尙昭和二十二年度に於ては保有被服のうち不足の物に限り約二九  
萬點を申請中である

(2) 食糧

境下の食糧事情は主食、副食并極めて緊迫せるところであるが主  
食糧の取持に關しては農林、厚生兩省に於て決定せる「引當  
者に對する主要食糧配給要綱」に依り現在迄のところ配給量は一  
人一日四〇〇瓦の配給を受け能率的に現物を確保しつつあり、副  
食品については味噌・醤油等此れ確保しあるも充足には必然的に  
農林府確保有中より供給を受くることなるも以て現地に於ける入  
手は極めて困難なる状況なり

軍事保護院

(3) 日用品類・燃料・其の他の物資についても此れ取少減成の所要量  
を確保しつつあり

一二 定着地に於ける被服物資に關する事項

(1) 被服

定着地に於ける衣料困難者に對し昭和二十一年度に於ては防寒衣料  
特別配給として約一八〇萬人才の衣料を國上より副官ら各府  
縣を通じて無償配給した

昭和二十二年度に於ても引つづき約八〇萬人才を申請中であるが  
生産状況により各府縣の現物取持は相當の困難を來すものと豫

されそのア弁... 刀刀を...  
④) 人

本... 四... として十五... を... りれたので...  
...として... に... 中

厚生省

○徴疫司

一、外地より編遣地までの船内及船外に關する件

引揚船に醫師及看護手を乗船せしめ船内に於ける衛生状態の保養と引揚者の懸急醫療に従事させてゐる。尙海外に殘留する同胞の醫療及保衛衛生の爲めH.Q.の指令に依り治療品を供給してゐる。

二、編遣地に於ける懸急醫療に關する件

各引揚徴疫所に診療所を設け引揚者の懸急醫療に従事すると共に本年度より引揚者全員に對し結核預防の見地より結核徴疫を實施してゐる。

尙特にソ聯地編引揚婦女子の特殊疾病に關しては相談所を設け之が醫療支援に遺憾なきを期してゐる。

三、編遣地より定着地までの船外に關する件

編遣地より定着地までの列車内に於ける衛生に關しては徴疫所職員

軍事保護院

又は學生同盟會等組織を編成せしめ懸急診療に従事させてゐる。

四、引揚者の徴疫に關する件

終戦後厚生省に輔導徴疫局が設置され従來衛生局徴疫課所掌の徴疫業務は同司徴疫課に於て所掌することとなり更に昭和二十一年三月引揚徴疫院の設置に伴つて徴疫業務は同院に移管され十二ヶ所の引揚徴疫司の徴疫所で専ら引揚徴疫業務に従事して來た處引揚業務はその大半を終了し現在では函館・神戶・宇品、佐世保の四ヶ所に縮少され南方地區よりは宇品ノ邊及びソ連管轄地區である樺太は函館・北輝・大連地區は佐世保シベリアは神戶とそれぞれ受入港を指定され徴疫を實施してゐる。



裏  
面  
白  
紙



裏  
面  
白  
紙

457



裏  
面  
白  
紙

記件 分番	録名 類号	一般					録号 記番	保存 区分	永久 保存		目次 番号	文 番	書 号	目次 名	摘 要
	40800	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1				
								昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日			厚生大臣事務引継事項の件	事務引継
								昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日			大臣事務引継事項	事務引継
								昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日			大臣引継事項に関する件	事務引継
								昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日	昭和三十九年 三月十六日			昭和三十九年 三月十六日	事務引継

裏面白紙